

福祉教育・予算常任委員会（第二分科会）及び決算審査特別委員会（第二分科会）

平成27年9月15日（火曜日）午前9時56分開会

出席委員（9名）

委員長	伊藤 豊美	副委員長	平山 啓子
委員	藤村 由美子	委員	高久 好一
委員	磯 飛 清	委員	若松 東征
委員	相馬 義一	委員	植木 弘行
委員	中村 芳隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福祉事務所長	松 江 孝一郎	社会福祉課長	菊 地 富士夫
社会福祉課長 補 佐	池 澤 直 実	社会福祉係長	大 野 薫
障害福祉係長	増 渕 剛	保 護 係 長	印 南 和 也
高齢福祉課長	塩 水 香代子	高齢福祉課長 補 佐 兼 介護管理係長	三 輪 敦
高齢福祉係長	村 松 隆	介護認定係長	岡 孝 子
地域支援係長	藤 田 健 司	国保年金課長	稲 垣 昭 三 郎
国保年金課長 補 佐 兼 管 理 係 長	岩 崎 栄 子	国保年金係長	伊 藤 陽 子
健康増進課長 兼黒磯保健セ ンター所長兼 西那須野保健 センター所長	柳 崎 修 造	健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長	田 代 宰 士
保健予防係長	黄 木 文 子	健康増進係 副 主 幹	月 井 早 苗
健康増進係 副 主 幹	村 越 邦 子	健康増進係 副 主 幹	根 本 力 三
市民課長	荒 川 順 子	市民課長補佐 兼戸籍係長	戸 山 み どり

市民係長	二ノ宮	直美	子ども未来部	藤田	恵子
子育て支援課長	石塚	昌章	子育て支援課長補佐	相馬	智子
子ども福祉係長	菊地	直路	給付係長	後藤	明美
総合支援係	渋井	尚子	子ども・子育て総合センター所長	八木澤	明美
保育課長	高久	幸代	保育課長補佐兼児童係長	室井	勉
保育係長	瀧	靖子			

出席議会議務局職員

議会議務局
主査 長 岡 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長挨拶

〔健康増進課〕

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔市民課〕

福祉教育常任委員会

- ・議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について
- ・議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔高齢福祉課〕

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)
- ・議案第67号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔社会福祉課〕

決算特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔国保年金課〕

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)
- ・議案第65号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第66号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

〔子ども未来部〕

- ・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔保育課〕

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 閉会

開会 午前 9時56分

開会及び開議の宣告

長岡議会事務局主査 皆様、おはようございます。

定刻より早いんですけども、皆様おそろいということで、ただいまから福祉教育常任委員会、あわせて予算常任委員会（第二分科会）、決算審査特別委員会（第二分科会）を開会いたします。

会議に先立ちまして、本日、高久委員からは遅刻の旨の連絡がありまして、参考までに申し上げますが、ただいまの出席委員は8名です。過半数は5名となります。もし、高久委員おそろいの場合でも、過半数は超えることとなります。

そして、資料の、前回ですね、協議会のほうでは、社会福祉課の進行が、健康増進課、市民課、社会福祉課、高齢福祉課の順でご案内していただけたけれども、執行部の申し出により、高齢福祉課と社会福祉課の順番が入れかわってございます。先に高齢福祉課を諮りまして、次に社会福祉課となります。

委員長挨拶

長岡議会事務局主査 それでは、まず、委員長から挨拶がございます。

伊藤委員長 皆さん、改めましておはようございます。

9月定例会の福祉教育常任委員会に出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

審査は各担当課ごとに行い、それぞれ福祉教育常任委員会審査、予算常任委員会（第二分科会）、決算審査特別委員会（第二分科会）の順に審査を

いたします。審査の日程は、お手元に配付のとおりといたします。本日は、保健福祉部とこども未来部の審査とし、午後5時前に終了しても、教育部は16日といたします。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例案件5件、予算常任委員会に付託された案件のうち、当第二分科会で審査すべき案件は、一般会計及び特別会計の補正予算案件4件、さらに決算審査特別委員会に付託された案件のうち、当第二分科会で審査すべき案件は、一般会計及び特別会計の決算認定案件4件でございます。

各委員には、自由闊達なご意見と慎重な審査をお願いいたしますとともに、円満な進行にご協力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、本日の委員会終了後、陳情の件について協議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

保健福祉部の審査

伊藤委員長 それでは、皆さんおはようございます。ただいまから保健福祉部の審査を始めます。

初めに、松江保健福祉部長からご挨拶をいただきます。

松江保健福祉部長 （挨拶。）

伊藤委員長 ありがとうございます。

健康増進課の審査

伊藤委員長 それでは、健康増進課について審査を行います。健康増進課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査

を行います。

健康増進課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願い申し上げます。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長 それでは、健康増進課分につきましてご説明を申し上げます。

補正予算執行計画書をごらんいただきたいと思いますが、8ページになります。

それでは、健康増進課分、補正予算執行計画書8ページ。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、保健衛生事務推進費、2001事業でございます。賃金を125万2,000円計上させていただいたところでございますが、内容につきましては、保健師1名が最近、急に入りますので、その1号給、大体臨時職員の賃金を検討させていただきました。プラス分につきましては、総務課で所管をしていただきまして、10月から3月分、6カ月分の臨時職員の賃金を計上させていただきました。

以上でございます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「省略」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第64号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで予算常任委員会(第二分科会)を決算審査特別委員会(第二分科会)審査に切りかえます。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長 それでは、平成26年度一般会計決算、健康増進課所管分についてご説明を申し上げます。

まず、健康長寿センター関連の事業についてご説明申し上げますが、決算書では79、80ページになりますが、市政報告書で説明をさせていただきます。市政報告書は120ページになります。お開きをいただきたいと思います。

それでは、ご説明申し上げます。

本事業につきましては、長寿の湯がございます健康長寿センターの施設管理費で、平成24年度から導入いたしました施設振興公社に対する指定管理料1億102万7,000円及び消費税増税分288万

6,485円の、合わせまして1億391万3,485円が主な支出となっております。

また、冷温水発生機の更新工事の設計業務を183万6,000円で実施したところでございます。

本工事につきましては、本年5月25日に2,916万円で契約しまして、5月28日から10月9日を工期といたしまして、現在において実施しているところでございます。

次に、152ページになります。2010保健衛生事務推進費になります。

本事業につきましては、日曜・祝日、年末年始の在宅当番医手当や広域での救急医療に係る各負担金、医師会等への交付金を支出しており、前年度と同程度の決算内容となっております。

続きまして、次のページ、153ページ。301事業、保健センター管理運営事業でございます。

本事業につきましては、黒磯保健センターの施設管理に係る経費を支出しており、修繕料の増減はありますが、毎年ほぼ同程度の決算額となっております。

次の154ページになります。351事業、保健センター整備事業につきましては、前年度に実施設計をいたしました黒磯保健センターへの耐震補強工事を2,194万5,600円で実施し、合わせまして、同時に給配水設備改修工事を2,322万円でそれぞれ国庫補助事業によりまして実施したところでございます。

また、国庫補助事業の対象とならない関連工事といたしまして、1階の壁仕上げ工事及び消毒室のシンク取りかえ工事を実施しましたので、決算総額は4,670万8,000円になったところでございます。

次に、同じく154ページの101事業、健康づくり推進事業になります。

本事業は、健康づくりの普及啓発を図る事業で、

虫歯予防や消費生活と環境保健に要する経費、また、市民との協働によります食生活改善推進事業や若い世代の健康対策強化事業として、30歳、35歳の節目健康診査に係る費用を支出しており、前年度と同程度の決算額となっております。

続きまして、155ページから156ページになります。201事業、成人保健事業でございます。

本事業につきましては、成人を対象とした健康づくりのための事業として、健康相談、健康教育、健康診査を実施するとともに、がんの早期発見、早期治療のためのがん検診に係る費用を支出しております。前年度と比較いたしまして約750万円ほど増額になりましたが、その主な要因は、26年度から新たに胃がんリスク検診を実施したことから、委託料が増額になったものでございます。

続きまして、157ページの301事業、予防接種事業になります。

予防接種には、予防接種法に基づきます定期接種と定期接種以外の任意接種がございます。事業費のほとんどが医療機関に対する委託料と接種費用の助成で、前年度と比較しまして約2,700万円ほど増額になっています。この主な要因としては、水痘及び高齢者肺炎球菌の予防接種が、昨年10月から、任意接種から定期接種になりましたので、自己負担がなくなったということで、接種者がふえたということで、委託料が増額となっております。

次に、158ページから159ページにまいります。101事業、母子保健事業です。

本事業は、母子手帳の交付から妊婦健康診査、母親学級、新生児訪問、乳幼児健診、児童生徒への思春期保健教育、不妊治療費の助成等を実施しており、前年度とほぼ同程度の決算となっております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、160

ページになります。401事業の養育医療事業でございます。

事業内容につきましては、新生児の体重が2,000g以下あるいは身体的な生活力が薄弱な未熟児に対しまして、指定された養育医療機関において入院、治療した医療費の給付を行うものがございます。

決算額は1,007万円で、対前年度比約520万円増の大幅な増額となりましたが、増額の要因につきましては、給付費の実人数及び給付延べ日数等が増加したため、補助費が大幅に増額になったものがございます。

続きまして、少し飛びまして、168ページになります。

168ページ、放射能対策事業のうち、健康増進課では、中段のほうにございます705事業になります。健康増進課におけます放射能対策事業は、ホールボディーカウンターによります放射能内部被曝量検査と母乳及び尿の放射能物質検査を実施したもので、その経費として測定者の送迎用バス代、母乳、尿の検査及びホールボディーカウンター検査費の助成金等を支出したものです。

決算額は約80万円と少額になり、ひらた中央病院での検査が無料であること、また、ホールボディーカウンターや母乳、尿検査の希望者が減少したことから、前年度決算額の約140万円と比較しまして、大幅な減額となったところでございます。

以上、健康増進課分について説明させていただきました。よろしく申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 121ページの健康長寿センター関連事業ですが、委託料が上がった理由は何でしょうか。上がっていないですか。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 3年間の指定管理の中で総額を決定いたしまして、年度協定額で、その年、その年の金額、3年間の総額の枠の範囲で単年度のお金を決定してきているところなんです。

数字的に、大変申しわけないですけども、資料を持ってこなかったんで、その中で、最終年度ということで事業費の伸びがございまして、それを評価させていただいたところだと思います。詳しい内容、その数字がどの程度というまではちょっと資料は.....ないね。大変申しわけないですが、きょうは持ってきていないんですが、もう一度ちょっと精査させていただければ、回答を、きょう中には出るかと思えます。

伊藤委員長 よろしく申し上げます。

藤村委員、よろしいですか。

藤村委員 じゃ、お願いします。

〔「はい」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

副委員長。

平山副委員長 157ページの予防費の中で、先ほど高齢者の肺炎球菌ワクチンが今回定期接種になられたということで、これは、今までは補助が3,000円ぐらい出ていたんですけども、これが無料でできるということで、年齢はやはり70歳以上でよろしいんですか。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 年齢は、65歳から5歳刻みで対象年齢とさせていただいています。

伊藤委員長 副委員長。

平山副委員長 65、70、75。この方が対象で無料ですよということでもいいんですか。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 65、70、75、80、85、90、95まででしたか.....100まで。

伊藤委員長 副委員長。

平山副委員長 5歳刻みの方が無料で、例えば68とか、73みたいなの方は半額。今までどおりの3,000円くらいですか。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 任意接種という形になりまして、その任意接種については扶助費という形で助成が出ており、3,900円になります。

平山副委員長 ありがとうございます。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 次に、認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長 それでは、平成26年度国民健

康保険特別会計決算、健康増進課所管分について説明をさせていただきます。

健康増進課所管分につきましては、市政報告書、350ページになります。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 市政報告書350ページ、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費になります。

特定健康診査特別事業、101事業、これにつきましては、国民健康保険加入者のうち40歳から74歳を対象といたしまして、また、75歳以上の後期高齢者につきましては、後期高齢者医療保険からの受託事業として、生活習慣病の発症を予防し、ひいては医療費の抑制につなげるため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導を実施しております。

前年度と比較しまして270万円ほどの増額になっておりますが、主な要因といたしましては、特定保健指導者数につきましては減少したものの、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の受診者が増加したため、業務委託料が増額になったものでございます。

以上、国民健康保険特別会計のうち、健康増進課所管分について説明をさせていただきました。よろしくお願ひします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 メタボ健診なんですけれども、もうスタートして結構たつと思うんですが、これにひっかかった方、あとフォローアップが必要などという、これの受診率というか、改善率というのは、その方の健康度が上がっているとか、そういうのは実際につかまれているんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 申しわけございません。

改善についてとなりますと、なかなか評価が難しいところがございます、その集計といいますが、統計的な数字についてはつかんではおりません。

動機づけとか積極的支援というような形で支援をさせていただいて、体重を減らしましょうよ、運動しましょうよ、栄養管理しましょうよというような指導はさせていただいています。その後のフォロー、結果というところまでは、なかなか集計的な、統計的なものについてはまだ出ていない状態です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 この制度が導入されたときの説明では、たしかフォローアップの改善率が悪いとペナルティーがかかるという説明を受けたんですけども、それはどうなっていますか。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 受診率、それに、今言われた改善率でしょうか、それについてはペナルティーがあると、当初言われていたことなんです。現在、そのペナルティーはないというふうには聞いております。

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今の関連なんですけど、話戻りようなあれなんですけれども、受診率というのはどのぐらいなんですか。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 特定健診の受診率、平成26年度については38.3%という数字が出ております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 これ、データがあったらで結構なんですけど、他の市町村と比較して、この受診率は高いレベルにあるか、低いレベルにあるか。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 詳しい数値につきましてはちょっと手元にないんですが、一般的に、栃木県内では低いほうの数値ではない、若干、どちらかという、受診率については高いほうの数値だというふうには思っております。

詳しい数値はちょっと今手元にないんですが。

磯飛委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

相馬委員。

相馬委員 その他ということなので。

黄木係長がみえているのでちょっと。私ども献血をやっているんですけども、当然手伝っていただいているんですけども、非常に献血をする

方が減ってきているような状況があるんですよ。そういう中で、保健センターのほうから実施の報告数を1ついただいているんですけども、そういったことを含めて、何かそういった、献血者がふえるような告知みたいなものを考えることは、考えたことはあるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

柳崎健康増進課長 献血に関しては、献血車、いっどこでやりますよという周知を私どもはさせていただいているところでございます。

なかなか伸びないという状況もあるうかと思うんですが、できるだけ、数字はつかんで……

相馬委員 少なくなっていると思う。

柳崎健康増進課長 那須塩原市においては、私どもの資料では、極端には増減はないのかなというふうには思っていたんですが、それぐらいの告知をさせていただいて、周知を図っているところなんです。

一般的にちょっと少なくなっている状況が、今あるというふうには聞いておりますね。

伊藤委員長 相馬委員。

相馬委員 1回の献血者、1日の、何というんですか、献血者は減っているのは確かなんですよ。ただ、回数を多くやっていて、トータル的には多分変わらないかと思うんですけども、その辺がちょっと、随分危惧されるような点があったものですから、ちょっとお聞きしました。

以上です。

柳崎健康増進課長 十分、広報でも努めていききたいなというふうに思います。

伊藤委員長 よろしいですか。

相馬委員 はい。

伊藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ないようなので、それでは、健康増

進課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのために暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

伊藤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民課の審査

伊藤委員長 市民課所管の福祉教育常任委員会審査を行います。

市民課の皆様に申し上げます。

議案の説明に当たりましては簡潔明瞭にお願い申し上げます。

議案第78号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荒川市民課長 それでは、議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は24ページ、議案資料は34ページになります。

現在、住民基本台帳カードの多目的利用として、印鑑登録証を記入いたしました住基カード兼印鑑登録証を交付しております。それと同様に、マイ

ナンバー制度に伴う個人番号カードについても印鑑登録証をの機能を付加したものと、窓口交付及びコンビニ交付どちらでも対応可能となるような個人番号カード兼印鑑登録証を交付できるよう改正を行うものがございます。

主な改正点については、議案資料の34ページ、新旧対照表をごらんください。

第8条第1項、右欄、現行において、住基カードの多目的利用の申請があった場合には、住基カード兼印鑑登録証を交付する旨を規定しておりますけれども、左欄、今回改正については、個人番号カードの多目的利用申請があった場合は、個人番号カード兼印鑑登録証を交付する旨の規定を追加いたします。

以下、記載情報には、印鑑登録証等の亡失、廃止等の規定になりますけれども、住基カード兼印鑑登録証と同様に扱うということから、それぞれに住基カード兼印鑑登録証の次に、または、個人番号カード兼印鑑登録証の文言を追加するものがございます。

以上、説明させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。
伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

植木委員。

植木委員 条例の中身の問題ではないんですが、文言の形の中で、第14条中、「または住基カード兼印鑑登録証」を「住基カード兼印鑑登録証または個人番号カード兼印鑑登録証」に改め、同条ただし書きに「自動交付機」を「自動交付機」に改めるというんですが、この「自動交付機」を「自動交付機」に改めるという部分、何ら文字が変わっていないようなんですが、この点の説明だけ、ちょっとお伺いしたいんですが。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 こちらについては、申しわけありません、言葉ずれで申しわけないんですが、今までのところ、「以下、」この「、」が不要であったために、所要の改正を行ったものでございます。

植木委員 「以下」と「自動交付機」の間の点、これが……

荒川市民課長 それが不要だったもので、所要の改正をあわせて行わせていただきます。

植木委員 理解しました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

高久委員。

高久委員 この印鑑証明兼個人番号カード。多目的に使えるようにするんだということなんですが、これは後から機能がつけ加えられるような、そういう仕組みになっているんですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 制度は市民課所管という、市民課の決めることではないものですから、お答えとしては控えさせていただければと思います。申しわけございません。

伊藤委員長 高久委員、よろしいですか。

高久委員 はい、いいです。

伊藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

高久委員。

高久委員 やっぱり、ほかの目的もこれから加味されていくという計画が国のほうで示されているので、そういうことで、これは市民の情報をしっかり守っていかなくちゃいけないものとして、情報漏れという件もありましたんで、いろんな人数を、対応する人をふやしたり、機能を改善したりして対応はすると言っていますが、全体的にも、機能はもう不完全なシステムだということになっ

ているので、ほかで反対するので、そういう意見です。

伊藤委員長 ほかにございませんか。討論は。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

ご異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正についてを、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荒川市民課長 こちらは、議案書29ページ、議案資料38ページになります。

議案資料にて説明させていただきます。

本案については、施行時期にあわせて、3条立てで改正をしております。

主な改正点について説明させていただきます。

38ページなんですけれども、第1条関係については、施行日は公布の日からということになります。今回のこの改正については、建築基準法の改正によるもので、所管としては建築指導課になり

ますけれども、私のほうから説明させていただきます。

主なところとしましては、2つ目の四角、別表第2というところをごらんいただきますと、右のところ、建築物の構造計算適合判定手数料とございますけれども、そちらについては判定機関で実施することになったため、法が改正されたため、そちらを市がやる必要がなくなったために削るものでございます。

ほか、文言の改正、条ずれ等ありますけれども、全て法の改正に伴うものでございます。

次に、45ページ、46ページをお開きください。

こちら、第2条、第3条関係になりますけれども、こちらについてはマイナンバー制度に伴うものでございます。

27年10月5日から、個人番号を知らせる通知カードについて交付しまして、また、28年1月1日からは、希望した方、申請者に対して個人番号カードを交付いたしますけれども、初回については国庫補助によって無料となりますけれども、再交付については手数料の徴収が必要になることから、交付時期にあわせた改正を行うものでございます。

45ページの第2条関係でございますけれども、10月5日施行で、通知カードの再交付規定について、左側、四角の一番下のところに規定として追加することとなっております。

1枚めくっていただきまして、46ページ。3条関係。こちらについては、28年1月1日の施行で、個人番号カードの再交付規定を追加いたします。これに伴い、住基カードの交付が廃止されることから、住基カードの交付規定を削ることといたします。

以上、説明させていただきます。よろしく願います。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。質疑ございませんか。

高久委員。

高久委員 住基カードを削るといような説明がありました。住基カードは今までどのくらい出たのか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 27年8月末現在で、1万3,546枚ほど出ております。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 そうすると、この1万3,000枚というのは、これからもずっと続くもので、住基カードでやっていくものと。これ、削るといことは、なくなっちゃうということですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 住基カードは、発行から10年間は有効となりますので、そのままお使いいただくことができます。

ただ、住基カードに電子証明というものが、申し込み者に付加されているものがあるんですが、そちらの3年という有効期限に対しては、新しく、28年1月以降に有効期限が切れた場合には、個人番号に切りかえて、電子証明関係についてお使いいただくこととなります。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 そうすると、これは改めて切りかえないと使えない、切りかえしない人は使わなくてもいいというのはあるんですか。選択肢は。

伊藤委員長 課長。

高久委員 個人カードのほう。

荒川市民課長 それは個人の考えで、住基カードのままでいいということであれば、そのまま大丈夫です。10年間は有効です。

伊藤委員長 高久委員、よろしいですか。

高久委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

高久委員。

高久委員 これもまさに、マイナンバーカード、28年1月実施に向けての、そういうためのものですので反対させていただきます。

以上です。

伊藤委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

ご異議がございますので、挙手により採決いたします。

議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正については可決すべきものと決しました。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荒川市民課長 それでは、予算執行計画書の6ページ

ージをお開きください。

2 款総務費、中ほどに記載してございますけれども、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の3001事業が市民課所管となります。

今回の補正730万2,000円については、マイナンバー制度に伴う費用について補正をお願いするものでございます。

額の大きなもののみご説明させていただきます。

賃金268万2,000円、こちらについては、マイナンバー関係の事務補助3名の臨時職員賃金です。

事務内容としましては、10月に交付する通知カードの返戻分の調査、また、1月から交付されます個人番号カード申請書の書き方の支援、交付補助等を予定してございます。

委託料、こちらについては、マイナンバー制度に伴う事務補助職員派遣の委託料でございます。

事務内容としましては、通知カードの返戻分の書類の整理、加えまして、マイナンバー関係で窓口の混雑が想定されることから、フロアマネジャーを業務として考えております。

次に、賃借料ですけれども、3つほど要求させていただいております。

裏書印字システムですけれども、マイナンバーカードによる通知カード、また、個人番号カードについては、運転免許証と同様に住所とか氏名の変更があった場合には、変更事項を記載するような形になっております。その裏書については、住基システムと連動したもので対処を考えておりますので、このシステムを導入するものでございます。

次に、磁気カードリーダーライターですが、これは、個人番号の多目的利用に伴う印鑑登録証の番号を記憶させる機械でございます。

次に、受付番号発券機ですけれども、市民課の現状ですね、混みぐあいとか、また、マイナンバ

ー制度に伴う通知カード等に変更事項を記載する事務が加わることで待ち時間が長くなることが想定されます。これらを考えますと、窓口体制整備が必至と考えますので、番号発券機で番号をとって、自分が、今、どのくらい待つかというものを電子モニターで目安を可視化、目安を持って待っていただく。そして、フロアマネジャーを配置することで窓口の体制整備を行いたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 すみません、ここの委託料なんですけれども、このフロアマネジャーという方、お一人のですか、この金額は。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 こちらは5人ほど予定しております、この派遣委託料にした職員派遣というのは、人数に合わせて、臨機応変に人数を減らしたり、ふやしたりできることから、今、窓口体制がどのくらい必要かというのを判断しまして委託できることから、このような形にさせていただきました。伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 どのくらい混雑すると予想されていすか、人数的に。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 国では1年間で25%という換算、国民の25%目標というふうにしておりまして、那須塩原市において人口で換算しますと、2万9,000人になるものですから、相当の混みが予想ということでこの金額にさせていただいております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 これは本庁だけで行うということなんですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 この3001事業においては本庁の分となっておりますけれども、西那須野支所については、また下のところで記載しております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 混雑、今でもやっぱり窓口で結構混雑するときがあるんですけども、たくさんの方が来られて、スペース的に非常に狭くて、例えば椅子が足りなかったりとか、人だかりになったりということが考えられるんですけども、このフロアマネジャーさんの方の対応によっては苦情につながるようにしていただかなくちゃならない、大切なお仕事だと思うんですが、ある程度そういう対応の経験がある方を依頼するのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 経験、これから雇用をお願いするに当たっては、研修等を実施しまして、職員もつきましてやっていただくようにはなりますけれども、その対応の補助という形での対応になるかと思えますけれども、混雑が想定されることから、101会議室も半年ほど借り切りまして、そちらで返戻分の処理、そしてまた、マイナンバー関係の書き方支援、交付等を行っていきたいと考えております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 番号の発券機の設置なんですけど、これは本庁のみですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 今回、いろいろ西那須野とかも検討したところでございます。また、市民課だけで

いいのかというところでもございまして、庁内で検討させていただいたところでございますけれども、やっぱり今まで番号発券機が設置できないというのは、この庁舎の建物の形状から、1つの発券機で全課に対応できるという設置の仕方が難しいというのがあります。今回、市民課のみとさせていただいたのは、マイナンバー関係で、どうしてもやはり相当の混みぐあい、整理が必要であろうというところで、今回については、新庁舎建設までの期間ということで暫定的にと申しますか、そういうことで市民課のみ導入させていただきまして、窓口の体制整備ということでやらせていただく。西那須野につきましては、窓口がわかりやすいといいますか、そういう形状になっているので、必要ないという結論をいただきまして、本庁のみにとさせていただいたところです。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ということは、先ほどの説明の中で、個人番号カードの場所は101ということで説明があったんですが、この発券機は101に設置するということなんですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 番号発券機は、現在、市民課のちょっと前のところに広告モニターというものがありまして、その広告モニターのあたりに番号発券機を置きまして、その広告モニターの上あたりになるかと思うんですが、今、何番の方をお呼びしていますというような電子モニターをつけまして、あと何番待ち、何人待ちとかということで見ていただけるような形にしたいと思っています。

101については、フロアマネジャーが、きょうはどのようなご用件でとお聞きしたときに、マイナンバー関係については101ということでご案内できるような形でやりたいと思っております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 勉強不足なんです、101ってどこにあるんですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 すみません、本庁の東庁舎に向かう通路の途中、右側のところなんですけれども、自動販売機がありまして、それを越えていただきまして、1つだけ会議室がございまして、そちらになります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ということは、申し込みをして、そこで番号を待っている人はフロアで待っていて、そして、101へ行って受け付けをするということですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 マイナンバー関係については、番号を取る前にフロアマネジャーが101をご案内しまして、マイナンバー関係については101のほうをご案内いたしますということで、番号をとらないでいただくというような形にしたいと思っております。

伊藤委員長 了解でよろしいですか。

磯飛委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

副委員長。

平山副委員長 すみません、今のところのフロアマネジャー5名分の予算が出ていますけれども、これは5人分で3月までの予算ということではよろしいですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 5人ほど要求させていただきますが、あるときは3人、あるときは7人とかというふうになる場合もあるかと思っておりますけれども、その予定であります。

すみません、フロアマネジャーは5人常時いるのではなく、フロアマネジャーの業務もしていた

だきますし、101のほうでマイナンバー関係の返戻分の処理をしていただく方の人数も入っております。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

高久委員。

高久委員 やっぱこれは、いつも私なんかは心配していますけれども、事務的対応とシステムを強化すると、コメントが出ていますけれども、やっぱり同じ対応なんだと思うんですが、システムそのものが大きな未確定の要素がたくさんあるものですから、大切な市民の個人情報に預かるものとして、こういうことそのものが国の言うとおりに進めていいのかという問題がありますので、私は反対します。

伊藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

ご異議がございますので、挙手により採決をいたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものにするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 それでは、ここで予算常任委員会第二分科会を決算審査特別委員会第二分科会審査に切りかえます。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荒川市民課長 それでは、市民課所管について説明させていただきます。

歳入につきましては、項目が変わるところはございませんので、また、額についても大きな差異はございませんでしたので、省略させていただきます。

市政報告書87ページをお開きください。

2款総務費、1項18目、下のほうになりますけれども、諸費、自衛官募集等事務費については経常的経費でございまして、特に変わるところはございません。

次に、95ページになります。

2款総務費、3項1目戸籍住民台帳費、戸籍事務費20事業のうち戸籍事務費201事業が本庁市民課所管の経費となります。3,121万9,592円は、前年度比2,812万1,074円の増となっております。これは、戸籍システムの契約満了に伴いシステム更新に要した費用でございまして、委託料を見てくださいと、戸籍システム導入に係るコンバート料、これは、前TKCシステムだったものを新しい業者に吐き出すお金でございまして、そちらが2,230万920円でございました。

また、戸籍住基システムの連携ソフト構築費ということで439万7,760円が当該費用となりまして、前年度比の差となっております。ほかは経常経費

となっております。

96ページをお開きください。

96ページについては、2款3項1目、住民基本台帳費30事業のうち301事業が本庁所管の経費でございます。この経常経費でございますが、やはり委託料を見ていただきまして、委託料のうち番号制度に伴う住基システム改修が829万4,400円、また、黒磯地区住居表示図作成業務167万4,000円、また、住民票異動届無効確認等請求事件弁護士委託料32万4,000円については、当該年度のみのも事業、人件経費となっております。

次に、97ページをごらんください。

97ページ、世帯数及び人口についてですけれども、世帯数4万6,350世帯については前年度より426世帯ふえております。人口11万6,802人については、前年度比273人の減となっております。処理件数等は記載のとおりとなっております。

次に、その下の中長期在留者居住地届等事務費40事業のうち401事業について市民課所管となります。こちらは特に変わるところはございませんけれども、下のところ、外国人の世帯数、人口がございすけれども、世帯数、人口ともに前年度比63の増となっております。

次に、下の旅券事務費でございすけれども、こちらについては旅券発行に係る経常経費でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 95ページの戸籍のシステムですが、満了でシステムを更新されるということなんです、これは、入札が何かかけてTKCさんからまた別のところに変わったということですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 5年の契約満了に伴いまして、プロポーザルを経まして新しい会社が変わったということでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 そのプロポーザルで別の会社にすることに決めた理由は。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 使い勝手のよさ等が評価されたということでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 結局、金額で選んだわけではないということですね。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 金額にはさほどの差はございませんでしたけれども、トータルで見ればですけども、5年間の経費として見れば差異はございませんでしたけれども、システム自体の使い勝手というところが評価された。また、戸籍の事務者に対する支援といいますか、フォロー、そこら辺が決め手となったということでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 結局、コンパート料が発生するわけですよ。継続していれば、これは発生しなかった金額ということですよ。それも含めた上でその会社のほうがよかったという判断でよろしいですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 そのような評価につながったということですよ。

〔「わかりました」と言う人あり〕

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

高久委員。

高久委員 87ページ、一番下の自衛官募集事務費、

報償費というところですけども、字が小さくてよく見えないんですけども、9万9,000円、なんです、これは。

〔「9万9,900円」と言う人あり〕

高久委員 そうすると、相談員が15人いてということなんですが、報償費の部分です。4万5,000円あって15人ということは、1人当たり3,000円というふうなことで、実績はどのぐらいあるんですか。

伊藤委員長 課長。

荒川市民課長 年間1人当たりで3,000円のお礼、謝金ということでお支払いしているところがございますけれども、15名の方については、自衛官募集に関しまして、地域の方々への募集の協力とか、あとは募集パンフレットの配布とか、ポスター掲示、また、役員の普及活動等に出ているということでございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

高久委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

高久委員。

高久委員 先ほどから言っていますマイナンバーと同じで、自衛官募集というところ、これは、あくまでも自衛官募集は、国のほうの事業で断ってもいいんだよというやつなただけですけども、やっているということで、なかなか断るのが難しのかもしれませんが、私はそういった理由から反対します。

伊藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了

いたします。

採決いたします。

異議がございましたので、挙手により採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものにするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

若松委員。

若松委員 (番号発券機について)

伊藤委員長 それでは、市民課の皆さんから何かございますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

伊藤委員長 ここで執行部交代のために暫時休憩をいたしますが、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢福祉課の審査

伊藤委員長 高齢福祉課について審査を行います。高齢福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ、審査を行います。

高齢福祉課の皆さんに申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

議案第64号の説明、質疑、討

論、採決

伊藤委員長 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

塩水高齢福祉課長 それでは、まず初めに、一般会計の補正予算でございますが、執行計画書のほうで説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、14款2項1目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金でございます。こちらに地域介護・福祉空間整備等交付金2,103万5,000円を追加させていただきました。これは、後ほど説明しますが、歳出に計上した地域介護・福祉空間整備事業の見合い財源でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

3ページの18款1項2目特別会計繰入金、こちらの介護保険特別会計繰入金でございます。1億481万2,000円を追加させていただきます。こちらは、介護保険特別会計の平成26年度決算に伴う市

負担分の剰余分及び臨時職員の雇用保険個人負担金の繰り入れでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

7ページをごらんください。

3款1項6目高齢者福祉費の中でございます。一番上のほうの介護保険特別対策事業、こちらは低所得者の利用者対策事業費補助金の平成26年度精算に伴う県への返還金で11万5,000円を上げさせていただきます。

続きまして、その下でございます。介護保険特別会計繰出金、介護保険制度の地域支援事業費として新しくスタートさせていただきたい介護支援ボランティアポイント事業に伴う経費の市負担分38万円でございます。

その下でございます。

地域介護・福祉空間整備事業、先ほどの歳入のほうで見合い財源ということで行う事業でございますが、既存の有料老人ホーム1施設の sprinkler 整備等整備事業に伴う補助金ということで、2,103万5,000円を追加計上させていただきます。

以上、歳入歳出とも増額計上というものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

副委員長。

平山副委員長 7ページの1項6目、1001事業の sprinkler の整備なんですけれども、これは、1カ所で2,100万円ということはかなり多額だなと思ひまして、一応どのような場所、規模のところか、お伺いします。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 こちらは既存の施設でございます、西那須野地区にありますケアライフ那須

というところの有料老人ホームでございます、この補助金の手当が平米当たりの単価で1万7,500円で、こちらの施設が1,202㎡でございますので、この金額となります。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

平山副委員長 はい。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今の関連なんですけど、2,100万円、多額という質問があったんですけども、1施設にこの sprinkler は何カ所つくんですか。1カ所でこれだけかかるということなんですか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 図面等を出してもらって、多分、1カ所というか、部屋ごとに設置箇所というものがありますので、何とも一概にはここで申し上げられないのですが、そこら辺、県を通じて国に出すの、何というんでしょうか、それで審査を受けて補助金が出るという形になってございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 補助金決定したわけですから、何カ所つけるというのは市では把握していないんですか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 図面のほうは、今、持ち合わせておりませんので、ちょっと確認をしないと。箇所数、私のほうで、きょう現在、述べられるものがないので、後ほどご報告したほうがよろしいですか。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 この sprinkler の設備が1カ所どのぐらいかかるものなのか、知りたかったものですから、今、質問したので、後ほどで結構ですので、何カ所でこの2,100万円かかるか、教えていただければと思います。

伊藤委員長 課長補佐。

三輪高齢福祉課長補佐 先ほどご説明させていただきました2,100万円につきましては、実際、10分の10、国から市町村へ移行して補助する形なんですけれども、2,100万円だけでおさまる話じゃなくて、当然、事業所も持ち出しをした上で整備をする話であって、基本的に消防法上、のっとる形として、当然、一定の額を出した上で持ち出して、いわゆる必要な分を整備するという考え方になります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 内容はわかっているんですが、1カ所でどのぐらいかかるものなのかが知りたいわけです。

伊藤委員長 よろしいですか。

磯飛委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものにするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第64号は全員異義なく可決すべきものに決しました。

議案第67号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第67号平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

塩水高齢福祉課長 それでは、同じく執行計画書の17ページをごらんください。

介護保険特別会計の補正予算でございますが、補正予算執行計画書の17ページで、こちらは今回の補正は、平成26年度決算に伴う繰越金の整理のほか、新しくスタートさせていただきたい介護支援ボランティアポイント事業に伴う経費について増額の計上をさせていただくものでございます。

17ページの歳入でございますが、3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）75万8,000万円、それと4款1項2目地域支援事業支援交付金84万8,000円、5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）38万円、7款1項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）38万円、以上は介護支援ボランティアポイント事業に伴う経費の国、第2号被保険者、県市それぞれの負担分の追加計上となるものでございます。

次の7款2項1目介護保険財政調整基金繰入金2,216万2,000円の減額、こちらは平成26年度繰越金の整理に伴う減額でございます。

続きまして、18ページをごらんください。

8款1項1目繰越金1億7,239万5,000円、こちらは平成26年度決算に伴う繰越金の確定に伴い、当初予算計上額との差額を追加計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページをごらんください。

2款保険給付費、こちらは1項1目1001事業、居宅介護サービス給付事業において260万円の減額、それから5項1目1001事業の高額医療合算介

護サービス費給付事業の不足分260万円、こちらを過不足調整するものでございます。

続きまして、3款1項2目一次予防事業でございますが、303万円の追加、これは介護支援ボランティアポイント事業に伴う経費でございます。

5款1項1目1001事業、介護保険財政調整基金積立金1,011万9,000円の追加、こちらは平成26年度繰越金の整理等に伴う保険料剰余分及び利子の積み立てでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 今あった、この介護ボランティアのところのボランティアの保険なんですけれども、きのうの話ではボランティアさんいろいろ重複していて、ほかの保険も入っているからというご意見もありましたけれども、今回は介護することによってその相手の方に、例えば何かけがをさせてしまったりとか、そういうようなこともカバーできる保険だということではよろしいのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 保険がまず介護支援ボランティアの場合、この制度自体が有償のもののみなされておまして、従来皆さんが入っていただいているボランティア保険ではカバーできない、そもそも入れないんです。ということは、別のタイプの保険を入れるということになって、こちらは対応させていただきたいと思っております。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ということは、ボランティア、ボランティアと言っている、普通のボランティアではないという認識が必要だということですよ。

塩水高齢福祉課長 そうです。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 あと、今、委員のご質問の中で介護を利用者さんということもあったんですが、基本的に介護自体は専門職しかできないことになっておりますので、事業者側しかできないことになっておりますので、私どもでお願いするボランティアの範疇は、その補助的な部分、ちょっと全協のほうの資料にも上げさせていただいたんですが、配膳の手伝いとか、あとお話し相手とか、そういった直接介護には携わらない部分でなっております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 直接難しい介護はしないと思うんですけども、例えば配膳していて、熱いおみそ汁こぼしちゃって、やけどをさせちゃったとか、そういう軽微のものというのは十分考えられると思うんですけども、それも含まれているということでよろしいんですね。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 そのとおりでございます。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

高久委員。

高久委員 私、これ去年も質問させてもらったんですけども、またこれを質問させてもらったんですが、サポートセンターの事故なんかも、これも参考にしたいということで、こういう市民の善意に頼る、市民の善意を当てにするかというか、市民に負担をかけているボランティアでなくて、できれば今後は俗に言う学校共済に入ると、そういうような、要するにその保険の種類、それをカバーできないという今発言もありましたので、そのカバーできない部分もあるのではということなので、具体的にはどういう保険を考えているんだか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 少々お待ちください。

福祉サービス総合補償、社会福祉法人の全国社会福祉協議会が行っている保険でございます。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 今、名前聞いたんですが、基本的に学校共済なんかとどんなふうに違うんですか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 学校共済自体が私申しわけございません、余り理解していないところなので、いずれにしても、今皆さんが入っていたいているボランティア保険は無償というところが前提で、少なくともうちのまちのほうでは5,000円が上限ということで考えているんですけども、5,000円であっても、はっきりと今従来、皆さんが入っているほうには、この介護支援ボランティアポイントの関係は対象外だというふうに、そもそも入れないというふうに規定はございますので、別の保険を探していたところ、社協のほうから情報提供がありまして、こちらの保険があるんだということで考えているところでございます。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 名前を聞いていたみたいなのは、これくらいかな。ちゃんとそういう今までのいろんな事故とか、そういう例を考慮に入れての社会福祉協議関係のそういうところの保険ですよ。だから、ある程度カバーも、そういうふうなカバーはできるんだと思うんですが、市民がやっぱりボランティア精神にのっかってしっかり頑張ってくれるんでしょうけれども、しっかり市役所も支えられるような、そういう保険にしてほしいと思います。いざ事故が起きたら、あとは泣いて自分で対応すると、調整は市役所がやりますといったような最終的な形になるのではなくて、もう全面的に立ってカバーするというような方向の保険でお願いしたいと思います。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

若松委員。

若松委員 私、ちょっと勘違いしていたんですけども、ボランティアで何かをしてあげた方の保険じゃなくて、相手方、例えば我々が車椅子のボランティアに参加しますと、たまたま車椅子が転んでしまったと、その方がけがしちゃったというふうに適用できるんですか、この保険は。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 一応どちらもボランティアさんご本人と、それから対人対物でございますので、相手方に対しても補償があるという保険でございます。

若松委員 少し納得、了解。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

平山副委員長 ありませんか。大丈夫ですか。

伊藤委員長 いや、大丈夫、大丈夫。

平山副委員長 いいですか、すみません。

同じくこのボランティアポイントなんですけれども、1月スタートを目指して、これから登録者募集というか、受け入れ事業先を応募するんでしょうけれども、この受け入れの事業先、介護施設、ある程度わかりますけれども、どこら辺の範囲ぐらいまでやるのかなと思って、それは公募というか、応募でするなり周知がどのような形で、日にも結構なかなか短いですし、その辺のところをちょっと教えていただきたければ。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 一応10月から要項等が追加される予定でございますが、一応準備事務としまして、私どもはもういきなり、介護事業者さんはこの制度全国的に知られているので、わかるのかと思うんですが、事前にアンケート調査などをしまして意向調査をして、うちのほうで介護保険関係

の施設のほかに街中サロンとかシニアセンター等を想定はしているんですけども、実際はここをやってちょうだいというんじゃなくて、あくまでも事業者さん、施設側さんのほうがやりたいというのを申請していただいて、私どものほうが指定をしてという形で受けていただくことを考えてございます。

準備期間がないというところなんですけど、ということで事前にアンケート調査で大体の意向をつかんでおりまして、あとは改めて事業者さん向けに説明資料等を交付しまして、申請のほうを受け付けたいというふうに考えてございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

平山副委員長 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第67号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 それでは、ここで予算常任委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

塩水高齢福祉課長 それでは、今度、市政報告書のほうを使ってご説明をさせていただきたいと思っております。

一応、平成25年度と比べまして、増減が大きなもの等についてのみ限って説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、市政報告書116ページをごらんください。

116ページ、3款民生費になります。3款1項6目高齢者福祉費でございます。

まず、20事業をごらんいただきたいと思っております。

自立対策・生活支援事業でございます。平成25年度に比べて2,233万円ほど減額ということでございますが、主な要因といたしましては、平成25年9月まで実施しておりました外出支援タクシー券の交付に伴う減額で影響しているものでございます。

続きまして、117ページと118ページをごらんください。

40事業、一番下のほうです。117のほうの下のほう、高齢者生きがいと健康づくり事業でございます。118ページもかかるんですけども、こちらは平成25年度に比べまして、2,862万円ほど増額になってございます。

主な要因といたしましては、ねんりんピック栃木2014の経費でございまして、平成26年度、ねんりんピックは118のほうにあるんですけども、平成26年度の交流大会が開会式を含みまして、予定では

3日間、実際には好天のため2日になったんですけれども、それに対しまして、平成25年度が開催日1日のリハーサル大会ということで、こちらも好天で予備日も含めて大会は行われなかったんですけれども、そういった大会の規模の違いなどがこの差に影響しているものと考えております。

それから、119ページごらんください。

90事業、こちらは90事業2つございしますが、介護基盤緊急整備等事業でございます。こちらは県の補助金も財源としてございしますが、その繰越分も合わせまして、平成25年度比3,000万円の増となっております。

主な要因といたしましては、平成25年度が認知症高齢者グループホーム1施設18床の整備であったのに対しまして、平成26年度が認知症高齢者グループホームが1施設9床、それから小規模多機能型居宅介護1施設9床と、施設数として1施設多くなってございます。その開設に伴う準備の経費というものも補助金の対象で出るんですけれども、それが3,000万円の増ということでございます。

それから、続きまして、次の1、100事業です。介護基盤緊急整備等事業、こちらは国庫補助金のほうを財源としてございます。グループ方式分とあわせまして、平成25年度に比しまして1億4,707万7,000円の皆増ということでございます。

主な事業内容としましては、ここで細かく記載されているとおりでございますが、繰越分のほうの下のほうにありますみんなの家、マリモの家、コーポはなみずき、こちらはスプリンクラーの設備等の整備事業でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中村委員。

中村委員 きのうちも質疑の中で敬老会の2,000円の商品券、使い勝手がいいんだか悪いんだかわかりませんが、それに対する2,137万6,000円が商品券で出ていると思うんですが、その中で実際に26年度で商品券として利用された執行ですか、それをきのうちちょっとうちの櫻田議員が質問していたと思うんですが、その状況の確認等お願いしたいと思います。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 あの後、私ども商工会のほうに問い合わせをいたしまして確認したところ、西那須野商工会のほうは通常使っている商品券で対応しているというところで、はっきりしたところは数字としては出せないんですが、黒磯と塩原の部分につきましては、これ専用、敬老会専用の商品券となっておりますので、大体8割方が使われているという結果、西那須野も大体そのぐらいかなという、ちょっとお待ちください。

すみません、一応黒磯のほうが87.3%、利用率です。それから、塩原が98.7%で、西那須野は大体こちら通常の商品券全体で97.7%というところでございます。

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 100%は到底いかないのは、これは世の中の常でわかりますが、黒磯地区で87.3%というのは非常に利用率が低いです。12.何%使っていない、1割。こういったものはどういう処理をされていく、例えば商品券に取りかえて発行されます。当然市ではもうお金を出しているわけですから、この商品券を管理している方に、お使いにならなければそっくり残るというパターンで、それが市に戻るといことはあるのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 昨年度までは、一応うちのほうで最初、今、委員ご質問の中でご説明いただいたように、うちのほうで買って、それから渡すので、その使わなかった分について回収する等のことはやってございません。

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 じゃ、そうしますと、この商品券を交付に当たっては、市から全部この金額は、出金しております。扱っているその商品券の団体がそれぞれの皆さんのために何か2,000円ずつ配分になっていくわけですが、使わなければ商品券を管理している団体がそっくり利益が上がるという考えでよろしいんですか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 商品券自体も商品券そのものだけではなくて、それに伴う封筒等の雑費なども含めて契約のほうをしてございますので、純粋に残った分がそのままの額、こちらの管理団体のほうにどのぐらいの額で入るかちょっとわからないんですけども、いずれにしましても、現状では管理団体のほうで、使用されなかった分は管理団体のものになるということになってございます。

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 ちょっとしつこくて恐縮なんですけど、そこら辺わかりづらいところで、団体にお任せしました、極端に言えば、うちの黒磯のほうなんかは使い勝手悪いという中で87%が去年利用されましたと。あと、十何%残った、いろんなものを含めて敬老のシステムで経費がかかっているという今説明なんですけど、17%、黒磯地区で1,000万ですと、百二十何万ぐらいの券が利用されていなかったと。万が一全部利用されたらば、その商品券を扱う企業は、そういったほうへ回せないものが、利用が低いと、利用の百何十万が回せるという制度で承認して発行している券なんですけど、そこだ

けちょっと確認したい。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 この事業自体が従前からずっと脈々と受け継がれて、同じやり方でやってきたところでございますので、現時点については、そういう状況になっているとしかちょっとお答えできないところでございます。

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 やはり市のしっかりした財源を出しているわけですから、有効にその商品券が活用されて使い勝手がいいと、それで高齢者からも喜ばれるということであれば何ら支障がないですが、やはりこれは、もしくは換金率が低いわけ、そういった扱う企業が万が一お金が残って、それはどこに使われるかわかりませんが、そういった答弁で困るような利用勝手の悪いものは、やはり高齢福祉課で推進をしてやっていくんじゃなくて、やはりしっかりと精査した中でどうすればそういうものがないか、若干これは疑問が出る可能性もあるものがありますので、そういったもので疑われないようなシステムにやはり推移していくのが一つの筋じゃないかと思っておりますので、そういったものにやはりしっかりと取り組んでいった中で、有効的に利用できるものにしていくということもひとつ検討課題として今後やっていただければと思うので、よろしくお願ひしたいと思っております。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 貴重なご意見ありがとうございます。

一応、また使い勝手につきましては、部長のほうでも議会で答弁させていただきましたように、商工会のほうに申し入れをさせていただきました、昨年度、その結果が来週あたりにもらえるということになってございます。

私どもとしまして、よりやはりせっかく出すものがございますから、皆さんに喜ばれて使い勝手のいいものにと、もちろん目指したいところでございますので、この委員のご意見いただいて意見等々を加えながら、頑張っていたきたいと思っております。ありがとうございました。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今の関連で、大変しつこいようで恐縮なんですけれども、今後のためにということで受け取っていただきたいんですが、まず利用率、黒磯地区87.3%、それで残っているのが12.7%になると思うんですけれども、この金額、使われなかった金額というのは把握されているのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 商品券がお一方2,000円という形で出させていただいておりますので、単純計算でやれば出るかと思うんですが、ただ、先ほど説明させていただきましたとおり、諸経費分も含めて契約をさせていただいております。そちらのほうの実質の経費等を含めてどのくらい残っているかというのは、ちょっと今の段階ではお答えできないところがございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 当然諸経費という、100%使われたらば諸経費はどこが出すとか、そういったのも出てくると思うんです。使われないから諸経費分がそれを充当するという考えじゃなくて、100%使われた場合、あるいは今回のように残っている部分がある、そういった予算、金銭の管理というものをまず把握して、それでその使われなかった費用がどこの団体に、先ほど中村委員の意見があったように、そういうところに充当する、当てはめるではなくて、あくまでも100%使用目的に配布しているわけですから、そういった残った金額が幾らであって、それがどういうところに使用されて、

どこの団体に残っているか、そういったことをよく分析、把握、まず金銭管理という面で把握していただきたいと思います。

その上で、先ほど中村委員の質問、そしてご答弁にあったような改善していく必要があると思うんです。せっかくここまで今回意見が出たので、これを参考に今後管理していただければと思います。

そのほかあるんですけれども、よろしいですか。
伊藤委員長 はい。

磯飛委員 118ページの説明なかったんですけれども、街中サロン事業、50事業についてなんですが、きのうも質問あったと思うんですけれども、これはこちらの課でよろしいんですか、質問。

〔「はい」と言う人あり〕

磯飛委員 きんのうの答弁の中に黒磯地区、東那須野地区、西那須野地区の利用者人数の説明はいただきました。その中で、3カ所で2,100万、これの補助金の内訳をまずお聞かせください。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 1カ所が700万円になっておりますので、3カ所で2,100万円ということでございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 言うと、きのうの利用人数からいきますと、西那須野地区のなじみ庵だと思うんですが、1万3,561名で、東那須野が4,379人ということで、西那須野地区は3倍弱の利用者がいる中で、均等割の補助金ということに対する考えがありましたらお聞かせいただきたいんですけれども。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 人数の差は、今この街中サロンそれぞれの歴史というか、開所の差がかなりございますので、やり方等々も全くというか、ちょっと違っているところもあって、人数の差が出て

いるところはあるのかなと思っているところですが、この補助金の関係につきましては、一応検討するという方向では、前の体制からは引き継いでおるところでございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 利用者数、歴史、あるいは今までの経緯というのもあると思うんですが、利用者1人当たりの補助金を単純計算して割っていくと、利用者が多いところは少なくなっちゃう。当然のことなんですが、そういった利用者数によってある程度の補助金、一律700万ではなくて、多いところには幾らかこういうふうに割合を変えていくというような方法というものはとれないものなんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 1人当たりの考えもあるかと思いますが、サロンが開催している建物の違いがかなりまして、マンションであったりとか、それから個人が持っているところの建物、元店舗だったところを使っているところとか、何かそこら辺の運営自体の運営費の中の賃借料的なところが大きく違いが出てくるのかなということもございまして、いずれにしましても、検討する場合には、今のご意見を参考にさせていただきながら検討を加えていきたいと思っています。

伊藤委員長 よろしいですか。

磯飛委員 あともう一つ。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 116ページ、自立対策・生活支援事業、20事業の中の在宅福祉サービス、配食サービスについてであります。

利用者219名で、この表の数字のとおりだと思うんですが、この現在行われている配食、内容については、それで一律のお弁当の内容になっていると思うんですが、この利用者以外に配食を受け

たくても疾病というか、病気を患った、例えば糖尿病を患っていて、減食の料理なり調理なりをじやないと該当されないということで、年々これに該当しない疾病者というか、そういう方がいると思うんです。なおかつ、そういう健康面で弱者になっている、なおかつひとり暮らしとか、そういう内容で配食を申し込みたい人がいると思うんですけれども、現在のこの配食のお弁当の内容というものは健常者対象だけになっていると思うんですが、そういう病気を患って、通常のお弁当、料理を食べられない人に対して、今後どうしていくかというようなお考えはあるでしょうか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 配食サービスにつきましては、現時点ではひとり暮らし、高齢者のみ世帯、その他ということで、震災のときにアレルギーの有無などは確認させていただいているところですが、その傷病に応じた配食というところの対応につきましては、まだ具体的には考えたことがございませんので、今のご意見いただきながら、ちょっと参考にさせていただきたいと思います。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 特に、話はちょっとそれちゃうんですが、学校給食においては、子どもたちに対してはあれだけ細かにいろんなアレルギー対策をとって給食をお配りしていると思うんですけれども、高齢者に対してはまだ傷病のない方対象だけなんですけど、中にはそういう患っていて通常の食事をとれない、なおかつ環境的にひとり暮らしという方が申し込んでいった際に該当しませんということで、申し込んでいろいろ調査したら該当しないというケースが出てくると思うので、今後においては、これからますます高齢者がふえる中で、そういう該当者が数がふえてくると思いますので、すぐにやってくださいというわけにもいかない

思いますので、学校給食のように高齢者に対しても子ども同様に、そういったことも含めて研究していただければと思いますので、お願いしておきたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 119ページの介護基盤緊急整備等事業、25年の追加費でのっていることになるんですが、何かこれは去年は補正を組んで、何だか10床ほどふやしたというふうな、入所施設が足りないということで、説明では2つの施設で合計18床、9床プラス9床で18床という、これということなんです、その去年の補正の部分がこの中に入っていると、10床分はこの中に入っているということでよろしいのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 少々お待ちください。

すみません、10床分につきましては、具体的には特別養護老人ホームのあじさい苑の増床の関係でございます。それで、こちらは自治体のなので、国です。国のほうの補助金でございまして、本来というか、国のほうの補助金の出し方の指示に従って、私どものほうはやってございます。でも、その100事業のあじさい苑の開設準備のほうは、繰り越しが不可能ということで、26年度のほうで行ったんですが、開設が最初、ことしの8月1日を予定してございまして、実際は1カ月おくれで9月1日になったんですが、こちらは国の補助金が出たのもかなり遅い時期でございまして、それを繰り越し前提で国が出しましたので、今年度、27年度の繰越分ということで計上させていただいております。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

高久委員 結構です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ちょっと細かいのが4つほどあるんですけども、すみません。

117ページの敬老事業の中で消耗品が昨年よりちょっと上がっているんですが、どのようなものをお使いなんですか、お聞かせてください。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 消耗品は一応88歳と100歳の方にメッセージカードを市長のほうから出させていただいております。それに要する所要経費とか、あとは、じゃ、すみません、詳しいところは係長のほうからご説明いただきます。

伊藤委員長 係長。

村松高齢福祉係長 では、先ほどの課長の説明の続きになりますが、88歳、100歳以上の方に祝詞、祝い金とあわせてメッセージカードを市の手づくりで作成して送らせていただきます。その祝詞をつくるための消耗品になるんですが、あと台紙だったり、折り鶴を飾りにつけますので、その折り紙を買ったりするための消耗品になります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 たまたまこの年度は、去年よりかたさん必要であったということですね。

村松高齢福祉係長 そうです。多分対象人数がふえたのかな。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、同じくの中なんですけれども、やはり通知郵送料も10万円ふえておりまして、これも同じように対象者が多かったからふえたということによろしいですか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 そう理解していただいてもいいですね。

村松高齢福祉係長 そうです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、次の高齢者生きがいと健康づくり事業の中の賃金、臨時職員を2人の方のお仕事は何でしたか、スポーツの。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 こちらはねんりんピックのほうの臨時職員でございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あともう一つなんですが、高齢者趣味の教室というのがあるんですけども、ちょっと私存じ上げなくてごめんなさい。これは次のページに教室の施設用地ということで出ている、賃借料がかかっているような、どこに施設があるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 こちらは合併前の黒磯から始めている事業なんです、わかば保育園の北側のところの敷地内に工芸ができる施設と、それから宝石、研磨とかができる施設がございます。

藤村委員 わかば保育園ってどこだか。

塩水高齢福祉課長 わかば保育園って.....

〔「BSのほうか」と言う人あり〕

塩水高齢福祉課長 そうです。BSの下で.....

〔「BSの那須工場の下」と言う人あり〕

塩水高齢福祉課長 カワチとか真島マンションのほうを通るところ、こうしていくと右側に。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 これは、その場所でないとできないものがあるということ、公民館とかでは代用できないということによろしいですか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 陶芸の窯とか、宝石研磨はできるかもしれないんですけども。この趣味の教室に資する機材等が置いてある場所であるということで、そこで継続してやらせていただいております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ということは、これは那須塩原市全域の高齢者の方が使えるようになっているということによろしいですか。特定のグループだけですか。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 では、ご質問いろいろいただいているので、結論の方法じゃどうか。一応この事業に関しましては、今年度限りに終了したいなというふうに考えているところでございます。やはり利用者の固定化がかなり進んでおりますので、非常にそれはまずいのではないかとということで、検討をずっと重ねておまして、了解をいただき、今年度で終了可能でございます。

伊藤委員長 大丈夫ですか。

藤村委員 理解されたということであれば、わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

平山委員。

平山副委員長 いいですか。

伊藤委員長 質疑だから。

平山副委員長 質疑で、すみません。

伊藤委員長 大変失礼しました。

平山委員。

平山副委員長 時間がないのに、申しわけないです。すみません。

先ほどの敬老記念品の商品券なんですけれども、黒磯、塩原においてはその商品券に期限はあるんですか、月次の使用期限。

伊藤委員長 課長。

塩水高齢福祉課長 西那須野につきましては、通常発行している商品券を使っておりますので、期限はないんですけども、黒磯が2月の末まで、それから塩原が3月の末までということで、若干の相違がございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

高久委員。

高久委員 ここには出てきていないんですが、ここにちょっとしか出てきていないんですが、介護基盤の問題で、施設入所待機者がふえていると、こういう対応などについていないということなので、この決算には認められないという意見です。

もう一つは、ここにも出てないんですが、やっぱり保険料滞納者……

〔「ここに出ていなくて大丈夫なの」と言う人あり〕

高久委員 やっていることの決算だからいいんじゃないか。

伊藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 零時 8分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

高久委員。

高久委員 介護基盤整備事業と気になる部分があるところで、取り消します。

伊藤委員長 それでは、ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

伊藤委員長 認定第1号 平成26年度那須塩原市

一般会計歳入歳出決算認定について原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号は全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

今、12時10分を過ぎました。それで、おくらせてよろしいですか、昼食。

〔「いや、やっちゃったほうがいい、これ」と言う人あり〕

伊藤委員長 わかりました。

認定第4号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは次に、認定第4号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

塩水高齢福祉課長 それでは、市政報告書の369ページをごらんください。

介護保険特別会計の歳出でございます。なお、こちらの1款の2項は、その徴収費は総務部の所管となってございましたので、ご了解いただきたいと思います。

まず、1款の総務費の中に、こちらが平成25年度に比べまして407万円ほど増加してございます。こちらは1項1目20事業の一般管理費の中で介護保険のシステムのほうの改修業務がございまして、こちらのほうの額が増加の要因の一つになっていると考えております。

それから、370ページ、1項1目40事業、こち

ら介護保険事業計画策定事業でございます。これは平成25年度に比べまして減っているんですが、これは昨年度の計画を策定しまして、その前年の、25年度ですが、こちらで日常生活圏域ニーズ調査というものを実行いたしまして、そちらの経費の減が主となっております。

それから、372ページをごらんください。

3項2目10事業、認定調査準備費、こちらは平成25年度までは臨時職員のほうが一般会計の緊急雇用創出事業で対応してございました。それを今回はこちらで対応ということで増となっております。以上が主な要因でございます。

続きまして、373ページ、2款保険給付費、こちらは平成25年度に比べまして2億5,400万ほど増加しておりますが、増加率は4.3%の増となっております。

それから、380ページをごらんください。

380ページ、3款地域支援事業費でございます。

こちらの2項2目20事業、地域包括ケア事務推進費、こちらが平成25年度には上げていなかった事業で、こちらは地域包括ケアシステムの構築に資するための経費でございます。

それから、2項3目10事業、権利擁護事業、こちらも額は小さいんですけども、栃木県の虐待対応センターから助言を受けて適切に虐待に対応したいと考えてございまして、こちらを予算に上げ執行したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

相馬委員。

相馬委員 今、介護施設等々で、テレビで放映されているように、非常にいろんな問題が発生しております。那須塩原市においてそういうことがないことを期待するところでございますが、市の執行部としてもそういった指導をしっかりといただきたいと思います。

伊藤委員長 それでは、執行部の皆さんからは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで昼食ため休憩をいたします。午後1時15分から開催をいたします。ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時14分

再開 午後 1時13分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで健康増進課より発言があります。

課長。

柳崎健康増進課長 午前中の委員会の中で藤村委員さんから健康増進センターの指定管理料の増額の件についてご質問がございましたので、その点についてお答えをしたいと思います。

指定管理料の増分については、前年度から、25年度から26年度に灯油代の単価が相当上がりまして、その単価の増及び電気料の値上げもございましたので、指定管理料を決定するときに事業計画の中でよく協議をさせていただいて増額をさせていただいたということで、灯油代の増と電気料の値上げ分の増ということでご理解をいただきたいと思います。

伊藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時15分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課の審査

伊藤委員長 社会福祉課について審査を行います。社会福祉課については福祉教育予算常任委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

社会福祉課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願い申し上げます。

認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

伊藤委員長 認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地社会福祉課長 それでは、平成26年度決算につきまして、市政報告書に基づきまして、歳出を中心にご説明申し上げます。

ページは、歳出は106ページからになります。

あと、非常に国・県とかの補助金が多く絡まっているんですけども、それにつきましては24ページ、25ページが国・県の補助金、負担金というようなところで、たくさんございますので、こちらのほうは後で確認をいただきたいと思います。24ページに社会福祉費負担金、生活保護費負担金というところで2つの項目があります。25ページには社会福祉費補助金ということで、中段以下、たくさん項目がございます。

あとは、30ページにつきましては、やはり下のほうに社会福祉費委託金ということで、人権関係の委託金がございます。

あと、40ページが、これは細かい事務経費、雑入とか諸収入ということで、40ページの中段以下、民生費雑入というところで、この中の下のところ、生活保護法第63条返還金以下、こちらのほうから9行目までが社会福祉課に関する内容でございます。

では、106ページから項目ごとにご説明を申し

上げます。大幅に歳出がふえたというところとか、あとは新しい事業を中心に説明申し上げたいと思います。

初めに、中段ちょっと上のところ、人権啓発活動費、20事業でございます。これは昨年とほとんど変わっておりません。13万円ほど若干上がっておりますけれども、同じ内容で同じ事業を展開しております。

その下の民生児童委員・法外援護事務従事者活動費というところで、これにつきましても昨年度とほとんど同じ金額の決算ということになっております。内容につきましては、主なものとしますと、民生委員、児童委員さんの募集というか、そういう部分についての歳出が主でございます。

次に、その下の特定疾患見舞金、これにつきましては昨年度よりも若干数字は上がっておりますけれども、大幅な増はございません。ふえた内容としましては、扶助費のところ、これは月額3,000円の見舞金を特定疾患に指定された方に1年間にまとめて差し上げる見舞金というような内容でございまして、昨年度と比べまして若干ふえております。人数が812人ということで、昨年は777人ということで、昨年度より人数がふえた分だけふえたということです。

右側にいきまして、行旅人法外援護及び行旅病人・行旅死亡人取扱費ということで、これも若干3割近く数字はふえておりますが、これは結果として、ホームレスとか、あとは身寄りのない方が亡くなって、誰もお葬式をする方がいないというようなことがふえたというようなことで、大幅に増額となっております。件数的には昨年度とほとんど変わっておりません。

その下の戦没者遺族費、これにつきましても昨年より若干減っております。これは25年度は食糧費を出していたのが、26年度は出さなかったの、

これにつきましては金額が若干減っております。

社会福祉活動支援費につきましては、これもほとんど昨年度と同額の決算ということで、若干金額は上がっておりますが、ほぼ同じような内容で、余り変わらない決算額を示しております。

続きまして、109ページのほうに、中段ほどに中国残留邦人支援給付金とございます。これは生活保護費と若干似ているんですけども、内容的には生活保護の内容と同じような扶助費ということで差し上げている部分ですが、これについては20%ほど25年度と比べてふえております。内容につきましては、扶助費のほうにふえておりまして、扶助費の中でも、この4つの項目を見ますと、特にふえているのが医療支援給付ということで、これが25年度は169万くらいだったんですが、今年度250万ということで、ちょっと48%ほどふえておりますが、やはり高齢化が多くて、医療費、病院にかかる人が多いというような事情でふえております。数字的には世帯数、人数とも昨年と変わっておりません。

あとは、住宅手当緊急特別措置事業、これにつきましては大幅に減っております。これは年々減っておりまして、平成22年度からスタートした事業でありまして、今回の議会のほうでも生活困窮者自立支援の中での住宅給付のところ若干の説明があったかと思うんですけども、これをいただくためには条件がありまして、離職後2年以内とか、あとは65歳未満、しかも1カ月の収入が7万8,000円でしたっけ、そしてあとは預貯金が50万程度持っている方は該当にならないというようなことがありまして、しかもこれは求職活動を3カ月間しっかりとやるということが条件なものですから、22年度なんかは非常に71件くらいあって多かったんですが、年々減ってきてまして、昨年度は非常に少なくなって13件というような、こんな

数字になっております。

地域自殺対策緊急強化事業、これにつきましては昨年よりも若干ふえております。これにつきましては、事業内容は特に大きく変わったところはないんですけれども、特に印刷製本費、そのところが若干20万ほどふえているということで、クリアファイルをたくさん、啓発物品なんですけれども、自殺対策の、それを多く買ったというところでふえております。

110ページにいきまして、臨時福祉給付金給付事業、これにつきましては新規事業であります、平成26年度。これはご存じかと思うんですけれども、26年4月から消費税が8%へ値上げした際に、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するというような国の制度に沿って行ったものでございます。上段、一番下の行が実際に差し上げた件数と人数と額で、上は事務経費です。これにつきましては基本、全額国庫補助ということで、10分の10が補助に充てられております。20ページのところで歳入のところでは上げられております。

その下の生活困窮者自立支援事業ということで、これは正式にはこの法律の施行というの、ことしの4月からこの事業はスタートするんですけれども、これは前年度にこの制度の準備事業というような位置づけで、県の補助10分の10をもらって行った事業で、内容につきましては委託料となっております。社会福祉協議会に2名の方、社会福祉士などの資格を持っている方、結局、生活相談事業を行う方を雇用していただいて相談事務に当たっていただくというような内容でございます。

その下の障害者福祉事務推進費、これにつきましては3,000万ほど25年度と比べてふえております。内容的にはほとんど110ページのところでは変わらないんですけれども、111ページのところ

を見ていただきますと、上から6行目に建設事業費補助金ということで、心の里が昨年度建てかえを行いまして、この建築費が3,700万ということで、これが大幅にふえた内容でございます。

1段飛ばして、総合支援法事業事務推進費ということで、これもそんなには金額は変わっておりませんけれども、若干ここで変わっているところが下から7行、8行目ぐらいのところ、役務費のところ、途中からなんです、障害福祉計画アンケート郵送料というものが、この分が若干40万ほどふえております。手帳を持っている方、障害関係の方2,000人を抽出しまして、その方にアンケートをしていただくための郵送料でございます。このアンケートに基づきまして、第4期の障害福祉計画を26年度末に策定したものでございます。

次の112ページに、112ページもやはり同じ事業で、あともう一つ、25年度と比べてふえた内容としましては、この項目の下から4行目に区分認定調査用車両とありまして、軽自動車は20年ぐらい使っていたものがもうすぐ更新時期だということで、26年度に車を1台更新しまして、その金額が25年度と比べてふえた要因でございます。

その次が、障害者福祉サービス費、これにつきましては12億からのお金で非常に大きいんですけれども、ほとんど昨年と内容とかに関しましては余り金額が変わってはおりません。

ただ、若干ふえた要因としましては、事業内訳、このいろんな具体的な、これは福祉サービスの利用の項目なんですけれども、こちらのところで若干ふえたところを申し上げますと、介護給付費のところでは生活介護と、これは実際、介護保険でいうと、自宅に行っているような生活一般の面倒を見るというようなところで、ここが1,660万ほど25年度と比べてふえております。

あとは、下の訓練等給付費のところ、こちら

でも就労継続支援B型というところがありまして、こちらのほうでもやはり件数が25年度と比べてふえまして、ここでも2,200万ほどふえたということと、あとその下の障害者相談支援（サービス利用計画書）というのがありますが、これが大幅に計画書策定がふえて約1,000万ほどふえておりまして、あと1つ、項目をまとめたものがありまして、介護給付費の共同生活介護というところがゼロになっていますけれども、その下の訓練等給付費の共同生活援助というところを一つにまとめた関係で、これは全然、4,800万減って4,900万足し、ほとんどこれはこの数字がこちらに動いたというような内容でございます。

あと、ふえた要因としましては、右の113ページ、償還金とありますが、上から3行目に、これは国庫負担金というお金を概算で国からもらっていきまして、決算を打つと、もらい過ぎた分はお返しする、足りない分は追加でいただくというようなことの事務的な処理の内容でございまして、実際にこれは2,500万ほど結果もらい過ぎていたのをお返しするというような内容でございます。

その次の自立支援医療費というところですが、これは特別な病気というか、そういう病気をお持ちの方への医療費の扶助的な内容でございまして、中段以下に扶助費というところがありまして、こちらのほうの金額が若干ふえまして、昨年と比べて27%ほどふえております。4,500万ぐらいになりますね。

これにつきまして、2つありまして、括弧書きに更生医療と育成医療とありますが、更生医療というのは18歳上の方が対象で、育成医療というのは18歳未満のお子さんということで、特に大人の方にとっては、腎臓の透析とか、心臓病とか、あと免疫、あとは肝臓なんかも含みますが、そういうところでの医療費の扶助的な内容でございまして、

特に件数的には大幅に昨年度は変わっていないんですけども、15件ほどはふえておりますけれども、特に影響があるのは、一般の方というのは保険を使うので1カ月に出るお金は少ないんですが、生活保護の方というのは10割負担しなければいけないということになりまして、実際33人ほど生活保護に該当する方がいまして、1カ月この方が透析をすると40万ぐらいかかるんですね。それが1年間だと480万ということで、1年丸々という方もいないんですけども、そういう方が非常にふえているというような状況で、昨年と比べて4,000万ぐらいふえているというような状況でございます。

その下の補装具費というのは、これは障害をお持ちの方への扶助的な経費でございまして、これも24%ほどふえております。これは基本的には身体障害者の手帳なんかをお持ちの方が対象なんです。どちらかという、これは体を支えるための基本的な補装具といまして、具体的に例えば車椅子とか義手とか義足とか、あとは補聴器なんかも対象になるんですけども、そういう基本的なものへの補助金ということで、一般的には市民税がかかっていない方は、かかった分の1割だけは負担してもらって、残りは市のほうから負担になるんですが、市民税がかかっていない方については全額補助というような内容になっております。件数につきましては、補装具が、交付が125件で修理が89件で、昨年と比べて、昨年は交付が108件ということで、若干ふえているような状況でございます。修理は逆に98件ということですので、若干減っております。ここが一番大きなふえたところの要因でございます。

その下の地域生活支援事業というところで、これは地域で障害をお持ちの方が生活していくために、いろんな施設とか相談する場所、あとは作業

する場所というのがありまして、そこに関する運営費とか、そういうものをお支払いする内容のものでございます。金額的には去年と比べて5%の差しかございませんので、内容的には全く同じような内容でやっております。あと、ご質問があるときには後でお受けしたいと思います。

次のページにいていただきまして、中段のところに日常生活用具給付事業とありまして、先ほどの補装用具とちょっと似ている内容です。補装具は基本的には大きな補装具が内容でございます、こちらのほうはその下の扶助費のところを見ていただきますと、ストーマ器具等とありまして、若干これは、あとは住宅改造する手すりとか段差解消とか、あとは目の見えない方にはテーブルコーダーとか、そういう内容のもので、日常生活をより便利に過ごしていただくために支給する内容でございます。これにつきましてもほとんど昨年度と金額的には変わっておりません。件数的には2,998件で、25年度は2,602件ですので、件数はふえております。

その下の身体障害者住宅福祉事業というところで、これは金額は余り大きくないもので、金額も25年度は250万程度ですので、40万ほどはふえておりますけれども、その要因としましては、報償費がほぼ倍ぐらいにふえているというようなところで、理由としましては、手話講習会、中途失聴・難聴者の講習会、これを回数をやしたということと、あとは講師への謝礼を若干見直したということとふえたということで、金額がふえております。

右側のページ、115ページにいきまして、特別障害者手当等給付事業ということで、これはちょっと内容がよくわからないと思うんですけれども、簡単にお話ししますと、精神または身体に著しく障害を有するために日常生活において常時特別な

介護を必要とするような、そういう状態にある在宅の20歳以上の方に支給されるという、そういう手当でございます。実際には市のほうで行っているのは……これは、申しわけございません、精神とか身体障害者全部の方が対象でございます。金額的には昨年とほぼ同額の内容でございます。

その下の重度障害者住宅改造助成事業、これもやはり重度の障害にあるという方で、基本的には、一般的には身体障害1級、2級の方で、両下肢に障害があるというような方で、住宅のバリアフリー化を図るための助成金でございます。26年度は3人の方に使っていただきまして、25年度決算のところには数字が載っていなかったかと思っております。それから、これもいろいろ使うには条件がありまして、上限30万というところとか、あとは世帯の所得が33万2,400円以下の方が対象だというか、そういう条件もでございます。

その下の知的障害者住宅福祉事業ということで、これにつきましても決算では昨年とほぼ同じ決算を行っております。これは委託料というところでは、基本的にこれは民間の太陽の里さんのほうにお願いをして、そこの方が自宅に訪問をしまして、生活の状況とか相談とか、そういうことを訪問しながら行っているような事業でございます。

その下の負担金、補助金につきましては、これは民間の施設の運営費と、そこにお子さんを通わせる保護者への通院とかそういうことに関しての補助金という、そういうものを差し上げているような内容でございます。

3つ目のところが、父母の会というのは、心身障害児者父母の会への運営費ですね。

その下の療育訓練費というのは、やはりこの会の方が、療育訓練ということを含めまして、県外、県内もそうですけれども、そういうところに年1回研修を兼ねて行くときのバス代相当分を補助し

ているものでございます。

その下の精神障害福祉事業につきましては、これについてはほとんど事務的な経費でございまして、何か実際にはイベントとか、そういうことをやる場合にはこの項目に予算計上して、かつては文化会館である団体が自殺対策の講演会というか、そういうことをやったときにここから支出をしていたこともありまして、26年度は実績がありませんでした。

ページが飛びまして、147ページ、特別児童扶養手当というところで、これも児童手当と似ているんですけども、これは20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で養育している父母等に支給するものでございます。1級の方、2級の方で金額はそれぞれ違うんですけども、1級で5万1,100円、2級で3万4,030円ということで、4月、8月、12月にまとめて4カ月分を差し上げるといった内容でございまして、これもやはり所得制限があるというところでございまして、児童手当とちょっと似ている内容でございまして。

ページが飛びまして、149ページ、生活保護事務推進費、これはほとんど内容的には前年と変わらない内容で、金額的にもほとんどふえている内容ではございません。若干ふえているとすれば、報酬のところの非常勤生活保護自立支援員報酬、嘱託非常勤で来ている方1人、相談員さんが1人ふえたということです、25年度と比べて。あとは臨時職員、その下の賃金、これもお一人ふえたというところで若干の金額の増はありますが、ほかにつきましてはほぼというかほとんど金額的には変わらない内容でございまして。

最後、150ページの生活保護費、これが一番生活保護の中で大きな事業となる予算、歳出でございまして、基本的には17億8,939万9,003円ということで非常に大きな金額で、25年度と比べて決算

ベースでは若干減っておりますが、これは返還金の部分が減っているだけで、実際に扶助費だけを見ますと8,200万ほど25年度と比べてふえております。ここ二、三年は非常にこういう微増というか、緩やかな伸び率の状態でございます。今後、生活保護費の状況ということで、それぞれ区分がありまして、それぞれの項目について支出がございまして、基本的には例年同じように高齢化が進んでいるような状況の中で、日々の扶助が年々占める割合が多いという状況は変わりません。

保護の状況につきましても、このような内容、中段のほうになっておりますが、25年度は世帯が779、保護人員が1,040で、保護率が8.86%ということで、1,000人に対して9人というような見方になるかと思っております。あとはその下、世帯類型、保護の開始、廃止の状況ということで、このような状況になっております。

あとは、実際にこれが償還金利息及び国庫負担金の精査に伴う返還金が26年度は1,000万だったんですが、25年度が1億2,000万ぐらいちょっと返還金が多かったものですから、それがちょっと保護費全体としては減っているような状態ですけども、実際、扶助費だけを見ていただきますと、8,900万ほどふえているような状況でございまして。

その下の災害見舞金です。これは火災とか、今回のような水害とか、そういうのがあった場合に、全壊の場合には5万円、半壊の場合には3万円、床上浸水の場合には2万円というふうな見舞金を差し上げるもので、これは結果として起こるものですので、ちょっと昨年と比較というのも余りないかと思うんですけども、このような状況になっております。全焼8件分の決算です。

以上、社会福祉課所管の決算について説明をさせていただきます。ご審議の上はご認定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

藤村委員。

藤村委員 幾つかあるんですけども、細かいもの多くて申しわけないですが、初めてですので教えてください。

まず、107ページの社会福祉活動支援費の中で、微増だとおっしゃっていたんですが、社会福祉協議会運営費が去年より625万くらいふえているのかなと思いましたので、私にしてみれば大きなお金だなと思ったんですけども、これは何か運営の内容、仕事かふえたということなんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 社会福祉協議会運営費1億3,200万ということで、一昨年が1億2,632万ということで5%ほどふえております。事業内容につきましては、大きな事業の変更はないんですけども、社協につきましてはプロパーが16人で、嘱託が4人で、臨時の方が5人で、若干の伸びがあるとすれば、プロパーの方の人件費が25年度と比べて伸びたところ以外は、新たな事業というところでは展開がございませんので、ないのかなというふうに思います。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 では、次ですが、109ページの自殺対策の事業なんですが、クリアファイルをつくられたということなんですが、何枚ぐらいをどのようなところに配布なさったんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 それについては障害福祉係長のほうから説明をさせたいんですが、よろしいでしょうか。

伊藤委員長 はい、お願いします。

増淵障害福祉係長 障害福祉係、増淵といいます。

クリアファイルにつきましては1万2,000部つくらせていただきました。配布先は、市役所庁内の窓口の関係であるとか、それから関係機関、保健センターのほうですが、障害福祉の事業所さんであるとか、特に各中学校、配布の時期はずれてしまったんですが、中学生全員に配布させていただいて、自殺のほう、数は減ってはきていますが、若年層での占める割合というのは変わらないという問題もありますので、中学生全員に配らせていただいて、ファイルそのものは相談窓口の周知というところで、そういった各所に配らせていただいて、あとは残っておりますが、障害福祉の窓口でさまざま書類をお渡しすることもありますので、その都度クリアファイルに挟んでお渡ししているところです。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 その相談窓口というのは具体的に何て書いてあるんですか。

伊藤委員長 係長。

増淵障害福祉係長 悩んでいる方、いろんな悩みがあると思いますので、子育てであるとか、ひきこもりであるとか、いのちの電話なんかもそうですけれども、それぞれの相談内容に沿った相談先の窓口の電話番号とか名称をつけさせていただいて、お配りはさせていただいております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 いのちの電話の電話番号なんかを市内のどこかに置いてあるということはありませんか、トイレとか。

増淵障害福祉係長 よく見かけますけれども、私どもの事業の中では、トイレとかには今置いておりません。あるとすれば、違う事業になって、こころの体温計というのがあるんですけども、そういったところのカードはいろんなところにお配

りしているのです、お配り先で置いていただいているところはあるかもしれないですけども。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、次のページのセルフチェックシステムなんですけれども、昨年のアクセス数は3万7,550件、こしはどんなふうなんでしょうか。増渕障害福祉係長 市民からのアクセスの数ということで、平成25年度が合計で3万7,550件、26年度、4月から3月の間には2万8,477件です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 わかりました。

では、次が111ページなんですけれども、この重度心身障害者医療費助成事業もそうなんです、こちらでよろしいんですか、これは違うんですか。じゃこれは別にします。

じゃ、その下の総合支援法事業事務推進費はこちらでよろしいんですね。その自立支援協議会委員なんです、調べてみたら3年間でトータル6人委員さんが減っているんですけれども、24年が21人、25年が18人で、今回払ったのがもう15人ということなんです、要綱を見ても定員は25人以内ということで、現在21名の方に委嘱なさっていると思うんですけれども、まず出席者が少ない理由、どの区分の委員さんが出席が少ないのかというのを教えていただけるでしょうか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 藤村委員おっしゃるように、現在21名が自立支援協議会の委員としてはおりまして、そのうち実際に謝礼をお支払いする方は公的機関、学校の関係者とかそういう方にはお支払いをしておりませんので、学校の先生とか社会福祉協議会の職員とかということを除きますと、実質21名のうちお支払いしない方は3人ですので、21引く3で18の方が全部出席されていれば報酬費はお支払いするというような形になりま

す。

それから、出席者名簿のほうはちょっと。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 わかりました。

あと、構成の区分を拝見したんですけれども、結局ボランティア連絡協議会がなくなったので、その枠がなくなったと思うんですけれども、あと大体皆さん専門の部分の委員さんが多かったんですが、例えばボランティアでかかわっていらっしゃる分野の方の意見を伺うということは今後は想定されませんか。社協枠が1つあっただけですが。伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 確かに、まだ内部だけの話なんですけれども、ボランティア連絡協議会がなくなってしまったということで、社協さん今1名は入っておりますけれども、やはりこの部分を誰かカバーできるような方はいないかということは、ちょっと今、内部では検討はしております。まだ結論は出しておりませんが。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 わかりました。

あと、113ページの地域生活支援事業もそうでしたよね。ここの成年後見相談会、114ページに委託料としてありますけれども、この成年後見相談会の業務はどこに依頼して、どのような相談会を行ったのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 申しわけありません、ちょっと今、手元に資料ありませんので、この後調べてお答えしたいと思います。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 そのことに関連してなんです、その下の扶助費のところ、後見制度利用支援事業としてお一人ということで出ておりますが、成年後見制度は非常に重要だというふうに感じている

です。相談会を行って理解してもらった上で利用がふえるといいのかなと感じているんですけども、そこに結びついているかどうかということをちょっと心配してお聞きしたいんですが。

伊藤委員長 はい。

増淵障害福祉係長 相談会の内容としましては、司法書士の方、リーガルサポートさんにちょっと相談員の方の派遣をお願いしまして、1回当たりお二人来ていただいています。

実際に相談を受けられた方の状況を先生のほうから聞いてみると、本人も自分がこういう状況で今後変化していったときに、成年後見人ってどういふものかとかという相談の内容が多いというふうには聞いています。

直接、市のほうの相談、成年後見支援のほうにつながっている方は、今のところいらっしゃいません。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 たまたま消費生活センターにいたものですから、成年後見制度が必要だなと思われる方で、結局トラブルになってしまう、巻き込まれる方というのは年に何回か見受けられるので、ご本人はなかなかわからない、その必要性がわかりにならないと思うんですね。なので、どういうふうに上手にその方たちに成年後見制度のことを説明して、それにつなげていったらいいのかというのが、すごく現場でも悩んでおりましたので、ちょっとその部分をどういうふうにしたらいいのか、私もちょっと具体的によくわからないんですけども、非常に悪質な商法のターゲットになりやすい、一度ひっかかってしまうともう繰り返してしまいますので、ちょっとそれを心配しておりましたので、後で相談会の内容とかを教えてくださいいただければ大丈夫です。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 111ページ、これは障害者福祉事務推進費、前のページから来ている中の扶助費の福祉タクシー利用代金についてであります。3,100万で、タクシー券の交付件数が1,597件ということなんですが、これは利用したタクシー券に対しての支払い総額という解釈でよろしいのでしょうか。

伊藤委員長 はい。

増淵障害福祉係長 委員おっしゃるとおり、券をお配りして、実際に使っていた分をタクシー業者さんに市のほうから払った金額の合計です。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、1人当たりに対しての交付の金額というのは規定があって、金額の規定というのはあるんですか。

伊藤委員長 係長。

増淵障害福祉係長 年間で3万4,800円分のタクシー券をお渡ししています。月当たり2,900円です。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、この交付件数に対して使用しなかった、利用しなかったというケースもあるということによろしいんですか。

伊藤委員長 係長。

増淵障害福祉係長 はい、ございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 利用者の声として、今の交付の料金という枚数で足りているという、足りないというような意見はないですか。

伊藤委員長 係長。

増淵障害福祉係長 窓口で直接は私のほうでお伺いしたことはありませんが、市内広い面積の地域ですので、一定の額でお配りしていますので、お

住まいの場所、あるいは用途によっては足りない方はもしかするといらっしゃるかもしれないというふうに感じております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 細かいことなんです、通常のタクシーとは料金体系というのは費用的には高いのか安いのか。普通のタクシーで利用しているのか、福祉器具を乗せて、車椅子とかそういったものを乗せるタクシーであって、料金体系が普通のタクシーと違うかどうか、わかっていたらお聞かせください。

伊藤委員長 係長。

増淵障害福祉係長 福祉タクシー券と言っていますが、実際に車椅子を乗せているタクシーと、通常看護タクシーさんのようなものでも使えるようになっていますので、基本的にはタクシーの料金是一緒です。福祉タクシーのほうも、通常業務でお支払いいただいている料金と同じです。

伊藤委員長 よろしいですか。

磯飛委員 内容はわかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

磯飛委員 あと1点あった。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 112ページ、障害者福祉サービス費の中のこの事業内容、表の中に入っている生活介護、先ほど前年に比べて1,600万円ほど増額になったということなんですけれども、実利用者が219名で4億8,700万、これ単純に割ると1人というか実利用者当たり220万ぐらいになるんですけれども、その生活介護の内容、こういった内容の介護をしているかをお聞かせください。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 失礼しました、お待ちください。

伊藤委員長 係長。

増淵障害福祉係長 特に事業を集約して、ここにありますとおりさまざまな事業体系になっておりまして、生活介護につきましてはある事業所へ通所して利用するものです。

利用される方については、例えばここにありません就労継続支援であるとか就労意向支援、あるいは福祉的作業所的な意味合いの事業とか、そういう事業と比べてどちらかという障害の重い方が利用されるところ、平均的になります。そういうところで通常の生活、食事であるとかトイレであるとか、そういった生活の中の訓練を含めてやっているところですので、どうしてもやはり事業所としては、いきなりですけれども手間がかかる人がかかる事業所ということになるので、基本的に単価そのものがあるわけではありませんが高く設定されるということを聞いております。

磯飛委員 わかりました。

伊藤委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

副委員長、ちょっとかわってください。

平山副委員長 伊藤委員長。

伊藤委員長 ちょっと細かいことなんです、106ページ、この一番下なんです、特定疾患患者見舞金という部分なんです、先ほどの説明では昨年度については700人ぐらいだったのかな、それがことしになって814人になっております。これ特定疾患の患者、この814人の内訳というか、どの病気になっている人が特定疾患の、それわかるでしょうか。

平山副委員長 係長。

増淵障害福祉係長 それぞれの病名ごとの件数は統計とっておりません。

伊藤委員長 とっていない。

増淵障害福祉係長 いただいている書類の中からいけば、ある程度統計はできると思うんですけれ

ども、今の段階では数字はとっておりません。

平山副委員長 委員長。

伊藤委員長 わかりました。今ので結構です。

じゃ、また副委員長からまたかわります。

平山副委員長 委員長お願いします。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 初歩的、基本的なことをお伺いしたいんですが、150ページの生活保護についてお伺いします。

生活保護って、外国人の方も受けておられるんでしょうか。

伊藤委員長 係長。

増淵障害福祉係長 外国人の方も生活保護を受けております。

ただし、外国人全ての方が対象というわけではなくて、日本に永住権のある方、もしくは日本人の方の配偶者の方ということで、日本に例えば旅行なり遊びに来た、お金がなくなったので生活保護ということの外国人の方には適用にならないと、今言った永住権のあるような外国人の方には適用というか、生活保護に準じて外国人に、生活保護法そのものではなくて外国人向けのを適用されるんですけども、生活保護法とはまた別に、生活保護という言葉ではない外国人用の生活保護でお金を提供というか、そういうサービスの提供をすることにはなっております。

ただし、ルールは日本人とまるっきり同じルールで適用になります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 現在、本市で外国人がこれ適用になっている、支給しているというか、何人ぐらいいるんですか。

伊藤委員長 係長。

印南保護係長 すみません、具体的な数字は今現

在、きょうは手持ち資料の中ではお持ちしていないので、ちょっと具体的な人数、世帯数についてはちょっと把握しておりませんが、複数世帯いるのは間違いありません。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 複数世帯ね。

この後、ちょっと福祉のこととは関係なく、次の子ども課、教育部のほうで準要保護を受けている外国人の子どもさんもいるかと思しますので、それに関連するので今、外国人の生活保護は何人いるかというお尋ねをしました。

把握されているのであれば、後でも結構ですので教えていただきたいと思います。

伊藤委員長 係長。

印南保護係長 それでは、申しわけありません、後でご報告したいと思います。

〔「わかりました」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑。

若松委員。

若松委員 1点だけ、今の磯飛委員の関連なんですけれども、枠の中で廃止件数112件という、これは今まで生活保護を受けていて、何らかの理由でこんな形になったのか、それ内容がわかりましたらお願いいたします。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 廃止の理由というのはさまざまございます。実際、多いのは転出とか死亡による廃止というのが非常に多くて、意外と少ないのが、就労により生活保護費が必要なくなって自立というパターンが非常に少ないんですけれども。あとは、中には指導指示違反というか、生活保護法に違反した方とか、いろんな理由がございますけれども、そのような理由で廃止というようになっていくものですね。

伊藤委員長 若松委員。

若松委員 指導指示違反というのは何件くらいあったんですかね、この112件の中で。後で結構です、わかれば。

伊藤委員長 係長。

印南保護係長 26年度中で、私どものほうで指導指示に従わなくて廃止した件数でございますけれども、7件になります。

伊藤委員長 若松委員、よろしいですか。

若松委員 了解です。

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

失礼しました、課長。

菊地社会福祉課長 資料が見つかりましたので、外国人の件数ですね、9世帯17名です。平成27年5月現在、これは5月の統計のデータです。

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 申しわけありません。先ほどの9世帯17人は、平成27年7月1日現在です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

高久委員。

高久委員 (県内の保護率について)

伊藤委員長 課長。

菊地社会福祉課長 率でいいますと、毎月県内の保護の状況というものが、統計で県のほうから私どものほうに届けられております。

先ほどの7月のデータでいいますと、保護率でいうと那須塩原市が9.09%、大田原市が9.29%で若干高いですね。那須町の場合には、栃木県が郡部を取りまとめてやっておりますので、那須町でいいますと8.63%です、当市より若干低いです。

伊藤委員長 高久委員、よろしいですか。

高久委員 はい。

伊藤委員長 それでは、社会福祉課の皆さんから何かございますか。

課長。

菊地社会福祉課長 ございません。

伊藤委員長 それでは、社会福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

国保年金課の審査

伊藤委員長 国保年金課について審査を行います
が、国保年金課については福祉教育常任委員会に
対する付託案件がありませんので、予算常任委員
会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

国保年金課の皆様に申し上げますが、議案の説
明に当たりましては簡潔明瞭をお願い申し上げま
す。

議案第64号の説明、質疑、討 論、採決

伊藤委員長 議案第64号 平成27年度那須塩原市
一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 議案第64号 平成27年度那須
塩原市一般会計補正予算（第2号）、国保年金課
所管分についてご説明申し上げます。

補正予算執行計画書3ページ、一番上の18款繰
入金で、真ん中で1項2目特別会計繰入金、国民
健康保険特別会計繰入金2,939万円を追加補正い
たします。

次に、後期高齢者医療特別会計繰入金217万円
を追加補正いたします。

これは、前年度の特別会計決算に伴いまして、
不用となった剰余金を特別会計から一般会計に戻
すものであります。

次に、歳出になります。6ページをお開き願
いたいと思います。

6ページの下段になります。3款民生費、1項
1目社会福祉総務費、老人保健事業11万4,000円
を補正するものであります。

これは、平成26年度老人医療給付費等負担金精

算に伴う返還金で、国・県等に戻すものでござい
ます。11万4,000円を追加補正いたします。

以上、国保年金課所管、一般会計補正予算でござ
います。よろしくご審議の上、ご決定ください
ますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終
了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終
了いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補
正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきもの
とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第64号は全員異議なく可決す
べきものと決しました。

議案第65号の説明、質疑、討 論、採決

伊藤委員長 次に、議案第65号 平成27年度那須
塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 議案第65号 平成27年度那須
塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
についてご説明申し上げます。

補正予算執行計画書13ページ、歳入でございま

すが、10款繰越金で、1項2目その他繰越金で9億6,790万円を追加補正いたします。

これは、前年度決算に伴う繰越金でございます。27年度へ繰り越し補正するものでございます。

次のページ、14ページでございます。歳出になります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費5億70万7,000円を追加補正するものであります。

こちらは不足が予想される保険給付費を追加するものでございます。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費1億2,081万9,000円を追加補正いたします。

これまでの支出の状況から不足が予想されることから、追加補正するものであります。

次に、7款共同事業拠出金、1項3目保険財政共同安定化事業拠出金1億8,101万6,000円を追加補正いたします。

この共同安定化事業は、平成27年度から対象交付額が30万円以上から1円以上に拡大され、このたび拠出金が整理されたことから追加補正するものであります。

次に、11款諸支出金、1項3目償還金、こちらは金額が1億3,596万8,000円を追加補正いたします。

こちらは、平成26年度に歳入された国・県等の補助金の精算に伴いまして返還するものでございます。

次に、3項繰出金、1目一般会計繰出金で2,939万円を追加補正いたします。

これは、平成26年度に一般会計から繰り入れた事務費等の精算に伴いまして、一般会計へ返還するものであります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよ

うお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第65号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第65号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第66号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第66号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 議案第66号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算執行計画書15ページからでございます。

まず、歳入でございますが、繰越金といたしまして1項1目繰越金884万3,000円でございます。

平成26年度決算に伴いまして、剰余金を27年度へ繰り越すものであります。

次に16ページ、歳出になります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、667万5,000円を追加補正するものであります。

平成26年度出納閉鎖期間後に納付された過年度分の保険料を広域連合へ納付するものであります。

次に、3 款諸支出金、2 項1 目他会計繰出金217万円でございます。

こちらは、平成26年度決算に伴いまして、一般会計から繰り入れた人件費等、事務費等の剰余金を一般会計に返還するものでございます。

次に、4 款予備費、1 項1 目予備費でございますが、2,000円の減額でございます。

こちらは、歳入歳出予算調整のために補正するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

高久委員 2 款1 項1 目、過年度分ということなんですが、これこうやっておくれで納付されたものを受け取られています、これ何%ぐらいなんでしょうか、おくれしてくるというのは。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 ちょっとパーセントの計算はしていないんですが、ちょっとイレギュラーというか異常な納付があったと、異常というか普通は案外年度、年度で入るんですけども、たまたま過年度分、古い納期分は3月で締めちゃうものから、その後入ってきた分を新年度で歳入しないで、新年度で入ってきちゃうんですけども、その分、入った納付金は広域連合に1円たりとも残さず支払う制度になっていまして、枠として入

りますので、こういうふうなことがまれに発生いたします。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 これは年々ふえているんでしょうか、減っていくんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 これ、たまたま今回のケースは出納閉鎖期間外の繰越金の納付と、それを新年度で支払うという現象でございまして、本来ならば入ってくる分は入ってくる分で年度決算されるわけなんです、今回の補正の部分はあくまでも出納閉鎖期間をまたいだ異常な歳入があったことにより広域連合に納付するものということで、年々ふえるとかそういう傾向はないかと思えます。

〔「了解です」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第66号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものにするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第66号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 それでは、ここで予算常任委員会第（二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、国保年金課所管分についてご説明いたします。

歳入につきましては、制度に伴うもので例年どおりとなっておりますので、省略させていただきます。

歳出でございますが、108ページ、市政報告書108ページから説明させていただきます。

市政報告書108ページ下段のほうになるんですが、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の中の国民健康保険特別会計繰出金7億5,166万487円の決算でございます。これは、法定で定められております一般会計から繰り出したものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。2億47万6,200円の決算でございます。こちら、法定で定められた一般会計から繰り出しが認められるものでございます。

おのおの特別会計に支出いたしました。

次に、一番下段になりますが、後期高齢者医療負担金、これは広域連合への負担金でございます。保険給付費の12分の1を市が負担するというところで、7億1,966万7,150円の決算でございます。

次のページ、109ページになります。

上から、後期高齢者医療広域連合負担金3,457万9,002円の決算でございます。こちらは、事務費分と保険事業費分、保険事業費は高齢者の特定健診の事業でございます。その分を広域連合に支

出したものでございます。

次に、老人保健事業費11万7,381円の決算でございます。こちらは、老人保健の第三者納付金で納付があったものに対して、そのうちの国・県、社会保険診療報酬支払基金へ返還するものでございます。

次に、121ページとなります。

121ページ、同じく3款民生費の真ん中から、1項8目国民年金費でございます。支出決算額が126万4,000円でございます。こちらは、国民年金の事務の法定受託事務の事務費として支出したものでございます。

以上、国保年金課所管平成26年度一般会計決算でございます。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 すみません、質問なんですが、初めて聞いた言葉で、教えてください。第三者納付金というのは何でしょうか。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 この第三者納付金というのは、交通事故がほとんどです。交通事故に関しまして、本来は保険適用じゃなくて、自費の示談というんですか、精算がされるわけなんです。保険者を保護するというんですか、一時的に大きなお金がかかりますので、一時的に保険適用が認められると、7割給付します。ただし、事故が終わった後に、皆さん示談とか何かで、また民間の保険会社とか、自賠責保険の関係で医療費が精算されて、7割分が市の保険のほうに戻ってくるんですが、一般的にはそう簡単にいくんですが、保険がなかなか、人によっては自腹を切る人いるんですね。自費で保険給付を返さなくちゃならない人、そう

いう人がたまたまこの案件、毎年分納しているんです。1万円ずつです。12万納めてもらっています。その12万円は保険給付費ですから、その中には、国・県の補助金や社保基金からの交付金が入りますから、12万円を精算して11万幾らですか、を戻すというか、返しております。本当にまれなケースで、本来ならばいずれ精算されるわけなんですけれども、この案件は老人保健制度、平成20年まではそういう制度があったんですが、それ以降は後期高齢者医療制度に変わったんですけれども、ずっとそれ以前の交通事故の案件を毎年分納していただいている案件でございます。

以上でございます。

伊藤委員長 藤村委員、よろしいですか。

藤村委員 わかりました。ありがとうございます。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第1号は全員異議なく、認定すべききものと決しました。

認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 次に、認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国の制度に伴う補助金、交付金が主なものとなっております。例年どおりとなっておりますので、省略させていただきます。

それでは、市政報告書343ページから説明申し上げます。

歳出です。1款総務費、1項1目一般管理費、そのほかの職員給与費ですが、こちらは総務課所管となります。

次に、一般管理費で2,905万3,912円の決算でございます。こちらは、国民健康保険の運営に伴う事務費となっております。

次に、2目連合会負担金390万8,200円でございます。こちらは、栃木県国保連の運営の負担金でございます。

次のページ、344ページ、2款徴税费でございますが、こちらは課税課、収税課所管になっております。

次のページ、345ページ中段から、3項運営協議会費、こちらは国民健康保険運営協議会の費用でございます。17万200円、中身といたしましては、2回開催いたしました運営協議会の報酬でございます。

次に、4項1目趣旨普及費24万7,740円の決算でございます。こちらは、啓発用のパンフレットの印刷と消耗品でございます。

次のページ、346ページ、5項1目医療費適正

化特別対策事業でございます。495万1,616円の決算でございます。こちらのほうは、レセプトの二次点検の経費でございます。主なものとしたしましては、レセプト点検の賃金でございます。

次に、2款保険給付費でございます。こちらは、歳出の64%を占めるものでございます。2款総額では、84億9,425万501円でございます。前年比2億1,143万5,834円の増、率にいたしまして2.6%ふえております。

各項目について説明を申し上げます。

1目一般被保険者療養給付費67億2,663万2,099円でございます。

次に、2目退職被保険者等療養給付費6億5,058万2,497円でございます。

次に、3目一般被保険者療養費9,537万9,904円の決算でございます。

次のページ、347ページで、4目退職被保険者等療養費で670万2,810円の決算でございます。

次に、5目として審査手数料といたしまして、こちらは国保連、国民健康保険団体連合会のほうに手数料として2,493万9,934円を支出しております。

次に、2項高額療養費ですが、こちらは8億9,894万3,864円でございます。こちらのほうも、前年比3.5%ふえております。各項目については、ちょっとここは省略させていただきます。

次、348ページ、次のページになります。

4項1目出産育児一時金、これはほぼ1人当たり42万円を出産の件数に合わせて支出したものでございます。総額といたしましては、8,139万9,393円でございます。

次に、5項葬祭諸費、1目葬祭費でございますが、これは1件当たり5万円を給付しております。965万円の決算でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等ということで、

1項1目後期高齢者支援金19億943万8,509円でございます。こちらは、後期高齢者支援金として支払ったものでございます。

次に、2目後期高齢者関係事務費拠出金として13万5,294円、こちらのほうは、社会保険診療報酬支払基金のほうが取りまとめているものですから、そちらのほうに事務費として支出したものでございます。

次に、4款前期高齢者納付金でございます。

1項1目前期高齢者納付金、これは65歳から74歳の前期高齢者の加入率が全国平均より低い保険者が社会保険支払基金へ支払ったものでございます。135万8,767万円でございます。

次に、2目前期高齢者関係事務費拠出金、こちら事も事務費として13万5,294円の決算でございます。

次に、5款老人保健拠出金、1項2目老人保健事務拠出金でございます。こちらが6万5,493円の決算でございます。

次に、6款介護納付金9億195万8,171円の決算でございます。これは、国の単価により、介護2号被保険者、40歳から64歳までの方の被保険者の数を掛けて算出されたものでございます。

次のページをめくっていただきまして、350ページ、7款共同事業拠出金、これはほぼ前年同額となっております。

1項1目高額医療共同事業医療費拠出金として2億7,209万9,343円、2目高額医療費共同事業事務費拠出金として32万3,621円、3目保険財政共同安定化事業拠出金といたしまして11億6,288万9,343円、次に4目といたしまして、その他の共同事業拠出金といたしまして18万1,734円でございます。

この7款共同事業の関係でございますが、こちらは県内の被保険者の財政負担の均衡化を図るた

めに拠出して、負担金が戻ってくる事業でございます。

次に、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費でございますが、こちらのほうは健康増進課所管になります。

次のページ、351ページ下段のほうですが、2項1目保健衛生普及費529万2,823円の決算でございます。こちらは、医療費通知の郵送料と、委託料といたしましては、先ほどの医療費通知の電算処理、スイミング教室、健康度アップ事業などの委託料として支出したものでございます。

次のページ、352ページで、2目疾病予防費でございます。1,687万2,948円の決算でございます。中身に関しましては、人間ドック、脳ドック関係の申込書の印刷製本費と医療機関に支払った委託料でございます。

次に、9款基金積立金でございます。

1項1目財政調整基金積立金160万2,358円、こちらは財政調整積立金の基金の利息が生じます。こちらのほうを基金会計に歳出したものでございます。

次に、2目高額療養費資金貸付基金積立金でございますが、こちらのほうは、利子として1,972円の利子が発生いたしまして、基金会計のほうに支出したものでございます。

次に353ページ、11款諸支出金で、1項1目一般被保険者保険税還付金、こちらのほうは収税課、課税課所管となります。

次に、3目償還金、こちらが1億3,810万7,951円の決算でございます。こちらは、平成25年度の決算に伴いまして、はっきり言いますともらい過ぎた、精算が終わって国等へ返還したものでございます。

次に、4目一般被保険者還付加算金、こちらは課税課所管となります。

次に、3項1目一般会計操出金2,418万1,132円でございます。こちら平成25年度決算に伴う人件費、事務費の不用額を一般会計に返還したものでございます。

以上、歳出総額132億9,264万3,894円で、前年比2億7,641万1,597円として、2.8%の増となりました。歳入歳出差し引きますと、10億6,790万849円は平成27年度へ繰り越しいたします。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 346ページと347ページで、保険療養給付費と高額療養費、それぞれ伸びているということ、そのとおりだと思うんですけども、具体的にどのような疾病が伸びているか、そういう傾向というのはあるのでしょうか、教えてください。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 那須塩原市だけで特別に集計を余り出していないんですけども、ただ、国・県のほうで、ちょっと年度がおくれて集計結果が出てきています。最近のと言うと、ちょっとなかなかないんですけども、やはり生活習慣病関係、糖尿病ですね。そちらのほうの医療費とか、そういうものはどうしても伸びる傾向にございます。

また、高額療養費は、実は国保での医療関係、国内の医療関係全てに言われるんですけども、医療費の高度化と言われていて、高額化。高度な医療を保険で受けられるということで、1件当たりの保険診療といいますが、の金額が高額になってきております。那須塩原市も保険者の数は、被保険者は減っているんですけども、どうしてもふえていく。そういう関係で、また、高齢者もどんどんふえて、高齢者比率がふえているという

こと、どうしても高齢者の方は、私もきのうお医者さん行きましたら、高齢者ばかりでしたんですけれども、いっぱい薬もらって帰っていきますから、何か医療機関にかかるというのがふえているのかなと。また、どうしてもそういうことで保険給付費が伸びる、さらには高額療養費が伸びるのは高度化、それ以外にもいろいろ厚労省で分析した結果でございます。例えば精神疾患、社会保険で一生懸命働いて、ジャパニーズ・ビジネスマンというんですか、一生懸命働いて、ちょっと精神的に病んでしまって、働けなくなって国保に入るような方が結構ふえています。約、比率で17倍と言われているんですけれども、その方のやはり精神疾患なんかも、入院とかいろいろ治療があるかと思しますので、やはり高額になったり、総額してふえる傾向じゃないかと。これは厚労省のほうが発表していますけれども、そういう傾向があるかと思えます。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 お聞きしたのは、結局医療費を抑制するためにいろいろ保健事業なさっていると思うんですけれども、傾向対策とる上で、例えばある程度特定できれば、こういう健康度アップ事業につながるのかなと思ったんですけれども、今お聞きしていると、やっぱり高度医療の問題であったり、精神疾患であったり、保健事業として予防に効果的な事業というのはやっぱり打ちにくいということによろしいですか。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 健康度アップ事業、スイミング教室とかやっていますけれども、やはり人数が、国保被保険者3万7,000人いるんですけれども、それに比べれば本当に少ない数でございまして、その人にとっては、アンケート調査など目を通し

ますと、やはりどうしてもそういう健康度アップ、スポーツジムで3カ月間指導を受けた、その結果のアンケートをとりますと、やはり体が軽くなったとか、膝の痛みとか何かそういうところの痛みがなくなったとか、そういうことで結果が出ております。なおかつ、3カ月間終わっても、また自費で引き続き受ける人なども見受けられます。そういうことで、本当に数は少ないんですけれども、人数としては少ないんですけれども、そういう意欲的に健康を求めるような人、数少ないんですけれども、そういう人たちが1人でもふえるように私どもも努力していきたいと思っております。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

高久委員。

高久委員 348ページ、真ん中の葬祭給付費、1人当たり5万円となっているんですが、これを実際に窓口に求めに来る市民というのは、これは5で割ればいいんですか、この金額。そうすると、実際に亡くなっている人の何%くらいになりますかね。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 何%というのは市全体でしょうか、国保の亡くなった方……国保の中だけですね。実は、これは100%勸奨のはがきなんか出しているんです、申請してくださいという。でも、100%ではないと思っています。事情がいろいろありまして、例えば那須塩原市の国民健康保険被保険者なんですけど、たまたま息子さんが遠くにいて、そちらのほうの病院で亡くなったとか、葬儀を行う人に払うんですけれども、葬儀を行う人が東京とか仙台とか、いろいろなところの人が葬儀を行うようなケースがまれにございます。そのときに、地元に残っている人とか、お手伝いをいた

だいたとか、そんな話で誰に何だというのがまだまとまっておりませんか、そういうのが数件ございまして、全員が全員、申請できる環境というんですかね、が整っている人はいいんですけれども、まれになかなか申請しない人も、できないというんですかね、ということがございます。

以上です。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 そうすると、ほとんどは受け取っているという。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 近隣の那須町とか、そういう方、親とか息子さんとか、息子さんだと思うんですけれども、近隣の市町の方が葬儀を行った場合には、ほとんど申請に来られております。

以上です。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 353ページの11款諸支出金の中の償還金についてお尋ねしたいんですけれども、先ほど補正予算の中にも、償還金で同額1億3,700万近いものがまた補正で載ってあったんですけれども、この内容は、一旦給付を受けて、使わなかったから返しますよという内容なんですか。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 これは、年度年度、国が補助金という形で、ちょっと複雑な計算するんですが、那須塩原市に支出してくれます。交付金とか、補正とかあったと思うんですが、やっと今ごろ精算できるわけなんです、前年度分が。それで、もらい過ぎていますよということでお返りする。決算にも載りますし、先ほど承認いただきました補正予算分もほぼ同額の金額が、毎年繰り返してこの市町の国保でも同じようなことがあるみたいです。財政規模が大きければ、もっと大きい金額、少ないところは少ない金額らしいんですけれども、

何か国庫補助金とか、災害給付金とかいろいろあるんですけれども、そちらは決算に伴って、精算で補助金を毎年返しているという状況でございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 仕組みは、今の説明でわかりました。内容なんですけれども、さっき藤村委員のほうから質問があって、高額医療が多くなってきているという中で、本市における療養費というのが、国が見込んでいるよりも使っていないという意味でお返しするということだと思うんですけれども、県内のほかの市町に比べて、本市における国民健康保険を利用する人で、療養費、病院へ払う、お医者さんに払う費用というのは、多いほうなんです、少ないほうなんです。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 平成25年度、最新版がなかなか出ないんですけれども、平成25年度で栃木県内の1人当たりの医療費、こちらが那須塩原市は順位で、26市町の中で23位、27万2,972円でございます。こちらは、県内26市町のうち23位。たしか24年度は、後ろから2番目だったんですね。そんなに低かったんですけれども、那須塩原市、25年度決算では、25位から23位というんですか、ふえたというんですかね、1人当たりではちょっと。順位ではふえたということになっております。

以上です。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ということは、少ないという見方ね。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 栃木県内25年度で、平均で29万3,796円でございます、県平均が。その中で、先ほど申したとおり、那須塩原市は27万2,972円ということで、県平均よりも少ないということです。

ちなみに、一番高い壬生町は31万6,630円、1人当たりとなっております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、さっき藤村委員の質問で、なかなか予防とかそういうのが難しいというお話もありましたが、そういったことも功を奏しているという部分もあるんですかね。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 私もちょっと2年目で国保のほうやらせていただいているんですけども、那須塩原市は平均年齢が県内でも低いほうだと思います。ただし、低いから、ずっと低いわけじゃない。低いから、上がれば率が上がる。上がる割合には、もう平均年齢の高いところは高いところで高い医療費がかかってくると思うんですけども、那須塩原市は平均年齢が低い、医療費が低いんですが、高齢化が進めば、バウンドというんですか、というのが激しくなるのかなというふうな気がします。

以上でございます。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

若松委員。

若松委員 市政報告書の348ページの4項1目出産育児一時金について、ちょっとお尋ねしたいことがあります。

これ、1人42万3,000円といったのかな、ということで、これは立てかえた後でもらうんだか、それとも立てかえなくていいんだかというの1点聞きたいのと、それと、その金額に応じて、26年度は何件くらい出生率があったのか。もし、わかりましたらお願いします。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 26年度は203件、25年度が188件で15件増となっております。金額といたしましては、基準額は1人当たり42万円でございます。

もう一つ、現物給付のお話だと思うんです。出産したときに、産科医療機関で請求が当然あるわけなんですけど、産科医療機関では42万円を期限といたしまして、42万円を超えた分は患者さんというんですか、いただくかと思います。45万円だったら3万円納めてくださいと。42万円は国保連を通じて現物給付しております。

前に、クレジットカードを使えるところなんかは、ポイントがつかなくていって、そういう部分の話聞きます。現物給付ですね。同意書をお医者さんを書くんですけども、42万を請求します同意書を書かないで、そういう案件もあると思います。

ただ、42万円以下の費用の場合がございます。42万円にかからなかった。その場合は、差額通知、差額分を市のほうから通知を差し上げまして、差額分の請求をしてくださいということで、最終的には42万円になるようになっておりますが、まれにその差額分も何千円、1,000円とか2,000円、何百何十円ということで、面倒くさいのかどうかわかりませんが、全て差額の請求は100%ではございません。

こちらは出産育児一時金、これ育児分を含まっているということで、産科医療機関が例えば30万円だったとしても、育児分を含めて42万というふうな考え方で支出しております。

以上です。

伊藤委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、出産費用として平均どのくらいかかるものなんですかね、これは。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 一応、基本的に目を通していますが、電卓ではじいたことはないんですけども、やはり45万円前後かなという気がします。というのは、多少、産科医療機関で値段が違うよう

な話も聞きます。部屋料とか、食事がいいところとか、何か人気のあるところとかあるみたいですが、あとは、入院期間というんですか、そういうのも変わってきますし、平均すると二、三万円オーバー、45万円なのかなという気はいたします。

以上です。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 352ページの真ん中あたり、財政調整基金積立金、繰り出した分があって、減っているという感じはするんですが、依然として、これ19億あるわけですよね。やっぱり国保の保険料取り過ぎという感じが、ずっと私はついてくるんですが、当面、那須塩原市として何か考えていることはあるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 基金取り崩しでございますが、今回26年度ですと、決算で、決算書197ページ、国民健康保険財政調整基金の運用の経過が載っておりますが、2億5,579万8,000円取り崩しいたしました。

どうしても、税のほうはいろいろな要件があるかと思うんですけれども、毎年減収になっておりまして、調定も落ちております。先ほど申したとおり、医療給付費はふえております。その関係で基金の取り崩しを行ったわけなんですけれども、たまたまJAのほうの共済金ですか、こちらのほうは歳出に見合ったというか、歳出に合わせた形の税額変更というのが必要なんじゃないかと思っております。税の見直しは、慣例的に3年に一度ということで那須塩原市は行っております。その中で、当然、国民健康保険運営協議会のほうに諮問して、答申をいただいた中で、税のほうというのも変更があれば考えていかなければならないかなと思っております。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

高久委員。

高久委員 先ほども1人当たりの医療費のかかりというのが、栃木でも3番目に低いというお話がありました。そういう中で、収納率、このところ伸びが鈍ってきています。でも、やっぱりまだ保険料高いというふうに、県の中では今、真ん中くらいですよ、13万くらいで。そうなんですけど、ただ、やっぱりまだ高いんじゃないのかなと。国保で精いっぱい、介護とか後期高齢者まで回らないよという人たちも結構いますので、やっぱりこれだけお金、大田原の4倍くらいあるんですよね、財政調整基金が。ちょうど大田原が県の平均の財政調整基金くらいですよ。那須町みたいに1人当たり3円とか6円しかないみたいな、60円くらいしかないみたいなところもありますけれども、やっぱり市民の税負担を少なくして、こういうものを有効に活用して、先ほど言われた療養費を減らすという意味では、やっぱり健康予防とか、そういったものを広める必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の考えを聞かせていただくとありがたいんですが。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 なかなかはっきりしたお答えはできないんですけれども、国のほうでは、国保税の軽減に対する国費の拡充を行っております。毎年税条例の中で国保の軽減の部分の改正が出ているかと思うんですけれども、税の軽減、低所得者に対する税軽減です、こちらのほうも、医療改革の中で国費の枠はふえているというところで聞いておりますので、そちらのほう、国費拡大部分の状況のほうを見ながら、このようにして進めていきたいと思っております。

税軽減は、軽減した分は国負担ですから。とい

うことで、国の財政支援のほうを期待したいと思
っております。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

藤村委員。

藤村委員 私が聞き逃したのか、ちょっとよくわ
からなかったんですけども、111ページの重度
心身障害者医療費助成事業というのはどこの管轄
ですか。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 市政報告書では、重度心身障
害者医療の助成、ひとり親の医療費助成、妊産婦
医療費助成、子ども医療費助成、……医療費助成、
26年度までは国保年金課所管で行っておりました。
執行のほうも国保面で行ったんですけども、子
ども未来部と調整する中で、決算の事務のほうは
もう部が新しい子ども未来部で行う。4月以降決
算にもするというので、こちらのほう、市政報
告書では国保年金課、医療費助成の事業、載って
いますが、子ども未来部のほうでお願いしたいと
思います。

以上です。

藤村委員 わかりました。

ありがとうございました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終
了いたします。

討論を許します。

高久委員。

高久委員 やはり国保、市民が納める税金の中で
非常に大きな取り組みを進めています。そういっ
た中で那須塩原市も収納率、ここのところ伸びが

鈍ってきましたけれども、それでも改善は進んで
いると。皆さん努力されていると。その結果だと思
いますが、その中でやはり栃木県は全国的に見
れば高いほうと。那須塩原は、今、栃木県では真
ん中と。そういう中で、那須塩原の市民が健康に
努力した結果だと思いますが、非常に医療費が安
く済んでいると。課長のほうは年齢が若いからと
いうお話もありましたけれども、ただ、それだけ
ではないんだと思います。そういう努力を重ねて
いるんですから、当然報奨というか、褒めるとい
う部分で、褒めてしっかり納めてもらうという意
味も含めまして、やっぱり那須塩原市民の上げて
いく、そして豊かな財政調整基金を使って、さら
に疾病予防対策を強めていただく、そういう対策
をしっかりとられるよう要望して、ここは反対す
るということで、意見を述べさせていただきます。
伊藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 異議がございましたので、挙手によ
り採決いたします。

認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保
険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のと
おり認定すべきものとするに賛成の方の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第2号 平成26年度那須塩原市国
民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを
原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 次に、認定第3号 平成26年度那須

塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 認定第3号 平成26年度那須
塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につ
いてご説明申し上げます。

市政報告書は357ページ、申しわけございま
せんが、歳出につきましては例年どおりとなっ
ておりますので省略させていただきます。

〔発言する人あり〕

稲垣国保年金課長 歳入に関しましてはです
ね、例年どおりとなっておりますので省略さ
せていただきます。

それでは、357ページ、1款総務費でござ
います。1項1目一般管理費、職員給与費で
ございますが、こちらは総務課所管となり
ます。次の一般管理費、これは事務費の歳
出でございます。235万7,307円の決
算でございます。次に2項徴収費でござ
います。こちらのほうは収税課所管とな
ります。

続きまして、ちょっと飛びますが359
ページ、2款の後期高齢者医療広域連
合の納付金でございます。1項1目後
期高齢者医療広域連合の納付金です。
こちらのほうが8億7,126万2,631
円の決算でございます。内訳としては
基盤安定制度分医療費保険医療分、過
年度の負担金でございます。

次に3款の諸支出金でございますが、
1項1目保険料還付金と保険料還付加
算金につきましては課税課、収税課所
管となります。次に2項繰出金、2
項1目他会計繰出金でございますが、
これは平成27年度決算に伴いまして、
不用額を一般会計へ返還したもので
ございます。251万4,899円ござ
います。

歳出総額は8億9,312万510円で、
平成25年度、

8億7,367万5,408円から1,944
万5,042円の増加がありました。前年
比2.2%の増加でございます。歳入
歳出差引額884万4,204円を平
成27年度へ繰り越しいたします。

よろしくご審議の上、ご認定くだ
さいますようよろしくお願い申し
上げます。

以上です。

伊藤委員長 説明が終わりました
ので、質疑を許します。

高久委員。

高久委員 359ページ、一番上の
納付金の中の一番下の部分、過
年度分の納付金が19万5,800
円あります。これってというのは、
やっぱり年金が少なく直接とい
うか、直接収納している部分とい
うか、集金に行っている部分の方
たちばかりなんではないですか。

伊藤委員長 課長。

稲垣国保年金課長 こちらは納付
金として国保年金課で支払うもの
ですけれども、この過年度分に限
っては、収税課のほうじゃないと
ちょっとわからないんじゃないか
な。現年度、過年度とか、収税
課、課税課じゃないとわからない
のかな。この状況ですね、わか
らないかなと思っております。

こちらのほうは、広域連合に国
保年金課で支出した部分でござ
います。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ござ
いませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないので、
質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないので、
討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第3号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか、ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 国保年金課の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、国保年金課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

保健福祉部の今定例会における審査は終了となりますが、保健福祉部全体として何かございませんか。

松江保健福祉部長 質疑の中で答えを保留させていただいた部分、答えられる状態になったんだよね。

〔「はい」と言う人あり〕

松江保健福祉部長 この際お答えを申し上げようと思います。

伊藤委員長 よろしくをお願いします。

塩水高齢福祉課長 それでは、スプリンクラーの数、一応、あのとき補正予算のほうでご質問いただいたんですが、私のほうもちょっと理解していないところもありまして、補正予算の段階ではま

だ図面等が出ていない状態ですので、一応参考ということで、逆に決算のほうで出た3つのところ、そちらの参考でお示しさせていただければと思います。

面積が補正予算のほうは1,202㎡で、今回の決算のほうは一番大きいところでも250㎡程度ですので、かなり差があります。1,000㎡以上とそれ未満というのは、補助金の単価自体も違うんですけれども、一応参考ということで報告させていただきます。

まず、3つあったんですが、決算のほう、コーポ、有料老人ホーム119㎡のところ、こちらはスプリンクラーの数が19でございます。それで出たのが、補助金の合計が332万1,000円でございますので、補助金をスプリンクラーで単純に割りますと、そこまではいいですね。一応19ございました。

続きまして、小規模多機能のほう、こちらの面積が1つが251㎡でスプリンクラーが25個、それから、同じく小規模多機能で233㎡で47個でございます。こちらが一応部屋に1個とか、消防法に基づいてスプリンクラーのほうを設置しますので部屋数とか、それからあと、共有スペースとかでも違ってきますし、あとはポンプ、その水圧の関係でどんな消火ポンプをつけなきゃならないとか、そこら辺でも実際に事業費はかなり変わってきてございますが、補助の仕方は1,000㎡以上か未満かによって、国の単価が違ってございます。

ちなみに26年度、27年度は、27年度のほうが平米単価が、若干ですが、上がってございます。

以上でございます。

伊藤委員長 保健福祉部の今定例会における審査は終了となりますが、保健福祉部全体として何かございますか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 なければ、以上で終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため10分間休憩をとり、
3時30分から開始します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

子ども未来部の審査

伊藤委員長 これより子ども未来部の審査を始めます。

審査に先立ち、藤田子ども未来部長からご挨拶をいただきます。

部長。

藤田子ども未来部長（挨拶。）

伊藤委員長 ありがとうございます。

子育て支援課の審査

伊藤委員長 それでは、子育て支援課について審査を行います。子育て支援課については福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

子育て支援課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願い申し上げます。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

石塚子育て支援課長 それでは、議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

9月の補正予算執行計画書をお開きいただきたいと思っております。その7ページになります。それでは、子育て支援課所管のものについてご説明を申し上げます。

7ページの、まず、3款民生費2項2目になります。2項2目保育園管理費の中の永田保育園の整備事業、12501事業というのが保育園管理費の中の一番下のところに出てくるかと思っております。ここですけれども、工事請負費として680万円を今回補正として計上したところでございます。

この永田保育園なんですけれども、平成26年度に園舎を新しく建てかえいたしまして、本年度は外構工事と遊具の設置工事を予定していたところでございます。本年度の当初予算要求というのは、昨年11月、12月ごろに積算をするわけですけれども、その当初予算の要求後におきまして、外構工事に不足が生じたというところで、当初予算の中で遊具の部分についても見込んでいたわけですけれども、その外構工事で不足した部分を、まず遊具のほうで持っていたものから先に工事をさせていただきます。今回改めて遊具分の補正ということで680万円を補正させていただいたところでございます。

続きまして、2項3目です。認可保育園費の中

の、これは仮称ではございますけれども、塩原認定こども園整備事業、3001事業でございます。これにつきましては、負担金を交付金として、負担金補助及び交付金として1,907万9,000円を補正するものであります。

塩原認定こども園なんですけれども、ご案内のように旧塩原小学校跡地に本年度建設をしているところなんですけれども、昨年のやはり当初予算の時点で、事業者において、これは民間の事業者、天野会というところで認定こども園が始まるわけですけれども、その事業者において概算の事業費がまだ正式に固まっていなかったという部分と、国の補助制度が実は変わりました。後ほど歳入の中でも若干その辺は触れたいと思うんですけれども、国の補助制度が変わったことで決まっていなかったというところで、その26年度の補助の要綱に基づいて当初予算の要求をしていたところです。

4月になりまして、国のほうも補助制度が正式に決まって積算をし直したところ、事業費に不足が生じたというところで、どの部分というところじゃなくて全体的に事業費が不足しているということで、今回不足分の補正をさせていただいたところでございます。

次に、2項4目子育て支援費の中の子育て相談センター運営事業、2001事業でございます。これにつきましては、賃金として140万8,000円を補正するものであります。この内容ですけれども、ここに出ておりますように早期支援コーディネーターということで、これはさきの質疑にもありましたけれども、早期支援コーディネーターといいまして、発達に課題があるお子さんなんかを早期に発見して、早期に支援に結びつけるために、年長児の巡回相談でありますとか発達支援の巡回相談、こういったところに従事して発見するための仕事をしていただくということで、臨時職員1名分の

賃金の半年分ということで予算要求をしたところ
です。

さきの質疑にもありましたように、こういった資格が必要なのかというのがあったと思いますけれども、特に資格ということではなくて、学校教育の中で、学校の中で発達支援の教育等の現場での経験があり、内容等について詳しい方ということで、そういった方を雇用したいというふうに見込んでおるところでございます。

次に、2項6目母子福祉費の中の母子福祉対策費、2001事業でございますけれども、これにつきましては、母子家庭等の対策総合支援事業国庫補助金精算に伴う返還請求ということで、事業の確定に伴って余った部分といいますか、それを国に対して償還金という形で7万5,000円を返すために今回歳出に補正したものでございます。

続きまして、お開きいただきまして8ページに、4款衛生費1項3目、上から2番目になります、母子衛生費の子ども医療費助成事業、2001事業でございます。これは、賃金として175万9,000円を今回補正させていただいたところでございますけれども、内容につきましては、子ども医療費の助成事業に当たりまして、その医療費の助成の計算とか、入力業務を担当してもらうための臨時職員の賃金ということで、今回補正をさせていただいたところでございます。

歳出については以上なんですけれども、次に歳入について若干ご説明させていただきます。

1ページをお開きください。

先ほどちょっと歳出の説明の中でも触れたところでございますけれども、今回、子ども・子育て新制度が本年からということになりますけれども、それに伴いまして、国の補助制度の変更がありました。

1ページのところをちょっと触れながら見てい

ただきたいと思うんですが、まず14款国庫支出金の中の2項1目民生費国庫補助金の中で、児童福祉費補助金というのがございます。これは、これまでこの中の保育緊急確保事業費補助金という項目だったものが、これがちょっと真ん中よりやや下のほうにあるんですけれども、子ども・子育て支援交付金というふうに今回制度そのものが変わってございます。

そんな関係がありますものですから、上のほうに子ども・子育て支援事業に充当という、三角740からずっと三角が出ていると思うんですけれども、その下に行って、ほぼ同じ金額でプラスの部分での歳入になっているというところで、これが今回補助金の歳入の部分で変わった部分でございます。

加えまして、ちょうどこの表の真ん中辺に保育所等整備交付金というのがあります。これも認可保育園建設事業または塩原認定こども園の事業に充当するための補助ということで、今回9月に歳入を計上したところです。

もう一つ保育対策等の支援事業費補助金ということで、これもやはり認可保育園建設事業に充当ということで、今回9月に歳入というふうに見込んでいます。

今回、国の補助金の変更があったわけですが、同じ形で県の補助金、実は全く同じ形で変更になってございます。それが1ページの下の方の部分です、15款県支出金の中の2項2目民生費県補助金の中で児童福祉費補助金の部分に先ほどの国庫補助金と同じような形で、変更という形で出ております。

1枚お開きいただいて2ページです、2ページのちょうど中段になりますが、この、今回、国の制度が変わったことによって、県も当然あわせて変わってきました。若干は補助金の不足が生じま

すので、それを補うためということもありまして、この2項8目に教育費県補助金というのがちょうど真ん中に出てくると思います。これは教育総務費補助金ということで、県の補助金ということで歳入になってございます。認定こども園の施設の整備のための交付金ということになります。

さらに全体的な部分での事業費の調整に係る部分ですが、一番下のところにあります18款の繰入金の中で子ども未来基金繰入金ということで、今回4,380万円ほど事業費のほうに繰り入れるということで、今回9月に補正をさせていただいた部分でございます。

雑駁な説明ですが、説明は以上でございます。委員の皆さんにおかれましてはご審議の上、議案のとおりご決定くださいますようによろしくお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 7ページの保育園管理費で永田保育園の工事請負費の説明をいただいたんですが、外構工事で不足が680万生じたということですね。

伊藤委員長 よろしいですか。

課長。

石塚子育て支援課長 その不足額というのは、ぴったり680万ということではないんですけれども、不足をしたものと当初遊具費として認めたものの若干の調整は財政当局のほうとはさせてもらっておりますけれども、そもそも不足した部分といいますのは、積算そのものが若干変わったということです、外構工事の。

当初の積算の時点では、普通、工事をやる場合には設計監理でありますとか事務費的なものというか、要するに工事費に対して、例えば現場の管理費でありますとか、そういったものが一般的に

は10%とか20%とか見るんですけども、その部分について、まず当初設計の時点の積算の数値と、改めて積算したときの数字の違いが出てきたというのが一番大きな違いだと思います。

それと、あとは当然年度が変わることによって資材の単価等が変わってまいりますので、その辺のところでの不足ということで、遊具の部分が今回680万を補正していますけれども、その680万ぴったりがきちんと不足したということではなかったんですけども、その辺のところは財政のほうとも調整のほうで賄う形で調整をさせてもらったというものでございます。

うまい説明でないんですけども。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 参考までに教えていただき、これから本庁舎の建てかえあるので参考のために聞かせていただきたいんですけども、事前に設計があって、積算されたものの何%ぐらいが不足が生じるということって、よくあることなんですか。今回は何%ぐらいだったんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 その積算をする時期にもよると思うんですが、例えば本年度の当初予算にのせるということであれば、ちょうど今ぐらいの時期に積算なり設計なりというのは、概算ですけども、はじいていくんです。面積的なものなんていうのは大体もう固まっているはずなんですけれども、当然その当時の資材の単価でありますとか労務単価でありますとかというのは毎年変わるんです。

このようなところでちょうど今ぐらいにはじき始まって、どうにか当初予算に間に合う形で計算をしていくと、年度が変わって4月ぐらいになると、まず労務単価が変わります。資材の単価も変わってくる。その他の、いわゆる一般的に歩がか

りとか、そういった何%これに対して要りますよとかというのはそう変わるものではないと思いますけれども、大きな工事になればなるほど単価が変わることによって、率はそれほどじゃないかもしれませんが、金額はある程度大きくなる感じというところだと思うんです。

今回何%というのはちょっと資料がなくて明確に答えられないんですが、それは往々にしてあることだとは思いますが、そこでどういう、大きく計算を見ておくかというテクニックもあるのかもしれないんですが、そのときにやっぱり説明できる金額で要求をしておかなきゃいけないと思っていますので、こういったことも生じるということもあると思います。

〔「わかりました。何となく」と言う人あり〕

伊藤委員長 藤村委員、よろしいですか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

伊藤委員長 では、磯飛委員。

磯飛委員 今の関連です。

まず、遊具設置が新たに出てきましたが、純粋な遊具設置費用というのはどのぐらいですか。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 今回、遊具設置の部分で設計をした額なんですけれども、設計額そのものは698万8,000円でした。その部分の若干の調整は入っております。

それと、ただいまの委員からご質問がありました純粋な遊具の費用というところなんですけれども、332万9,581円という金額になります。

組み立て費ということでただいまの332万9,581円、これは税抜きの価格になるんですけども、そういった費用があるのとあとは、これはその差し引き分については単価ということになるかと思っています。

ですから、おおむね組み立て費と単価と半々ぐ
らいの割合になっているというようなことです。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 先ほど来、藤村委員の質問に対して、
答弁の中で外構工事不足が生じたと。積算が変わ
ってきたということで、今の遊具代が690近いと
思うんですが、この不足分というのは幾らなん
ですか、外構工事の。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 その部分については、ちょ
っと整理をさせていただいて、後ほど述べさせて
いただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 後ほどで結構です。

ただ、この遊具設置680万自体だけの説明なり
状況であれば、組み立て費と器具代ということで
680万の遊具、ちょっと高いなとは思ったんです
けれども。ただ、説明の中で外構工事の関連が出
てきたんで、外構工事のあれがここに表記されて
いないものですから、ちょっと理解できなかった
ので質問させていただいたところであります。

では、後でご説明いただければ結構です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

平山委員。

平山副委員長 同じく7ページの子育て相談セン
ター運営事業の2001事業で早期支援コーディネ
ーターの1名に予算がついています。これは、特別
な資格がなくて現場を知る人であって、また、発
達支援、巡回相談なども行うということで半年分
の予算なんですけれども、お一人で行うなんてい
うことはかなり力が要ることだと思うんですけれ
ども、その仕事の内容とか簡単にわかりましたら
お願いします。

伊藤委員長 どうぞ。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 実際に
ほとんどの幼児のお子さんが幼稚園なり保育園に
入っておりますので、その年長児の集団の様子を
見るという仕事がまず1つあります。

その集団の中でどのような状態かという、まず
離席をしないか。あとは話が聞けるかというよう
な観点で、専門の心理の先生と一緒に集団の様子
を観察した後に、特別な手厚い学習支援をしたほ
うがいいんじゃないかというお子さんに限って、
親御さんと面談するという形をとっているのがこ
の事業なんです。とても集団からどうしてもは
じけてしまうお子さんがふえている傾向にありま
すので、どうしてもこのような早期支援コディ
ネーターの不足ということで、今回予算をつけて
いただくようお願いいたしました。

伊藤委員長 平山委員。

平山副委員長 そうすると、これは市内にある園
全部を巡回して歩く……

八木澤子ども・子育て総合センター所長 そうで
す。地元の方と一緒にということです。

平山副委員長 かなりのパワーが要るんですね。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 そうな
んです。

実際、2名でやっていたんですけれども、行っ
て相談をすると子どもがやっぱり落ちつくし、親
御さんのほうで、次の小学校に対して希望が見え
てくるということで、とても希望者が多いもんで
すから、やっぱり子どもたちのためにはきちんと
した予算をつけて、将来しっかりとした基本的な
ものを身につけた大人になってほしいということ
で、このような予算をお願いいたしました。

伊藤委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

〔「委員長、ちょっと」と言う人あり〕

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 さっきの説明がまだ終わっていないのでまだ理解できないんですけれども、その中で採決するようなんですか。

伊藤委員長 それでは、課長のほうから。先ほどの部分について。

〔「遊具と外構工事の関連」と言う人あり〕

伊藤委員長 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時 3分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、改めて磯飛委員から質疑をお願いいたします。

〔発言する人あり〕

伊藤委員長 それでは課長、よろしくお願ひします。

石塚子育て支援課長 まず、今回の永田保育園の工事につきましては、全体で3,451万7,000円というのを当初として見込んでいたところでございます。

今回、全体的な不足分が生じたというところで、それが幾らになったのかということで

4,131万7,000円が必要であったということでございます。

その不足分の680万円を遊具費ということで、今回補正をさせていただくということで、説明にかえさせていただきたいと思ひます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 確認しておきます。

それがために、遊具が不足になる、当初の計画よりも質が落ちるとか、そういったことはないですよ。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 はい。それはございません。

伊藤委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、改めてほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第64号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 ここで、予算常任委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

石塚子育て支援課長 それでは、認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、主な事業にポイントを絞った説明をしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、市政報告書に基づき説明をさせていただきます。

111ページをお開きください。

歳出を中心にご説明をいたします。

111ページの真ん中よりやや上のほうに3款民生費、1項2目障害者福祉費の中の重度心身障害者医療費助成事業、21事業というのがございます。決算額は1億3,805万2,687円でございます。この市政報告書の決算額の下に国保年金課というふうに表記されていますが、ご存じのように今度担当ということで子育て支援課、子ども未来部のほうになりましたので、大変恐れ入りますがご訂正をお願いできればというふうに思います。

この事業なんですけれども、重度心身障害者医療の一部となります保険診療自己負担分、そのうち高額療養費と付加給付を除いた分、これを申請に基づき受給資格者に助成するものでございます。助成の概要等につきましては、この下にあります表5をごらんいただければと思うんですが、対象者が1,682人ということになってございます。

続きまして、123ページをお開きいただきたいと思います。

一番上にあります、同じく3款民生費の中の2項1目児童福祉総務費の中の児童福祉総務事務費、20事業でございます。これは決算額が25万2,720円でございます。この事業は子どもの権利条例普及用のパンフレット印刷の費用でございます。

次に、そのすぐ下にあります2項1目児童福祉総務費の中の子ども・子育て支援事業、30事業でございます。決算額604万3,894円でございます。もともとはこの上の児童福祉総務費と一緒に事業になっていたもので、子ども・子育て新制度に基づいてこれが分かれた部分といたしますか、別にさせていただいた事業ということになります。

この事業は、ただいまご説明したところなんですけれども、この事業の主な内容としましては、子ども・子育て会議というのがございますが、その委員の報酬、19名分の報酬と公立保育園の登園時間管理システムというものを導入しているわけなんですけれども、その委託料の部分、同じように私立幼稚園に対しての同システムの導入のための補助金、こういったところが主な支出でございまして、全体で604万3,894円の支出ということになってございます。

続きまして、その下にあります、同じく児童福祉総務費の中の子ども・子育て支援事業、30事業の、今の事業と同じなんです、その25年度の分の繰り越し分ということでございますが、子ども・子育て支援の支援制度に係りますいろいろな電算のシステムがあるわけなんですけれども、その構築のための委託料というところで1,188万円を支出しております。これは25年度からの繰り越し分ということになります。

続きまして、124ページをお開きいただきたいと思います。

同じく2項1目児童福祉総務費の中のつどいの広場運営事業、60事業でございます。決算額は

1,055万9,995円になります。この事業は、親子が気軽に集い、相互に交流できる場としてつどいの広場というのを提供して、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援の機能の拡充を図るということを目的として実施しております。

こちらの表にも出ておりますけれども、西那須野駅の近くに「ま～る」というつどいの広場がありまして、那須塩原駅の近くには「ほっぺ」という2カ所が開設しております。実施に当たりましては、市内のNPO法人に委託しているところであります。恐れ入りますが、詳細につきましては、こちらの表をごらんいただければ大変ありがたいと思います。

続きまして、その下の下になるんですが、児童福祉総務費の中の子育て世帯臨時特例給付金給付事業、80事業でございます。決算額は1億4,810万9,705円でございます。この事業は、消費税の税率引き上げに伴う影響というのを踏まえた上で子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置を行ったもので、対象児童1人当たり1万円を支給したものでございます。ちょうど125ページの一番上のところに表がございます。対象児童が1万4,079人ということで、掛ける1万円が給付ということになってございます。

ちなみに27年度、本年度については3,000円という単価でこれを実施することになります。

次に、その下になります。

同じく児童福祉総務費の中の子ども未来基金管理費120事業でございますけれども、決算額は7億円でございます。

この基金は子育て施設整備に特化した基金ということで、保育園、認定こども園等の整備と放課後児童クラブの整備に係る費用に充てるために創設した基金でございます。

続きまして135ページをお開きいただきたいと思っております。

真ん中、やや下のほうにございますが、2項2目保育園管理費の中のさきたま保育園整備事業115事業でございます。

決算額は167万4,000円ということで、この事業なのですけれども、さきたま保育園の耐震補強工事に伴う設計業務の委託料ということでの支出でございます。

続きまして136ページをお開きいただきたいと思っております。

真ん中、やや下になります。同じく保育園管理費の中の永田保育園整備事業125の事業でございます。

決算額は、3億768万7,664円となっております。

この事業は26年に新築をいたしました永田保育園の工事費、それと備品購入、機械器具及び仮設の園舎、こういったものに係る費用をここで支出をしてございます。

ちょっと早口で大変申しわけありません。

次に、142ページをお開きください。

一番下のところになります。2項3目認可保育園の中の認可保育園建設事業20事業でございます。

決算額は5億3,152万7,000円でございます。

表にもございますように3つの認定こども園、虹ヶ丘、黒磯いずみ、マロニエ、この3つの認定こども園の施設の整備費と、4つの小規模保育施設、次のページの一番上に載っておりますが、この整備としての支出でございます。

続きまして、143ページの次のところ、2項4目子育て支援費の中の家庭相談事業10事業でございます。

決算額は975万2,999円でございます。

この事業は、現在5名ほどおりますけれども、

家庭相談員の西那須野庁舎の2階に子育て総合センターがあるのですが、そこにおります家庭相談員5名の賃金、これが主な支出でございます。

なお、家庭相談員の実績につきましてはここにしております表のとおりで、電話から来所、家庭機関訪問ということで、かなりの件数が5名で賄っているというところでございます。

続きまして、そのやはり下になりますが、子育て相談センター運営費の20事業でございます。

決算額、942万3,758円でございます。

この事業は、子育て相談センター全体の運営に係る経常的な経費というふうになっておりますけれども、実は、この子育て相談センターというのはいきいきふれあいセンターの2階に今までありました。そこで先ほどの家庭相談員でありますとか、ここにも出ておりますが、子育てサロンでありますとか、発達の相談、療育相談、こういったものをあそこでやっていたわけでございますけれども、このたび子ども未来部ができて今度子ども子育て総合センターというふうに今度、変わったのですね。ただ場所としてあそこがまだ残っている形で実際に事業をやっておりますものですから、まだこういった名称が今、残っているということで、今後ちょっと名称の部分では整理をしなければいけないなというように考えてはいるところでございます。

説明に戻りますが、この事業なのですけれども、子育て相談センターの全体の運営の経常的な経費ですけれども、子育てサロンでありますとか、発達相談などを担当する臨時保育士さん、また、臨床心理士、こういった方の賃金が支出の主でございます。

それ以外は運営に係る経常的な費用ということでごらんいただければありがたいと思います。

ちなみに、144ページのところにサロンの利用

状況、支援の利用ということで、ちょうど真ん中辺のところに表がありますが、こちらが実績でございます。

次に、その表のすぐ下になります、144ページの下の子育て短期支援事業30事業でございますけれども、決算額は11万7,530円でございます。

この事業は児童の保護者が何らかの理由によってその児童を養育できない、そういった場合に、一時的に預かっていただくことができるという事業で、これも市内のNPO法人に委託をしているところでございます。

ちなみに26年度につきましては表にもありますように28日間、預かり保育を実施をしているというところでございます。

続きまして、その下ですけれども2項4目子育て支援費の中の要支援児童放課後応援事業40事業でございます。

決算額は621万2,947円でございます。

この事業は、養育ができない、養育放棄、いわゆるネグレクトの状態にあって、支援が必要な児童に対して、放課後に安心できる大人との触れ合いや交流を図りながら、健全な家庭の養育を経験させたり学習させることでその子どもたちの健全な成長と自立を促していきたいというための事業でございます。

この事業を実施するに当たりましては、市内のやはりNPO法人に委託をしております、その委託料が支出の全てでございます。

昨日の質疑にございましたように、延べ239件でありますけれども、実質的には実人数は4名ということでございます。

続きまして、次のページ、145ページ2項5目の児童措置費の中の母子生活支援施設措置費10事業でございますけれども、決算額は126万8,348円でございます。

この事業は、配偶者のいない母子及びこれに準ずる事情のある母子、例えばDV等があった場合ということになるかと思うのですけれども、そういった事情のある母子を生活支援施設に入所をさせる措置ということになるのですけれども、させまして、母子の福祉の向上を図るのが目的でございます。その入所に係る委託料が主な支出でございます。

続きまして、その下になります2項6目母子福祉費の中のひとり親家庭医療費助成事業10事業でございますけれども、決算額は4,840万7,930円でございます。

この事業は、ひとり親家庭の親と子に対して、医療費の一部を助成することによって、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るというのが目的でありまして、扶助費が主な支出でございます。

なお、助成の状況につきましては、この表のとおりでございます。昨年3,952人が対象ということになってございます。

続きまして、その下になります。2項6目母子福祉費の中の母子福祉対策費20事業でございますが、決算額は1,057万1,586円でございます。

この事業は、母子、父子、以前は母子という言葉だけだったのですが、今は母子と父子、並びに各福祉法の規定に基づいて母子父子自立支援員というのを配置しております。那須塩原市の場合は今2名配置をしているわけでございますけれども、相談や自立の支援、または母子父子家庭の生活の安定と向上を図るものでございます。加えて、DVの相談及び一時保護、自立に向けた支援、こういったものを行うものでございます。

主な支出としては報償費として自立支援員の報酬、それと扶助費としてひとり親家庭高等職業訓練促進給付費というのがございます。これは、す

みません、次のページの1番上、146ページの一番上のところに出てくるのですけれども、これはどういったことかといいますと、例えばひとり親家庭の、ほとんどお母さんが多いのですけれども、何とかこう、自立をしたいと。そのために何かの資格を取りたい。その資格を取るのに当たって、学校等に通うわけですけれども、その学校に行っている間生活の一部ということで、こういった支援をやはりしているところでございます。

ここにも出ているように、ちなみに給付費ということで6人で、無事にその学校を卒業して資格が取れたというところで、終了の給付金というの、また別にあるのですが、これが2人分ということでこちらの資料のとおりでございます。

続きまして、その下になります。2項7目児童等手当の中の児童手当20事業でございます。

決算額は20億9,829万165円でございます。

この事業は、中学校終了前の児童養育している人へ手当を支給するものでございまして、主な支出としては扶助費として20億9,262万円ということではほとんど扶助費なのですが、それと、実施をするに当たっての事務費でございます。対象者は9,919人ということでここに書いてありますとおりでございます。

次に、その下ですが、2項7目児童等手当の中の維持手当費30事業でございます。

決算額250万2,000円でございます。

この事業は、父母の一方、または両方が死亡した児童について児童の健全育成と福祉の増進を図るために支給する手当ということで、全て扶助費ということでの支出になってございます。

ちなみに対象者は53人ということでございます。

次に、その下です。2項7目児童手当の中の児童扶養手当40事業でございますけれども、決算額は5億3,884万540円でございます。

この事業は、父母の離婚とか死亡などによって父及び母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害にある児童、こういった児童を養育する家庭に生活の安定と自立の促進を図るために手当として支給するものであります。

主な支出としてはやはりこれも扶助費として5億3,754万530円、それと実施に当たっての事務費ということになります。

対象者につきましては147ページが一番上に出ておりますが、1,283人ということになってございます。

続きまして、159ページです。

一番下のところになります。4款衛生費1項3目母子衛生費の中の子ども医療費助成事業20事業でございますが、決算額は3億3,052万3,548円でございます。

この事業は、子ども医療費の一部を助成することによりまして、疾病の早期発見と治療促進し、保健の向上と福祉の増進を図るものでございます。それによりまして子育て世代の経済的負担の軽減が図れるものと考えております。

主な支出は扶助費として3億1,466万7,782円、それと実施に当たっての事務費でございます。

なお、助成の概要等につきましては、160ページのちょうど中段のところに表がありますけれども、この表をごらんいただければ、種別ごとの助成の内容がこちらに記載されてございます。

続きまして、その下になります同じく妊産婦医療費助成事業30事業でございますが、決算額は3,465万5,373円でございます。

この事業は、妊産婦に対して医療費の一部を助成することによりまして、疾病の早期発見と治療を促進し、母子保健の向上を図るものであります。

主な支出は扶助費として3,445万3,660円と事務費でございます。

なお、助成の概要等につきましては、これもやはり表のとおりでございますけれども、対象者が1,851人ございました。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入なのですが、歳入の主なものにつきましては、歳出に充当するための国・県の負担金や補助金、これが財源の多くを占めてございまして、その他としまして、雑入または市債などがございます。

本日の説明に当たりましては、どのような負担金、補助金があるのかという項目のみの説明をさせていただければというふうに思いますので大変恐れ入りますけれども、19ページ、この市政報告書の19ページをお開きいただきたいと思っております。

まず19ページ、これは先ほど説明させていただいていますが、国庫補助金なのですが、14款国庫支出金の1項1目民生費国庫負担金というのがあります。このちょうど真ん中にある内容ですが、児童福祉費負担金ということで、この2つ目になります、児童手当負担金、児童扶養手当負担金、母子生活支援施設措置費負担金、こういったものが歳入としてございます。

次に、20ページを、恐れ入りますがお開きください。

同じく2項2目民生費国庫補助金の一番、これは下になります。一番下に児童福祉費補助金というのがあると思うのですが、ここに母子家庭等対策総合支援費補助金、これと子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、それと保育緊急確保事業費補助金、これは先ほど補正のところの説明をさせていただきました、名称が変わった補助金ということになります。

この保育緊急確保事業補助金の中の2つ目、つどいの広場運営事業に充当という部分での歳入と、恐れ入ります21ページのほうを見ていただきます

と、2つ目に家庭相談員費に充当と書いてありますその部分と、子育て相談センター運営事業、子育て短期支援事業というこの部分についての歳入がございませう。

次に、22ページを恐れ入りますがお開きください。

一番上です。同じく国庫支出金の中の2項4目国費国庫補助金の中の都市計画費補助金ということで、これは永田保育園の整備事業に充当するための社会資本整備総合交付金というのが入ってございませう。

続きまして24ページを開いていただきたいと思います。

ここから今度県の補助金ということになります。

15款県支出金の1項1目民生費県負担金、2つ目になります。児童福祉費負担金、この中の2つ目と3つ目、児童手当負担金と母子生活支援施設措置費負担金というのが歳入として入ってございませう。

次に、25ページです。

25ページのちょうど真ん中に2項2目民生費県補助金というのが載っているのですが、その社会福祉費補助金の中の重度心身障害者医療費助成事業費補助金、これが歳入として入ってございませう。

続きまして、26ページをお開きください。

上からちょうど2つ目になります。

民生費福祉費補助金というのがあろうと思うのですが、これのちょうど真ん中よりやや下のところにひとり親家庭医療費助成事業費補助金というのがあるかと思ひます。それと、ちょっと下のほうに行つていただきますと、下から4番目、安心子ども特別対策事業費補助金。その下が要支援児放課後応援事業費補助金。それと、栃木県保育緊急確保事業費補助金。

これは27ページにちょっと内訳が出ておりますので見ていただきますと、つどいの広場、2つ飛んで家庭相談員、子育て相談センター運営子育て短期支援事業ということで国庫補助金と同じような項目で県からの補助という形で歳入がございませう。

それと、その下にあります児童福祉費補助金ということで25年度からの繰り越し、これは歳出のところ支援制度のシステムの構築費用ということで説明申し上げましたが、それと同額が歳入ということで、安心子ども特別対策事業費補助金ということで歳入がございませう。

さらにその下、2項3目衛生費県補助金ということで、保健衛生費補助金、2つほど入つていませう。子ども医療費助成事業費補助金と、妊産婦医療費助成事業費補助金ということで、これも歳入としてございませう。

恐れ入りますが、続きまして、40ページをお開きください。

これは20款諸収入4項4目の雑入、このうちの民生費雑入でございませう。

ちょうど真ん中辺になりますけれども、民生費雑入のすぐ下に雇用保険個人負担金というのがあつて、子ども・子育て相談センターというところでの部分の5万8,670円というものと、5つほどお飛ばしいたひいて、児童手当返納金、維持手当返納金の過年度分、児童扶養手当返納金、児童扶養手当返納金の過年度分、それと一番下から3つ目になります、重度心身障害者医療費助成返還金、それと2つ下に行つて、ひとり親家庭医療費助成返還金過年度分、子ども手当返納金過年度分、41ページに行つていただきますと、2つ目、永田保育園改築工事水道使用料。

次に、衛生費の雑入ということで、ほぼ真ん中辺、子ども医療費返還金というのがちょうど真ん

中辺にあります。994円というのですね。それとさらに、下のほうに行っていたら、子ども医療費助成返還金1,050円というのがございます。

続きまして、44ページになります。

これは、諸収入の中で過年度収入といいまして、国庫支出金の過年度収入と県支出金の過年度収入という2つがあるわけですが、まずこれの上の部分、国庫支出金の過年度収入ということで、ちょうど真ん中辺よりやや下、交付の決定による追加交付ということで、母子生活支援施設措置費、これに充当するための歳入が38万3,155円、それと、児童手当負担金の額の確定に伴っての追加の交付というものと、児童扶養手当の交付額の確定によつての追加交付金、これは確定で若干歳出が伸びたとか、そういったもので追加ということで交付を受けるものです。

それと同じように県支出金につきましても、ちょうど真ん中辺にありますが、児童福祉法による児童入所施設措置費の県負担金というものが追加交付があるのと、母子生活支援施設措置費分、それと児童手当分、こういったものが追加ということでございます。

さらに、申しわけございません、46ページ お開きください。

21款の市債、1項1目民生費ということで、児童福祉永田保育園の整備事業に充てるために市債ということで1億1,920万、これが歳入としてございます。それと次の47ページ、ちょうど真ん中辺にあります合併特例債の中でやはりこれ、2つ目、永田保育園の整備事業費ということで、合併特例債を充てた形でございます。

恐れ入ります、最後になります48ページ、同じく合併特例債で上から3つ目、認可保育園の建設事業費ということで、2億8,050万円ということで歳入として充ててございます。

非常に歳入を一つ一つご説明をさせていただくと、この、かなり複雑で多岐にわたっているなどというわけですが、項目のみの説明とさせていただきます。

以上、提案、時間かかった割に雑駁な説明になってしまったのですが、子育て支援課部分の説明、以上でございます。

委員の皆様におかれましては、原案のとおりご認定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 5つほどあるのですが、すみません、大丈夫ですか。休憩なしでいってもよろしいですか。

では、111ページの重度心身障害者医療費助成事業なのですが、助成対象者は、去年に比べて35人ふえているのですが、金額が減っているのですね。対象者ふえているのに、助成件数と金額が減っているのですが、この理由は何か、考えられる理由はあるのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 確かに委員、今おっしゃられるように、人数は若干ふえている割には減額しているという部分なのですが、これ、特別な理由というのは見当たらないのですね。それは、答えになっていないのですが、ちょっと待ってください。

〔「医療費のほうだと、そんなに、このぐらいの人数だとその年によって変わってくるものなので、特別な理由はないと思います」と言う人あり〕

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 これは、やはり償還払いになっている

のですよね。以前もお聞きしたことあるから、大分前にお聞きしたことあると思うのですけれども、子ども医療費は現物給付になっていますけれども、この重度心身障害者のものは、別に市だけで単独でできるものではないかもしれませんが、現物給付にする方向性は全く考えられていないのでしょうか。

伊藤委員長 部長。

藤田子ども未来部長 国保年金課に前所属しております、そちらの重度心身障害者のところも担当しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、そもそもが県の制度になっておまして、現物給付にするかどうかという議論は県のほうも市町村も交えてされているところではございますが、やはりそれぞれの県のほうで持ち出し分ですか、負担分もございますので、市町の負担分もございますので、その辺を含めまして、現物にしていくのはなかなか難しいのではないかとこのところが現在課題として捉えているところです。

当然、市民の皆様の方からも特に障害を持っている方々の申請ですので、何とか現物にというお声をいただいているのが事実ですけれども、やはり栃木県の制度を那須塩原市も採用ということで、単独で例えば現物給付になりますと、県の交付金のほうも減額になってしまうということもありますので、なかなか本市だけで現物給付というのは難しいというのが現状でございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 以前、課長だったときに私、たまたまこの件でお伺いして、お話、説明聞いていますので、結局市の負担がふえるという話もそのときにお聞きしたのですけれども、結局、子どもの部分のは県の方針が変わって本当、一気に右から左へ

大きく転換したのですけれども、やはり人に優しい那須塩原ということを打ち出していて、本当にこれで人に優しいのかというところの、何か、喉に骨がひっかかったような違和感を感じていますので、たとえ市の持ち出しがふえたとしても那須塩原市は人に優しいのだということを証明するためにも、とても大事なことだと思うので、ぜひ前向きに検討していただきたいのと、積極的に挑戦していただきたいなという、ちょっと思いがあったので、この対象者がふえているのにたまたま医療費が少ないのはふだんあることだというご説明ありましたけれども、やはりこう、申請しづらい方もいるのではないかなという、そういう考えもあったので、今回聞かせていただきましたので、この点については以上です。

続けてよろしいですか。

伊藤委員長 はい。藤村委員。

藤村委員 次が、123ページです。

子育て支援サイトの運営事業ですが、これは、一旦利用者が減っているからということで委託をやめて、保育課ですか。ごめんなさい。これは次に行きます。

じゃ、次は、145ページ、ひとり親家庭医療費助成事業は、これはここでよろしかったですか。

ごめんなさい、間違えた。144ページです。要支援児童放課後応援事業なのですが、4名のお子さんが利用しているということですが、その4名の児童に対して、このNPO法人で何人ぐらいの方がこの支援にかかわっていらっしゃるのでしょうか。

伊藤委員長 所長。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 スタッフの方なのですが、常勤の方は2名で、そのほかに短時間の方を8名ぐらい、そのときによって家庭の都合でやめたりということがありますが、

大体10人ぐらいを確保してやっていきたいという形でやっております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 これ、やってみた結果というのは何か市としてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

伊藤委員長 所長。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 実質、昨年始まったのが年度の途中でありましたことと、モデル事業ということで、なかなか対象者を設けていたのですが、親元の同意というところでなかなか踏み切れなくて、実際にまだお預かりできないお子さんもいるのですが、預かったお子さんに関しては、食事がしっかり、1週間に2回でも夕食が食べられるということと、入浴ができるということで、学校の先生たち、それから、小中学校の先生にお聞きしたところ、授業に対して前向きな様子が見えてきたとか、生活全般に少し落ちついてきたということが子どもさんのほうにはあります。

そのほかに、育てている親御さんが、割とこう、前向きな感じはなかったのですが、お子さんがだんだん活力が出てくると、親御さんのほうも働かないでうちにいる方が多いのですが、お仕事に行くようになってきております。

伊藤委員長 藤村委員、

磯飛委員 終わったのか。

藤村委員 今のところは終わりました。

〔「関連で」と言う人あり〕

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 要支援児童放課後応援事業なのですが、これ、モデル事業ということで始まったということなのですが、まずこの場所がどこにあるのですか。

伊藤委員長 所長。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 場所は、

社会福祉協議会の近くにありますが、健康増進センターの近くにありますが。個人のお宅なのですが、もともとNPO法人の方の、前に使っていたお家を。家庭的なところがやはり必要なので、うちのイメージが小さいときに持てるようにということで、そこのお家をたまたま貸していた方が退去したということで、本当に普通のお家の中で台所で一緒にご飯をつくったり、食べたりというふうに、家庭が、普通のおうちと本当に違うのですね。訪問してみてもごみだらけの、お風呂も入れられないような家庭の中にいる子どもたちなので、本当に家庭のイメージを小さいときに持ってもらうて、その子たちはきちんとした社会人になってほしいなということなので、本当の一軒家です、普通の。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 現在4名というか、この年度は4名が利用しているという説明があったと思うのですが、地区別では、この場所が西那須地区にあるということなものですから、黒磯地区からの利用者、塩原地区からの利用者というのはいらっしゃいますか。

伊藤委員長 所長。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 昨年度は4名で、最初のモデル事業ということで、恐らく部長のほうからも説明があったかと思うのですが、どのような子どもたちが来るか、それから、指導するほうの方の不安もかなりありましたので、4名でのスタートで、西中学区というように限定して始めてみました。

現在は、西那須地区全域ということで10名のお子さんが利用しております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 これ、モデル事業なので、将来的には地区別、黒磯地区なり塩原地区なりに拡大してい

くのか、それともこの場所で各地区から利用者を、来てもらうという考えなのか、その辺はどうなのでしょう。

伊藤委員長 部長。

藤田子ども未来部長 私のほうから。

3年間のモデル事業ということで、今年度が2年目、実際には西那須野地区しか受け入れができないのが現状です。あとは受け入れてくれる方、受け入れてくれる団体、その辺もありますので、その辺は今後当然課題として備えなくてはならないところだと思っております。

磯飛委員 了解です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 次が、145ページの母子福祉対策費の次のページに行って146ページが扶助費の中の高等職業訓練のことなのですが、3月の予算質疑をもって質問したのですけれども、この高等職業訓練の内容なのですが、看護師さんとか、介護福祉士、理学療法士、保健師、作業療法士などという、保健医療分野に限られているようなのですけれども、これは、決まりがあるのでしょうか。

伊藤委員長 所長。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 一応、規定の中に、専門的なものということで規定されている内容の中にそれが並べられているものです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 例えば、たまたま私が消費生活相談員をやっていたということもあるのですけれども、そういうふうな分野というのは含まれないのでしょうか。

伊藤委員長 所長。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 このひとり親家庭の方たちの生活の状態が、厳しい状態だったので、中卒の方もいますし、あとは実際にここに出ていますように6人が高等職業訓練の給

付金を受けながら、最後まで修了する方が、途中で何かいろいろな事情でできなくなるようなこともありますので、ある程度とった後に必ず就職できる分野となったときには、今ほとんど福祉関係のヘルパーか看護師ということに、次の就職ということを考えますと、勤めるほうとしてもそういうように勤めております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 保育士さんとかはどのようなのですか。

伊藤委員長 所長。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 保育士の場合には、規定がありまして、大卒であつたりとかいうような、ここには一応書いてはあるのですが、実際の試験を受ける段階になったときに、大卒とか高校3年出るとか、あとそのほかにピアノとか専門的なことがあるという説明をしますと、ちょっと私にはということになってしまうので、どちらかというとヘルパーさんとか介護士さんということで、日常の生活の中で少しでも知識をとればできるような職業を選ぶ方が多いです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 難しいことだと思うのですけれども、やはり負の連鎖を断ち切るために、やはり親御さんがたまたま教育の機会がなかなかなかった場合で、また貧困の家庭にあってひとり親になってしまって、そしてまた次、子どもさんがというふうにしなないためにも、何とかその状態を脱却してもらいたいなという、チャレンジしてもらいたいなという気持ちがあったので、職業の選択の幅が広がればいいなと思ったのでちょっと聞かせていただきました。すみません。

じゃ、最後、もう一つです、すみません。

160ページなのですが、これも毎回聞かせていただいているのですが、子ども医療費の助成なのですが、今年度は特に中学生が伸びたと思うので

すけれども、中学生は現物給付ではないのですよね。だけれども伸びたというのは、何か理由があるのでしょうか。

伊藤委員長 はい。

後藤給付係長 25年度から対象年齢の拡大をしまして、それまで小学校6年生まで対象としていたのですけれども、高校3年生まで拡大となりました。

それで、その制度改正があった時点で、小学校を修了しまして、中学生、高校生だったお子さんは新たにまた資格を取得することになりましたので、対象児童の皆さんに資格登録申請のご案内の手紙を出した経緯がございます。それで、新たに資格登録申請をしていただいて初めて助成申請ができるという制度なのですけれども、実際のところ中学生、高校生というのは小さいお子さんに比べまして、医療費、お医者さんにかかる回数ですとか、そういったものがかなり少ないのです。それに加えて、自己負担額、1レセプト当たりの自己負担額が小学生は500円なのですが、中高生は2,000円の自己負担ということでお願いしていますので、一月1カ所当たり2,000円かかる子どもさんというのは大変少なかったというのもありまして、制度改正当初は思ったより、こちらが予想していたより医療費が伸びなかったということがありました。

それで、26年度、どうして伸びたかということなのですけれども、既に小学校6年生で資格をお持ちだったお子さんが、中学生に進学されますので、資格が継続しているお子さんがどんどんふえていくのですね。改正時点は一旦資格がないお子さんが新たに資格の登録申請をしなければ医療費助成を受けられなかったもので、年度当初にご案内は差し上げていますけれども、思うように申請が出てこなかったというのが現実です。

ただ、それ以降は、毎年毎年1学年ずつが資格がそのまま切れずに伸びるので、この傾向はあと数年続くかなというところで予想しています。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 わかりました。ありがとうございます。以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

高久委員。

高久委員 同じところですか。

県のほうの現物給付ということで、修学前まで県のほう、カバーすることになったので、那須塩原市としては当然減ると。那須塩原は一つ上の段階、中学3年生まで現物支給にするというような、そういう計画とか検討というのはされているのでしょうか。

新聞なんかでも子ども医療是那須町と は最高だよ、中身はと、そういうところまで最近の下野は出しているの、それに比べるとほかは中身が薄いよと。

もちろん、那須塩原で中高生が2,000円、これも下げるといような方向性はあるのか、ないのか。

伊藤委員長 部長。

藤田子ども未来部長 子ども医療、やはり、その25年度で年齢拡大したときに担当しておりましたので、私のほうから現状も含めてお答えさせていただければと思います。

そもそもこの2,000円の上限、一定の枠をつけた理由としましては、やはり子育てをするときに一番親御さん心配なのは、小さな病気、けがということではなく、大きなけがをしたり、例えば入院してしまったというときに医療費がかかるということが心配なところでございまして、そうしますと、ちょっとした病気で何百円の負担という

のはある程度受益者のほうで負担していただいて、大きな病気、大きなけがをしたときに、保護者の方が安心して診ていただけるというところを目的としてこの2,000円という基準を設定させていただいたところでございます。

今後ということですが、現在のところは、その2,000円というところの基準額をなくすとか減らすとか、中学校3年生まで無料化を、現物給付をするとか無料化を図るとか、その辺のところは現在のところは考えてはおりません。

以上です。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 同じこと繰り返します。

群馬県は中学3年生まで県が負担して。

福島県はたまたま放射能……。

群馬県の18歳未満の……。

伊藤委員長 高久委員に申し上げます。

今、高久委員が言っていることは、決算に関する要望。

〔「要望はないから」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、ほかに質疑ございませんか。

相馬委員。

相馬委員 すみません。ちょっと私見ていなかったのですが、124ページのつどいの広場、ま～るとほっぺについてちょっと事業内容と場所等公表できれば教えてほしい。

それと、一遍に全部言ってしまいます。

142ページの認可保育園の建設に関する補助率等があれば、補助率等教えていただきたい。

それと、先ほどから話題になっております144ページの要支援の子どもの放課後の件とか、その上の子どもの短期支援事業ですか、その辺についての対象者、対象者というかお子さん、その辺の状況というふうになっているか、その辺も教えて。

伊藤委員長 所長。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 それでは1つ目の、ま～るとほっぺなのですが、ま～るのほうは、西那須の五軒町のところのカネコビルの一角をお借りしてやっています。

ほっぺのほうは、那須塩原駅前のちょうど警察署の向かいの当たりのやはりテナントといいますが、2階を借りてやっております。

利用しているお子さんは、やはり室内でやっておりますので、1歳代、2歳ぐらいの親子のお子さんが毎日のように集まって体操やったりとか、中に遊具がありますので、そこで遊んだりとか、ふだんのちょっとした子育ての悩みなんかをそこにいる指導員の方たちにお話ししている。

次の、子育て短期事業ですが、短期事業は1年間に1人の方が7日間というような決まりがありまして、お母さんの急な入院とか、病気のと看、一番使っていると思います。あとは仕事でどうしてもご夫婦で出張に行かなければならないようなときにも使っていますが、1年間で7日間というようなことになっておりまして、利用者はここに書かれているとおりです。

料金に関しましては、生保世帯とか、税金の払っている割合によりまして、生保世帯は保護者の負担金はなしということで、市のほうがその分はきちんと補助しております。

続いて、要支援児放課後応援事業のほうですが、こちらのほうは、ネグレクトのお子さんがほとんどです。貧困とネグレクト、そして虐待を実際に受けたお子さんも入っていますので、1人で、小学生なのですが、何人も見ることはできません。おうちの中でかなりこう、圧迫された状態にいるものですから、週に2回この虹の家というふうに名前がついておりまして、ここに来たときにとても解放されまして、指導員の先生たちにお

うちではできないような赤ちゃん返りみたいな行動するものですから、とても大変な様子を私たちも何回か行っているのですが、見ております。それでも根気よく一人一人相手していくことで、だんだん実際には小学生ですので、赤ちゃん返りしているところを通り抜けてだんだん実際の小学校4年生でしたら4年生らしい姿になっていきますので、そこを子どもの歩調に合わせてやっていくという状態なので、この10名のお子さんを1週間に3回振り分けて見ているというのは、本当に大変だと思います。

伊藤委員長 係長。

菊地子ども福祉係長 認可保育園建設事業の補助率なのですけれども、定員増を伴う整備に関しましては3分の2補助。定員増を伴わないものについては2分の1補助になっています。

あとは、小規模保育事業という29人以下の整備については全て、3分の2の補助というふうになっています。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 160ページ、妊産婦医療なのですが、先ほど説明あったと思うのですが、支援課でよろしいのですね。

さっきから頭痛めて数字が合わないのを頭痛めていたのですが、妊産婦医療助成事業の一番下の表、助成対象者1,851名となっているのですが、26年度の出生者が1,011人なのですが、その差分はどういうことなのですか。

それは97ページに出生者数が出ているのですが、97ページの上から2番目の表で、出生者。
伊藤委員長 補佐。

相馬子育て支援課長補佐 必ずしも生んだお母さんが対象とは限らないと思うのですよね。対象になっていたけれども転出されたりとかという方も

いらっしゃるので、同じ数にはならないと思います。

磯飛委員 それにしても800人も違ってしまうのだけれども、そんなに転出転入異動とかあるのか。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 恐らくなのですけれども、出生の基準になる例えば1月から12月が基準だと思ってしまうのですが、こちらの年度でいくことよっての重複する期間が出てきて、それが数字的には出てくるのかなという気がしております。

すみません、明確でなくて。

伊藤委員長 部長。

藤田子ども未来部長 妊産婦医療の申請が始まるのが母子手帳の交付を受けて、いわゆる登録してからなので、来年産む方も例えば今月、来年産む方も登録になりますし、4月に産んだ方も当該年度の妊産婦医療の医療助成を受けるというのがるので、年度またぎがあるので、実際に今的那須塩原市、年間1,000人から1,100人の子どもが生まれていますけれども、その部分とは大きく数字の乖離が発生するのかなというところです。

磯飛委員 何となく年度またぎということで、理解はできたような気はしますが、この助成件数7,016件、これはやはりお一人の方は10回ですか、今、助成受けられるのは。

伊藤委員長 係長。

後藤給付係長 妊産婦医療費助成事業の対象となるものは、保険診療分の自己負担分ですので、妊婦健診ですとかそういった保険外のもは助成対象外となります。妊婦健診は健康増進課でやっている受診券のほうの対象となります。

妊産婦医療費の場合は、産婦人科だけではなくて、例えば皮膚科とか眼科とか、そういったものも母子手帳交付を受けた月から出産した月の翌月までが対象期間で、保険診療分全てが該当してま

いますので、妊娠に関するものだけではないので、助成件数は結構多いかなと感じております。

休憩 午後 5時12分

磯飛委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

再開 午後 5時20分

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

保育課の審査

伊藤委員長 保育課について審査を行います。保育課については福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

採決いたします。

保育課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては簡潔明瞭をお願い申し上げます。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第1号は、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

伊藤委員長 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 子育て支援課の皆さんから何かございますか。

課長。

課長。

高久保育課長 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算執行計画書をもとに保育課所管のみについて説明を申し上げます。

石塚子育て支援課長（保育園の整備・子育て応援券の配布状況について）

まず最初に、歳出を中心に説明させていただきたいと思います。

伊藤委員長 それでは、子育て支援課の審査を終了いたします。

補正予算の執行計画書ですけれども、7ページをお開きください。

お疲れさまでした。

それでは、7ページ真ん中辺になります。3款 民生費の3款2項2目 保育園管理費でございます。

ここで執行部交代のため10分間の休憩をとります。

保育園管理費の中の保育事務推進費、1001事業でございます。こちらは補助金でございますが、検査結果報告書発行料助成ということで計上してございます。こちらは発達支援保育審査会での審査の際のもとなる書類につきましては取得の助成になっております。

続きまして、なべかけ保育園管理運営事業、7001事業でございます。こちら、需用費の中の修繕料でございます。浄化槽のプロウ 交換ということで、平成11年の設置のプロウ 2台のうち1台から異音がするというので交換する必要があるということで点検業者から報告のあったもので、交換工事を実施するものでございます。

続きまして、永田保育園管理運営事業、12001事業でございます。こちらは需用費の中の光熱水費、電気料でございます。永田保育園につきましては平成27年2月に建てかえまして、定員も90名から120名に増員いたしました。その際、床暖房設備に変更したこと、そのほかにより電気料に不足が見込まれるための補正になっております。

続きまして、同じく3款2項8目ですね、放課後児童対策費のほうになります。こちらの放課後児童対策事業、1001事業でございます。こちらにつきましては児童クラブの運営委託、それから運営補助でございますが、こちらは平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まったことによって国庫補助基準が改定となりまして、市の委託料基準、それから補助金のほうの増額になってございます。新しい基準でもって算定した委託料、それから補助金になっております。

説明し忘れましたが、委託料につきましては公設民営の部分ですね。運営費の委託でございます。補助金につきましては民設民営のほうになります。間にあります備品購入費でございます。こちら、エアコンの更新というふうになっておりますが、

南小児童クラブのエアコンの故障によります更新でございます。

続きまして、放課後児童クラブ整備事業、2001事業でございます。こちらは工事請負費でございます。当初から要求しておりました共英小学校、それから南小の児童クラブの整備費におきまして共英小児童クラブの実施設計額が出ましたが、大幅増になったことによります。また南小児童クラブについても増額になることも予想されるための増額補正でございます。

増額の要因といたしましては、共英小に關しましては給排水管の延長ですね。こちらが延びたということですね。それと南小学校が浄化槽を新設する必要が現場確認の結果あったということで、そちらのほうの増額になってございます。それとあわせて両方とも労務費単価、それと資材単価の増が要因となって3,190万の増額補正となっております。

以上が歳出でございます。

続いて歳入に移ります。

1ページをごらんください。

14款国庫支出金の中の2項1目民生費国庫補助金の補正でございます。こちらの補正につきましては、平成27年度から補助金名の変更によります組み替えになります。保育緊急確保事業補助金というものが子ども・子育て支援交付金という形で変更になりました。

あとは、15款の県支出金、下のほうにありますけれども、こちらの県補助金のほうに2項2目で民生費県補助金、こちらの児童福祉補助金の中の放課後児童対策事業補助金、こちらのほうも一部組み替えになってございまして、国庫補助のほうに一部となっております。

それから、15款県支出金でございます。先ほどもちょっと触れましたが、2項2目民生費県補助

金の中の放課後児童対策事業補助金、こちらも補助金名の変更によりまして組み替えになります。

それとあわせて次のページになります。2ページになります。

栃木県保育緊急確保事業補助金、こちらのほうもやはり組み替えということで、新しい事業名が栃木県子ども・子育て支援交付金、こちらのほうにかわるということでの組み替えになります。

なお、国庫補助金、それから県補助金に関して両方ともなんですけれども、放課後児童クラブに係る補助金に関しましては、新しい制度でもって補助単価あるいは補助基準が廃棄になってございます。こちらの額の変更、こちらに基づいた補助金の額の変更を行った上での組み替えを実施しているということでございます。

最後になります。2ページの下のほうになります。

18款繰入金です。1項1目基金繰入金の中の子ども未来基金繰入金でございます。こちらのうち放課後児童クラブ整備事業に充当しますのは3,070万円でございます。充当先は3ページのほうの頭に載ってございます。

以上です。簡単ではございますが、よろしくご審議の上ご決定いただけますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

相馬委員 先ほどから永田保育園の件もありましたが、今回の報告の児童クラブの工事請負費が増額になるということですが、ただいまの説明だと労務費とか、あるいは資材費ということでございますが、おおむねで結構ですが、どのくらい今この時期というんですかね、割的に何%ぐらい値上がりしているというのはわかりますか。おおむ

ねで結構です。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 実は、先ほども少し申し上げたんですけども、共英小学校に関しましては実施設計、こちらが済んでいる段階でございますので、今後の入札にちょっと影響があるかと思っておりますので、ざっとでよろしいですね。

共英小の児童クラブに関しましては、給排水延長が延びたためということで、500万ほど増額になってございます。あと労務費単価の増が420万ほど。資材単価でございますが740万ほどですね。大体1,600ちょっとでございますか、増額になってございます。

それと、南小の児童クラブでございますが、浄化槽を新設するという必要がありまして、その新設のための増額がやはり500万ほど。あとは労務費単価の増額が330万ほどですね。資材単価の増が680万。全部で大体1,500万ちょっとの増額になってございます。

伊藤委員長 相馬委員。

相馬委員 金額はともかく、特に今後のことを考えたときに、工事請負費ということでございますが、今の金額で労務費が幾ら幾らというのは丁寧な説明なんですけど、おおむね例えば前年度と比べてどのくらい労務費が伸びているのかとか、そういったのがわかればと思ってお聞きしました。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 すみません。説明が足りませんでした。大体労務費単価のベースで言いますと、職種ごとに異なるということで単純に比較はできないようなんですが、9.5%ほどおけているというふうなお話でした。

〔「資材」と言う人あり〕

高久保育課長 資材のほうも大体40%、全体というよりも大きく上がっているものを比較するとと

ということになりますので。

〔「結構です」と言う人あり〕

伊藤委員長 結構ですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。討論を許します。

〔「手挙げている」「さっき私、聞こうと思っ
て保育課だと言われたのじゃないです
ね、これじゃないですね」「いや、違
うべや」「こっちだっけ、決算のほうで
すよね、はい、すみません」と言う人あ
り〕

伊藤委員長 討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了
いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補
正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきもの
とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第64号は、全員異議なく可決す
べきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 予算常任委員会(第二分科会)の決
算審査特別委員会(第二分科会)に切りかえ審査
を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

高久保育課長 それでは、認定第1号 平成26年
度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、
市政報告書をもとに保育所所管分について説明を
させていただきます。

市政報告書の123ページでございます。

歳出を中心に読み上げますが、事業内容につ
きまして説明させていただきます。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費の中の子
育て支援サイト応援事業、40事業でございます。
こちらの事業は、子育て情報をワンストップでお
閲覧できるそういうサイトでございます。登録
団体は簡易なホームページを持てるような内容に
なっております。メルマガの発信、それから情
報掲示板というような役割を持っておるとい
うことでございます。

委託料ですけれども、委託料として運営業務と
いうことで11万3,400円、こちら使ってござい
ますが、こちらの業務の主なものとしてサイト
内の書き込みの管理、それから登録団体のID発
行、このようなことを業務にしているとい
うことでございます。

次の使用料及び賃借料の中の使用料ですけれ
ども、こちらが子育て支援サイトの使用料にな
ってございまして、75万6,000円になります。
合計で86万9,400円という決算額にな
ってございます。

なお、この子育て支援サイトにつきましては、
平成27年から市の地域ポータルサイトのきら
きらホットなすしおばらに集約をするとい
うことのために閉鎖となっております。

続きまして、同じページでございます。ファミ
リサポートセンター運営事業、50事業でござ
います。こちらですけれども、平成24年度から28
年度、年間の契約でもって委託契約を実施
しておりまして、実際の運営といたしましては
受託者がN P

〇法人、こちらのほうになっております。消耗品のほかは、ほとんど委託料ですね、599万9,500円でございます。合計で600万6,468円の決算になってございます。

124ページになります。

3番目の民間育児サービス対策事業、70事業でございます。こちらは民間認可外保育施設に対して、設置者または保護者に対しての補助金の交付ということになってございます。

まず第3子以降の保育料免除、こちらが143万4,347円。こちら市単でございます。民間育児サービス施設入所児童保育料減免、こちら100万8,000円ですね。こちら市単でございます。

3番目が民間育児サービス施設に対する補助金です。こちら788万100円です。こちらだけ2分の1県補助をかけております。

最後の施設保育所運営費、こちらが37万8,000円。こちら市単でございます。合計で1,070万447円の決算額でございます。

続きまして、125ページです。

2項2目保育園管理費の中の保育園事務推進費、10事業でございます。こちらは保育園の入退園事務、それから保育料の算定事務等の経費でございます。

まず、報酬につきまして発達支援保育審査委員会報酬、こちら2人ですけれども4万4,400円の決算額でございます。

あとは、主なものとしたしましては報償費に保育士就職支援講座講師謝礼、それから公立民間保育園合同研修会講師謝礼と発達支援児指導者研修会講師謝礼ということで、こういった研修なんかも行っております。トータルで630万1,013円の決算額でございます。

続きまして、次のページ126ページです。

6項2目の中の保育園臨時職員費、20事業でござ

います。こちら保育園の臨時職員の賃金でございます。こちら内訳が書いてございますが、人数317人分ということで、賃金合計で3億9,973万5,566円という決算額でございます。

続きまして、その次です。保育園運営費、30事業でございます。こちらは公立保育園の運営費になってございます。運営とか管理に関する共通の経費でございまして、園舎、園庭の土地賃借料その他過年度保育料還付金なんかもここで支出しております。詳細はちょっと省略させていただきます。決算額877万4,601円でございます。

次、127ページでございます。

ここからは、各市の保育園の管理運営事業になります。

まず、さくら保育園管理運営事業、40事業、決算額も全てすみません、省略させていただきます。

次のページ、128ページ、ひがしなす保育園管理運営事業、50事業です。

その次が、次のページ、129ページ、たかはやし保育園管理運営事業、60事業。

130ページです。なべかけ保育園管理運営事業、70事業でございます。

続けさせていただきます。131ページ、わかば保育園管理運営事業、80事業。

次のページです。132ページ、とようら保育園管理運営事業、90事業でございます。

133ページ、いなむら保育園管理運営事業、100事業でございます。

134ページ、さきたま保育園管理運営事業、110事業でございます。

続きまして次のページですね、事業1つ飛びまして、永田保育園管理運営事業、120事業です。

その後は137ページになります。

三島保育園管理運営事業、130事業でございます。

それから138ページ、南保育園管理運営事業、140事業です。

これが最後になりますかね、139ページ、大貫保育園管理運営事業、150事業です。

以上が市立の保育園の管理運営事業でございます。

続きまして140ページ、保育園保健費、160事業です。こちらの事業は保育園の保健衛生に関する経費でございます。内容といたしましては非常勤職員報酬といたしまして保育園の嘱託医報酬、それと次の報償費なんですけれども、新入園児の健康診断ということで、入園説明会時に実施しているということで内科健診のみ行っているということです。27年度の入園児について行っておりますので、公立保育園が12園なので12人ということになっております。

あとは省略させていただきます。総額1,145万4,223円の決算額になっております。

次のページ、141ページです。

世代間交流事業、170事業です。こちらはおじいちゃん保育士というものが各保育園に1人おりまして、おじいちゃん保育士を配置することにより、園児が祖父母世代と触れ合えるということが目的になった事業でございます。決算額536万4,740円となります。

次に、保育所広域利用運営費、180事業でございます。こちらは保育の実施責任が児童の住所地の市町村であることから、市に住所のある児童が他の市町村の保育園に入園した場合、その市町村に対しまして委託料を支払うというような制度になっております。

こちらを利用するというような方の主な理由は、両親の職場に近いので送迎に便利であるとか、あとは那須塩原市に転入後、市内の保育園に入園できないなどの理由で転入前の保育園に引き続き預

けている場合、それから里帰り出産の場合、上の子の保育を行っているということ、そういう理由から利用されているものでございます。決算額が4,568万2,030円です。

142ページです。

ここから2項3目認可保育園費になります。認可保育園運営費、10事業です。こちらは市内の私立保育園、認可保育園に対する運営費、運営委託料の支払い、それから補助金の支払いというようなことになってございます。委託料の金額、それから補助金の額につきましては、こちらのほうを参照していただければと思います。合計がこちらが9億5,177万1,513円でございます。

それから、ちょっと飛びまして147ページです。

2項8目放課後児童対策費でございます。放課後児童対策事業、10事業ですけれども、こちらは公設民営児童クラブ21クラブに対しまして、委託料をお支払いして運営を委託するという事業と、それから民設民営に対して補助金を交付することで市内のクラブの不足を補っていただいているということになっております。

すみません。公設民営は21ということをお伝えしたんですが、民設民営は次のページ、12ございます。あとは公設民営の児童クラブの修繕の関係が、こちらから支払われています。決算額が1億4,375万4,131円でございます。

続きまして、148ページでございます。

放課後児童クラブ整備事業、20事業でございます。そちらは放課後児童クラブの建設費になってございます。25年度に西小学校の児童クラブの本体工事を行いまして、26年度は西小学校児童クラブの外構工事、こちらを行いましたので、委託料としまして設計測量監理委託料、こちらが外構工事に伴う設計業務の委託料29万6,800円、それと同じく外構工事に伴う立木の伐採業務、こちらの

委託料が21万6,432円、こちらが決算額となっております。

あと、工事請負費に関しましては埼玉小学校、こちらのほうの本体工事がございまして、埼玉小学校児童クラブの新築工事4,005万7,200円、同じく新築機械設備工事631万8,000円、同じく電気設備工事1,033万5,600円、それから西小学校のクラブの外構工事756万、駐車場の照明等工事が40万2,800円、それからパーキングブロック設置工事が6万6,744円ということで、全部で6,549万3,576円の決算額でございます。

続きまして、ちょっと大分飛んでしまうんですけども168ページになります。よろしいですか。

4款衛生費、1項5目環境保全費の中の放射能対策事業(こども課)、704事業でございます。こちらですけれども、保育園の給食食材の放射能測定などの経費になってございます。全部で233万6,778円という決算額になってございます。

また、結構飛んでしまうんですけども、286ページです。

上から2番目になりますか。幼稚園管理運営事業、20事業でございます。

こちらは塩原幼稚園ですね、市の公立幼稚園、塩原幼稚園の管理運営費の経費でございます。620万8,037円でございます。

次に、287ページです。

教育費4項2目幼稚園就園奨励費でございます。幼稚園就園奨励費、10事業でございます。こちら、幼稚園の就園奨励費でございますけれども、その補助に関する経費も含まれてございます。2億1,580万1,309円でございます。

次のわんぱく保育事業、20事業でございます。こちらは市立幼稚園に在園する園児の保護者、幼稚園設置者に対しての経費の一部を補助するというものでございます。全部補助金でございまして、

それから第2子等保育料減免事業、それから預かり保育保護者負担軽減事業、それから健診事業、幼稚園健康診断事業、特別支援サポート事業ということで、全部で5,515万9,760円の決算額を見てございます。

幼稚園別の決算額はこちらのほうをごらんいただければと思います。

歳出につきましては以上になります。

続きまして、歳入でございます。

9ページをごらんください。

9ページ、12款分担金及び負担金の中の1項2目民生費負担金、その中の児童福祉費負担金でございます。こちらまず保育料負担金、こちら保育料ですね、それとすみません、ちょっと額については省略させていただきます。

そのずっと下になります。上の保育料負担金は現年分です。保育料負担金の過年度分があります。それと時間延長保育料負担金、一時保育料負担金、広域入所受託分負担金、こちらが保育課の所管でございます。

続きまして10ページ、次のページになります。

上から3項目の幼稚園費負担金になります。こちらは幼稚園、日本スポーツ振興センター災害共済の保護者負担金でございます。1,200円でございます。

次が13ページになります。

13款使用料及び手数料の中の、下のほうになります。1項6目教育使用料です。こちらは幼稚園使用料となっております。塩原幼稚園の保育料でございます。18万円の決算額でございます。

その次は、19ページをお開きください。

14款国庫支出金でございます。その中の1項1目民生費国庫負担金でございます。上から2段目の児童福祉費負担金でございますが、この中の保育所運営費負担金でございます。

この次が隣、20ページ、次のページになります。

2項2目民生費国庫補助金でございます。一番下の段になります。児童福祉費補助金の中の保育緊急確保事業費補助金です。こちら3,240万3,000円というふうな決算額になっております。この補助金につきましたの充当先は21ページのほうにも記載されておりますので、そちらを参考にいただければと思います。

続きまして、23ページ。

2項5目でございます。教育費の国庫補助金でございます。一番上です、幼稚園費補助金で幼稚園就園奨励費補助金、こちらは5,280万円という決算額になっております。

その次が、次のページ、24ページでございます。

15款県支出金です。こちら1項1目民生費県負担金でございます。2段目の児童福祉費負担金、こちら保育所運営費の県費の負担金でございます。

そうすると、26ページになります。

2項2目民生費県補助金でございます。上から3段目になるんでしょうかね、児童福祉費補助金でございます。こちら一番上の民間育児サービス在宅事業補助金、こちら県単でございます。2番目、保育対策等促進事業費負担金、それから3番目の第3子以降保育料免除事業補助金、これも県単でございます。

ずっとこの財源、充当のずっと来ていまして、ひとり親の次ですね、真ん中より大分下になりますけれども、1歳児担当保育士増員事業補助金、こちら県単です。

次の産休等代替職員事業補助金、これも県単でございます。

次に、食物アレルギー対応給食提供事業費補助金、こちら県単でございます。

その下です。放課後児童対策事業補助金、こちらが子育て総合支援事業費補助金といえますもの

と、こちら運営費のほうの補助になります。

放課後児童クラブ整備費補助金、こちらは整備費のほうですね、建設費の補助金になります。

一番下でございます。栃木県保育緊急確保事業費補助金です。こちらも充当のほうは隣のページまで記載してございます。

飛びまして、39ページになります。

39ページです。

20款諸収入でございます。4項3目学校給食費収入でございます。こちらが2番目にあります幼稚園の給食費です。こちら園児と職員分ということで40万7,130円の決算額となっております。

続きまして、次のページの40ページです。

4項4目雑入、この雑入の中の民生費雑入というの真ん中になります。その子ども課保育係、こちらが雇用保険の個人負担金の保育係分として、臨時保育士、臨時用務員、臨時調理員、こちらの個人負担額、雇用保険の個人負担金でございます。

同じページが一番下になります。保育士等処遇改善事業費補助金返還分ということで、過年度分の返還金になります。こちらが2万7,000円の決算になります。

続きまして、41ページ、同じく雑入です。

一番上の民間育児施設第3子保育料補助金返還金、これも過年度分の返還金になります。3,150円です。

1つ飛びまして、放課後児童クラブ新築工事上下水道使用料4,551円ということです。

43ページです。

同じく雑入です、雑入の中の教育費雑入でございます。こちらは雇用保険の個人負担金になります。上から8行目、子ども課塩原幼稚園、こちら臨時職員の雇用保険の個人負担金でございます。

続きまして、次のページ、44ページです。

真ん中辺ですね、4項5目過年度収入でござい

ます。国庫支出金の過年度収入でございます。平成25年度児童福祉法による保育所運営費負担金額確定に伴う追加交付ということで140万8,675円、こちらが決算額でございます。

その下でございます。県支出金の過年度収入でございます。2番目です、平成25年度児童福祉法による保育所運営費負担金額確定に伴う追加交付ということで70万4,338円の決算額となっております。

その次が47ページでございます。

21款市債です。1項6目合併特例債というのがあるかと思うんですけども、その合併特例債の中の3つ目ですね、3項目め、放課後児童クラブ整備事業債ということで3,890万、こちらが決算額になってございます。

以上で説明を終わります。簡単ではございますがよろしくご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 さっきちょっとフライングしちゃったんですが、123ページの子育て支援サイトの件なんですが、今ちょっと説明を聞いていてさらに疑問がふえちゃったんですけども、もともとこれ利用が減っていたということで、昨年度は委託をしないで使用料だけで管理されていたという説明だったんですね。委託料はなかったと思う、それで今回、これ委託料が入っているんですけども、利用が伸びたのかどうかお聞きしようと思ったんですが、きらきらホットと一緒にするというのをお聞きしまして、もともと子育て支援サイトそのものに対してどのくらいの利用があって、そのきらきらホットに集約するのがふさわしいというふうに結論づけられた理由をちょっと教えていただ

きたい。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 この件につきましては、補佐から説明をさせていただきます。

伊藤委員長 補佐。

室井保育課長補佐 こちらにつきましては、もともと子育て支援サイトを立ち上げた後も、余りちょっと登録団体の数が少ない、それからアクセス件数も少ないというところがあったものですから、この支援サイトをどうしようかというふうな検討をしていたところ、企画サイドのほうで地域ポータルサイトを立ち上げると、そこで市の情報なんかもいろいろ集約して情報発信するというような話があったものですから、そういったところで子ども課のほうで持っているこのサイトのほうの利用の活性化というところも考えたところで、こちらの地域ポータルサイトに全て情報のほうを集約して情報提供しようというところでも考えたところなんですけれども、委託料を計上したというところも、ちょっと職員のほうでこのサイトを管理するのがちょっと難しいんじゃないかというところで予算化をさせていただいて委託をしていたんですけれども、実際この金額を見ていただいてわかるように、ほとんど利用がなくて、単なる本当に管理業務だけというところがあったものですから、27年度からはポータルサイトのほうに統合させていただいたということになります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 これは、今後の話はここではできないんですよ。なので、この金額についてはもういたし方ないと思うんですが、その他でまたお話しします。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

高久委員。

高久委員 126ページ、保育園臨時職員費で317人

の人数が上がっています。その中で、これ保育士の
こういう臨時が317名というあれで、本採の人が
何人いて、そのうちの317名が臨時だという前提
についていうと、正職はどのくらいなんですか、
3割くらいしかいないんですか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 31.5%程度、臨時職員に対する正
職員の割合という形で求めますと31.5%となりま
す。全体に占める正職員の割合ではなく、臨時職
員に対しての正職員の割合というふうな形で見
ると……すみません、全体でいきますと全体の大体
24%ということになります。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 正職員が24%ということで理解してい
いんですか。

高久保育課長 はい。

高久委員 今後これ、改善する……わかりました。
ずっとこういう感じで来ていますけれども、どん
どん下がっているということなんですね、その正
職員の率が。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 25年度ですと330人というふうな
形になっていますが、26年度317人で減ったとい
うことは、西保育園が民営化になりまして、その
分が人数減っているということでございます。で
すので、ふえ続けているというわけではないかと
は思うんですけれども。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 そういう中で、保育の質の問題、落ち
ているということはないんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 臨時職員がふえているということ
に関しましては、どうしても基準を満たすという
意味でどうしようもないことなんですから、
正職員と同じように臨時職員に関しましては研修

を受けてもらっております。そういった意味では、
そういった質を落とさないような努力、そういった
ものもやるようにはしております。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 臨時職員で保育士の資格を持っていな
いという者はいないという理解でよろしいですか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 全くないわけではございません。

保育士不足というのは全国的な問題でありまし
て、どうしても資格のある保育士がなかなか見つ
からない、見つかっても扶養の範囲内で働きたい
とかいろいろございまして、どうしても資格がな
い、いわゆる保育助手というような形で私ども呼
んでおりますけれども、保育助手に一部頼らなけ
ればならないという現実が残念ながらございます。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 この317人の中の資格のない人とい
うのは、率は。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 すみません、ここにはちょっと数
的なものは把握できていません、ここに載せてい
ないというよりも、この数字は資格があるなしで
区別しているわけではございませんので、今お答
えできないと。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 言葉の意味がわからないので、特別賃
金という言葉の意味を教えてください。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 賃金は毎月支給するものでござい
ます。特別賃金は長い期間働いていただいている、
1カ月、2カ月ではなく、半年以上働いている方
に対してボーナスのような形でございます。

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

高久委員。

高久委員 続きです。

そうすると、臨時の方も1カ月の平均給与というのは200万以下と考えていいですか。

伊藤委員長 部長。

藤田子ども未来部長 では私のほうから。

この臨時の保育士なんですけれども、働く時間帯がそれぞれ違ってあります。短時間働く方もありますし、今、今年度特に保育の形態、時間が長時間になっておりまして、正職員だけでは賄い切れない、標準時間で11時間ということにしております。

そのような中で、正職員でカバーできないところ、どんなシフトを組んでもなかなか全てがカバーできないところを臨時の保育士の方々にお願いしているところがありますので、1日の本当に短時間で働いていただく方、週に何時間か働いていただく方とか、何日間か働いていただく方とか、それぞれちょっと勤務の形態が違ってありますので、平均でということと、申しわけございませんが平均で幾らというのを単純に割ったものが平均とも限らないので。

あと、先ほど課長のほうから申し上げましたようにそれぞれ、本来でしたらもうちょっと長い時間、フルタイムに近い時間で臨時で働いていただきたいというこちらからの希望がありましても、受けていただく方がいろんなご事情で、フルタイムでは、週に何時間だけだったらということで受けていただいているものですから、もう本当に細切れでこうつないでいく形が現状でございますので、総体的に臨時保育士の数がこれだけの数になってしまう現状でございます。

伊藤委員長 高久委員、よろしいですか。

高久委員。

高久委員 今聞いたのは、官製ワーキングプア、そういう状況があるののかを聞きたくて質問

しました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 141ページ、広域利用運営費、先ほど金額等についてご説明を受けたんですが、聞き漏らしかわからないんですけれども、広域委託している人数がありましたらお知らせください。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 広域の利用人数でございますけれども、全部で26年度は62名ありました。62名の児童が常にいるというわけではなく、何カ月、その月数がその人によって違うものですから、人数でいうと62名ということになります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 じゃ、逆に受け入れ、広域で受け入れている人数を。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 すみません、資料を手元に置いていませんで、把握はしているんですが今お答えできないでいるということで、申しわけございません。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 委託している分なんですけれども、市内の、先ほど説明では保護者の仕事の関係という説明ありましたが、市内の保育園に入園できないがために広域を利用している人はいるんですか。

伊藤委員長 係長。

瀧保育係長 実際、勤務先が矢板の塩谷病院だったり、勤務先が近いほうがお母さんの送迎が都合がいいということが理由で広域を使うという方がほとんどなんですけれども、中には、市内の園に入れないのであれば、市内の園に申し込みもするんですけれども、他市町村の、そっちに実家があるとか、それでもやっぱり送迎の都合があるのでまるきり関係ないところには行かないですけれど

も、実家があるとかそういった意味合いで他市町村のほうに申し込んだら、他市町村のほうに先に決まったのでそちらに行くという状況はあります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 わかりました。

ただ、この質問をさせてもらったのは、委託と受け入れ、どっちが多いか、この間の本会議の中でも待機園児ですか、質問あったので、この差によってはまた待機がふえたり、本来市内で受け入れなくてはならないといった場合の待機の状況も変わるかなと思って質問したんですが、受け入れの人数がわからないので質問の途中です。後で結構ですので、あしたでも結構ですでお知らせいただければと思います。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

若松委員。

若松委員 141ページの2項2目保育園管理費の中のスズメバチ駆除と出ているんですけども、どの辺の場所だったんだか、その保育園で。

あともう一点、世代間交流事業の中で、おじいちゃん保育、12名かな、これは年齢とか特殊な技能を持っていないとなれないんだかどうなんだか。わからないからちょっと聞かせてください。

あと、126ページの2項2目保育園管理費の中の一番下です、保育園運営費、30事業の中の、ちょっとわからないんですけども、グリストラップの清掃収集運搬業務と、わずかな金額なんですけれども、そのグリストラップというの、どんなあれなんですか。わかりましたらお願いします。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 私のほうから、126ページのグリストラップの汚泥清掃、それから汚泥処分に関してお答えをいたします。

グリストラップというのは下水道に接続する途

中、油が流出することを防ぐための防護装置というふうになっていまして、業務用の厨房では必ず設置を義務づけられているものでございます。そちらの汚泥を清掃運搬ということと、それを処分するというような業務になってございます。

あと、141ページのおじいちゃん保育士ですが、おじいちゃん保育士についての年齢制限は特にないんですが、お近くというのも特にございません。こちらは世代間交流という目的もありますけれども、もう一つ、保育園はどうしても女性が多いということで、男性がいるということで大分安心感が変わるということもありまして、あとまた簡単な園内の補修作業、そういったものもお願いできるのではないかとということで始まった事業でございます。

それとあと、スズメバチの駆除につきましては、すみません、係長のほうから。

伊藤委員長 係長。

瀧保育係長 スズメバチの駆除なんですけれども、ひがしなす保育園と、幼稚園、2園ほどだったんですけども、1園しかちょっと今思い出せないんですが。

伊藤委員長 若松委員。

若松委員 2カ所ということ、今、テレビでも報道されている、刺されると大変な被害があるものですから、どうだったのかなということだったんですけども。

あとは、おじいちゃん保育士はわかりました。年齢制限も要らないと。特殊なものも要らないというの、清掃のお手伝いぐらいのあれなのかな、生け垣を、植え木を切ったりなんかの、軽い軽作業という感じなのかな。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 どういった内容の作業をしていたかというのは保育園に委ねられている部分は

多いと思います。ただ、ちょっと力仕事が必要な
んだけどもといったときにやはり男性の力が必
要だということで、そういったときにもお手伝い
いただいているような部分は聞いたことがござい
ます。

若松委員 了解しました。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了
いたします。

討論を許します。

高久委員。

高久委員 この理由は、第1番の反対する理由
は、やっぱり臨時、保育園の職員が多いというこ
とです。保育の質の問題と、研修を一緒に参加で
きると言われたんですが、私の記憶ではその研修
に参加できる研修と参加できない研修があると、
私は一応そういうふうには聞こえていますので、や
っぱり質の問題で、あわせて、保育士の勤務の対
応の問題でしっかり対応して、質のいい保育をし
てもらうためにこれは早急に解決していただきたい。

私、何度かこれやりましたけれども、一時は
70%、30%以上が正職員だと聞いていたんですが、
これでいくとそういう数になるということで、これ
は質を上げていただきたいということで反対いた
します。

伊藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了
いたします。

異議がございましたので、挙手により採決いた
します。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべ
きものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第1号 平成26年度那須塩原市一
般会計歳入歳出決算認定について原案のとおり認
定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で
委員の皆さんから何かございませんか。

高久委員。

高久委員 (入所待機児の数について)

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 (子育て支援サイトについて)

伊藤委員長 要望ですね。

磯飛委員 (認可保育園の入園状況について)

伊藤委員長 よろしいですか。

それでは、保育課の皆さんから何かございま
すか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、保育課の審査を終了いた
します。お疲れさまでした。

子ども未来部の今定例会における審査は終了と
なりますが、子ども未来部全体として何かござい
ますか。

部長。

藤田子ども未来部長 特にございません。

散会の宣告

伊藤委員長 なければ、以上で終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部の方に退席いただき、委員の方は引き続き福祉教育常任委員会協議会を行いますのでここで暫時休憩をいたします。

散会 午後 6時31分

福祉教育常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第二分科会）

平成27年9月16日（水曜日）午前10時開会

出席委員（9名）

委員長	伊藤 豊美	副委員長	平山 啓子
委員	藤村 由美子	委員	高久 好一
委員	磯 飛 清	委員	若松 東征
委員	相馬 義一	委員	植木 弘行
委員	中村 芳隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教育部長	伴 内 照 和	教育総務課長	小 林 一 恵
教育総務課長 補 佐	田 野 実	総務係長	広 瀬 範 道
給食係長	小 高 久 美	教育総務課 学校整備 推進室主査 (係長級)	加 藤 正 之
黒磯学校給食 共同調理場長 兼業務係長	福 田 正 樹	共英学校給食 共同調理場長 兼業務係長	大 澤 博 美
西那須野 学校給食 共同調理場長 兼業務係長	人 見 博 志	学校教育課参 事兼学校教育 課 長	伴 真 貴 子
学校教育課 副参事・ 管理主事	深 澤 桂 一	学校教育課長 補 佐	後 藤 修
英語教育 推進室長	荒 井 毅	児童生徒サポ ートセンター 所長兼児童 生徒係長	平 石 敬 雄
生涯学習課長	久 保 周 二	生涯学習課長 補 佐	籾 木 寛 子
文化振興係長	小 池 久 史	青少年係長	添 谷 弘 美

那須野が原 博物館館長兼 学芸普及係長	金 井 忠 夫	黒磯公民館長	橋 本 悟
スポーツ振興 課 長	宇 都 野 淳	スポーツ振興 課 長 補 佐	高 橋 力
スポーツ振興 係 長	金 子 嘉		

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 査 長 岡 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔教育委員会事務局教育部〕

- ・教育部長挨拶

〔教育総務課〕

福祉教育常任委員会

- ・議案第75号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の制定について
- ・議案第76号 那須塩原市奨学生選考委員会条例の制定について
- ・議案第81号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正について

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔学校教育課〕

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔生涯学習課〕

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔スポーツ振興課〕

予算常任委員会第二分科会

- ・議案第 64号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 2 号）

決算審査特別委員会第二分科会

- ・認定第 1 号 平成 26 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

陳情審査

- ・陳情 3 号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情

4 . その他

5 . 閉 会

開会 午前 9時55分

開会及び開議の宣告

長岡議会事務局主査 それでは、皆さんおそろい
ですので、定刻よりわずかに早いんですけども、
福祉教育常任委員会を開会いたしたいと思えます。

まず初めに、委員長からご挨拶がございます。
伊藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日は教育のほうで始めたいと思うんですが、
座らせて話させていただきます。

きのうはちょっと少し時間がかかりまして、夜
の7時過ぎまで審議をしまいいりました。本日は、
委員の皆さんに協力をいただき、時間内に終わら
せたいと考えております。皆さんの協力をよろし
くお願いします。

それでは、ただいまから始めたいと思えますが、
まず初めに、開会に先立ちまして、保育課から発
言があります。

保育課長。

座ってで結構です。

高久保育課長 皆さん、おはようございます。

昨日は遅くまでご審議いただきまして、大変あ
りがとうございます。

開会前の貴重なお時間をいただきまして、きの
うの決算審査の中で出されましたご質問に対して、
回答させていただきたいと思えます。

事前にお配りをいたしました資料をごらんくだ
さい。1枚のペラ紙でございます。

まず1つが、待機児童につきましてございま
す。

待機児童につきましては、国の基準でもってこ
ういった児童をカウントしてほしいということが
定められておりまして、その報告が4月と10月、
年2回ございます。最新のものが27年4月1日現
在でございます。こちらが19人ということでござ

います。

それと、あと入園待ち児童数でございます。待
機児童ではなく、待機児童の中で、どうしてもこ
の保育園でなくては嫌だとか、そういった事情も
ありまして、待っている児童の数でございますが、
こちらは27年3月31日現在68人おります。こちら
は3月16日に4次選考まで行いまして、その結果
入園できなかった児童数でございます。ごらんの
とおり、西那須野地区51人、黒磯地区17人とい
うことになってございます。

それから、その下、27年8月31日現在です。こ
ちらが最新の入園待ち児童数になります。こちら
は、毎月途中入園の審査につきましては、前月末
までに受け付けたものを翌月初旬に審査いたしま
す。それで入園の決定等をするわけでございま
すが、審査当月のお申し込みについては、カウ
ントしないということになってございます。8月31
日現在131人おりまして、西那須野地区80人、
黒磯地区51人でございます。

続きまして、保育所の広域利用の実績ござい
ます。こちら、昨日申し上げました広域の委託の
ほうです。那須塩原市に住んでいる児童が市外の
保育園に入園を委託するというものですが、こ
ちら62名、今も申し上げましたとおり、延べ
児童数でございます。その児童によって入園の
月数が異なってきますので、全員が1年間入
園しているというわけではございません。

それと、広域の受託でございます。これは反
対に、市外に住んでいる児童が那須塩原市内の
保育園等に入園をしているということでござい
ますが、こちら43名おります。こちらと同じ
ように、延べの児童数でございますので、その
児童が1年間継続してということではありませ
ないので、申し添えます。

あと、この以降に書いてある説明でございます

が、こちらはきのうも説明させていただいたこと
なんですけれども、そちらを文章化しております
のでごらんください。

以上でございます。

伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休
憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時00分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部の審査

伊藤委員長 ただいまから教育部の審査を始め
ます。

初めに、伴内教育部長から挨拶をいただきます。

伴内教育部長 (挨拶。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

教育総務課

伊藤委員長 それでは、教育総務課所管の福祉教
育常任委員会審査を行います。

教育総務課の皆様申し上げます。議案の説明
に当たりましては、簡潔明瞭にお願い申し上げ
ます。

議案第75号、議案第76号及

び議案第81号の説明、質疑、

討論、採決

伊藤委員長 まず、お諮りいたします。

議案第75号 那須塩原市奨学資金の給付に関す
る条例の制定について、議案第76号 那須塩原市
奨学生選考委員会条例の制定について及び議案第
81号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改
正についての3件について関連がございますので、
那須塩原市議会会議規則第96条に基づき、一括議
題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第75号、議案第76号、議案第81号
の3件を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林教育総務課長 それでは、教育総務課から3
議案についてご説明をしていきたいと思いを
ます。

まず、議案書をごらんいただきたいと思いを
ます。

議案書16ページ、議案第75号 那須塩原市奨学
資金の給付に関する条例の制定について。

本案につきましては、有能な人材の育成に寄与
するため、学業の成績が優秀で修学の意欲のある
者であって、国内の大学に入学し、または海外に
留学する者に対し、奨学金を給付することについ
て条例を制定するものであります。

今回、新たに国内の大学等に入学する者で、特
に優秀で、かつ経済的理由により修学が困難なも
の及び海外の大学等に留学する者で、英検準1級
以上を取得している者に対して、入学に要する一
部の費用を支援するための一時金として、20万円
の奨学資金を給付するものであります。

このことによりまして、将来を担う若者に有効
に活用していただくことで、有能な人材の育成に
寄与してまいりたいと考えております。

次に、19ページ、議案第76号 那須塩原市奨学生選考委員会条例の制定について。

本案につきましては、奨学資金の給付または貸与を受ける者を公平かつ公正に選考するため、地方自治法の規定に基づく附属機関として那須塩原市奨学生選考委員会を条例により設置するものであります。

本選考委員会は、奨学資金の給付または貸与を受ける者の選考に関し、教育委員会からの諮問を受け、必要な事項を調査、審議し、その選考結果を教育委員会に答申するものであります。

なお、本選考委員会の設置に伴い、これまで奨学資金の貸与を受ける者の選考を行っていた那須塩原市奨学資金貸与基金運営委員会は廃止することとし、当該基金運営委員会の委員の報酬額を定めた那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例における委員の名称についても、あわせて一部改正を行うものであります。

続きまして、31ページをごらんください。

議案第81号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正について。

本案につきましては、奨学資金の貸与に関し、これまで国内の高校や大学に修学する場合のみを対象としていたものを、新たに海外に留学する者もその対象とするとともに、返還期間を延長するなど必要な見直しを行うことで、より利活用しやすいものとなるよう条例の一部を改正するものであります。

この後、見直しの概要について、奨学資金の制度の概要を説明していきたいと思えます。

それでは、今回見直しを行いました奨学資金制度の概要について全体のほうをお示ししていきたいと思えます。

まず、2の見直しの内容のところなんですが、

まず給付制度の新設ということで、対象者として、国内進学者にあっては、高校卒業後5年以内に大学または短期大学に入学する者で、学習意欲が高く学業成績が特に優秀であって、かつ経済的理由により修学が困難なもの、これについては所得制限を設けまして、日本学生支援機構の所得制限第1種に準ずるとしてあります。

この第1種につきましては、裏面の別表1のところにあるんですが、標準的な目安としまして、4人世帯で第1子ですと給与所得で約780万円ぐらいの方が所得制限のボーダーラインとなります。

次に、の海外留学にあっては、25歳以下で学位の取得を目的として、海外の大学もしくは短期大学またはそれに準ずる学校に留学する者で、英検準1級以上を取得しているものとし、これについては、所得制限を設けません。

その理由としましては、経済的理由を削除することで、海外留学生には多大な支出が見込まれる、それと、またグローバルな人材を市から輩出するといったことを目的とするためであります。両者とも本人が市税を滞納していないということが条件となります。

金額につきましては、1人20万円、人数としましては若干名ということで考えてあります。

次に、貸与の要件の見直しですが、対象の拡大ということで、まず、国内にあっては、高校、高専、短大、大学または専修学校に在学する者で、経済的理由により修学が困難なものということで、所得制限、従前第1種ということでしていたところですが、今回第2種ということで、先ほどの裏面のところの別表2なんですが、おおよそ4人家族の給与所得者で言うと1,100万円程度までが該当となる表です。

次に、海外留学生、これは新規ですが、学位取得を目的として、海外の大学もしくは短期大学、

またはそれらに準ずる学校に在学する者ということで、これについては所得制限を設けておりません。

両者とも学生本人、申請者本人が市税を滞納していないこと及び連帯保証人、保護者と保護者以外の者、合計2人なんですが、を付すことができることが要件となっております。

貸与金額につきましては、高校、高専生については、月額現行1万円だったものを1万8,000円、短大、大学、専修学生、海外留学生につきましては、3万円のものを3万円ないし5万円ということで選択制としました。

人数としましては、国内にあつては20名程度、海外の留学生にあつては、若干名としております。

次に、返済期間ですが、貸与年数の4倍の期間内ということで、現行2倍内なんですが、それを倍にふやしたということです。

具体的に言いますと、5万円の方は月額1万2,500円の返済、3万円の方は月額6,500円の返済ということで、ちなみに学生支援機構は、5万円の方ですと15年返済で1万4,000円ということで、ほとんど遜色がない形になっているかと思えます。

次に、所得制限の緩和ということで、これは海外留学を除くものなんですが、日本学生支援機構の所得制限ということで、第2種を採用することにしております。

次に、他制度との併用の可ということで、他の奨学資金制度との併用も可とすると。現行は不可となっております。

新たに導入する給付を受けた者についても、貸与のほうもあわせての申請も可とします。

次に、連帯保証人の条件の緩和ということで、今まで連帯保証人は、親以外の連帯保証人をもう一人つけるということになっているんですが、それにつきまして市内在住を要件としていたところ

ですが、これを撤廃したいと思います。

あわせて、保護者並びに保護者以外の連帯保証人について、市税の滞納条件を付していたところですが、これにつきましても撤廃したいと。

どうしてかということなんですが、負の連鎖を断ち切るという観点から、進学希望者、本人が借り受けるに当たって、本人の原因としない部分、親とかもしくは保証人の状況で本人の希望を断ち切るということは適切ではないということで、保護者並びに保護者以外の連帯保証人の市税完納要件を撤廃したいと考えております。

あわせて、先ほどもちょっとお話ししたんですが、奨学生選考委員会の設置ということで、給付、または貸与を受ける者を公平・公正な観点から、選考する機関として新設するところです。これにつきましては、教育委員会から諮問を受け、奨学生の選考を行い、その結果を答申するものであります。

これに伴い、現行の奨学資金貸与基金運営委員会は廃止するものであります。

財政措置なんですが、この後補正予算でもお願いするところですが、給付につきましては一般会計から、貸与につきましては現行どおり基金のほうから行っていきたいと考えております。

見直しに伴う関係例規の整備ということで、ごらんのようなものを条例以外のところで整備することとなっております。

以上、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 先ほどご説明をいただいた別表のところの金額のご説明がちょっとよくわからなかったんですけども、お願いします。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 別表1と別表2のこの収入基準額というものにつきましては、計算式がありまして、こういう枠とかいろいろあるんですね。この表からだけだと、すぐには出てこないんですが、一応の目安としまして、4人世帯の給与所得者の場合だと、第1子の場合約780万円、第2子だと4人世帯で1,100万円までがおおよそ対象となるということです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 借りたいと思う方が自分が対象になるんだらうかと考えたときに、例えばこの表だけ出ていて、この数字だけ見てこれでクリアできるのかなと思ってしまふかなと思ったんですけども。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 それにつきましては、募集する段階で少し工夫をしていきたいと思ひますし、あと、結構電話相談の問い合わせとか、そういうものがありますので、その中で詳しく説明はしていきたいと思ひております。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

植木委員。

植木委員 75条と76条は特にないですが、81条の改正条例中で何個かお願ひしたいんですが、49ページですか、議案資料のほうの中で、11条、返還金の猶予ということで規定があるんですが、教育委員会が奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当し、かつ経済的理由を勘案して特に必要があると認めたときは、相当の期間返還を猶予することができる。それで(1)、(2)というふうに書いてあるんですが、その相当の期間猶予することができるというのは、(1)、(2)の期間に限定されているということよろしいんでしょうか。それとも、こういうことのほかに、何か別な期間を想

定しているということなんでしょうか。2つ、これについてお伺ひしたいんですけども。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 そのあたりはケース・バイ・ケースということで、いろいろな状況がありますので、個別のところを検討していくということになるかと思ひます。

植木委員 すると、基本的には(1)、(2)で大学または専修学校(専門過程)に在学している間、あるいは疾病その他正当な理由により奨学金の返還が困難である場合には、その疾病あるいは相当な理由の期間内というふうな考え方でいいんでしょうか。それとも、それ以外に何かそういったこと等あわせて判断するような要件があるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 基本的には、今お話しいただいたような形で、例えば大学に入るときに、奨学金を借りる方と、その後例えば大学院に行ったといったときには、その貸与金で大学返還金は猶予するというような形にもなりますし、もしくは4年間卒業して、その後何かの疾病ということがあった場合も猶予ということになるかと思うんですが、例えば疾病とかけがとか病気が治ったからすぐということも、返済できるかということもあるかと思うんです。また一方、別の事情である状況を勘案しながら、返済猶予期間を定めるという形になるかと思ひます。

植木委員 すると、具体的に何カ月とか何日間とかとそういうふうな想定はしていないと。その事案、事案ごとにその都度審査して、相当な期間を設けてすると。そういう解釈でよろしいですか。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 はい。そのとおりです。

植木委員 わかりました。

じゃ、次へいきます。

次に、12条、遅延損害金ということで、以前の条例にはこの遅延損害金というふうな形の条項はなかったんですが、今回は入ってきているんですが、これは前条例の右側の上のほうにある13条、延滞金、この条例がこの遅延損害金というふうな形に変化してきた条例になったんでしょうか。

それと、遅延損害金を請求することができるというんですが、この遅延損害金の内容、程度は、前の13条の年10.95%と同じような考え方なのかどうかをお伺いします。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 まず、現行の制度の中で10.95%となっているんですが、その根拠というものがいまいち正確でないと言いますが、国庫補助金の返納に伴うところの延滞金の利息を根拠としているところなんです。

ですが、この奨学金というものの基本は、民法の定めるところの損害金で付加するというものが妥当なのかなというところで、今回の中ではその利率は述べなかったんですが、基本的に民法で定めている延滞金、遅延損害金の5%ということを想定しております。

植木委員 民法で定めている5%を想定しているということで、前の13条の延滞金とはまた別の解釈をしているというふうな考え方ですね。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 法理的には、10.95%も5%も同じ遅延損害金、延滞金という形なんですが、その根拠とするものを現行のものですと不明確な部分であったものを、本来の民法で定めている5%と改めるものであります。

植木委員 じゃ、この点はわかりました。

それと、その下、ついでになっちゃって申しわけないんですが、13条、2、教育委員会は奨学

生または奨学生であった者が死亡、障害もしくは災害等により返還が不能になったとき、または特別事情があるときは返還金を減額し、または免除することができるというふうな規定になってきておりますが、前の死亡とか障害とか災害とか、返還が不能になったときは減免しますよというのは、これはもうわかるんですが、特別な事情というのはどんな場合を想定しているかお伺いしておきたいんですけども。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 現時点では、そのあたりについては想定していないところですが、一般的なものの想定外の事情、考慮すべき事情が発生した場合に救済するために設けた条項であります。

植木委員 わかりました。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

平山委員。

平山副委員長 連帯保証人の条件緩和の件なんですけれども、今までの市内在住条件を撤廃、ということは市外の方でも構いませんよということ、それから保護者及び保護者以外の連帯保証人の市税完納条件もこれも撤廃、負の連鎖を断ち切るということだと思いますけれども、この連帯保証人、親以外1人、この1人というふうに定めたのは何か理由があるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 従前、現行でもそのような形でやっけていまして、このあたり、今回の見直しをする中で、果たして保証人を付することが適切かどうかということも議論となったところなんです。一般的にそういう形で市の公金を支出することに鑑みて、保証人というものを付することが適切ではないか。ただし、その中で現行、親とかもしくは親以外の保証人が税の滞納とかを

しているときには、もうそれだけで本人が借りたくとも借りられないというような状況があったということで、そのあたりは本人の責任に起因しない事由の中ではとりえず負の連鎖を断ち切るということで、撤廃すべきかなというところに至ったわけです。

伊藤委員長 平山委員。

平山副委員長 それで、どうしてもその保証人がいないという方は万が一どうなるのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 そのあたりも内部で議論になったところなんです、特に今後少子高齢化ということで、例えば親、大体親以外の保証人といえば、親の兄弟の方になっていただくのが一般的かと思うんです。それで親自体がもう一人っ子という方も結構多くなってくると思いますし、遠隔地という方も多くなってくるといって、なかなか保証人を見つけづらいということもあるかと思うんです。そのあたりのところで実際いないといった場合に、じゃそれは必ずその中で何らかの形で基本的には見つけていただくという形にしたいと思うんですが、もしどうしてもいないということになれば、また別途検討はしていきたい。

まして、今回の制度自体は、見直しをここもこれでパーフェクトなものだとは考えておりませんので、また近々の中で見直しを図っていきたく思います、当座はこのような形でやらせていただくということで考えています。

伊藤委員長 よろしいですか。

平山副委員長 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第75号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の制定について、議案第76号 那須塩原市奨学生選考委員会条例の制定について及び議案第81号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正についての3件については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第75号、議案第76号及び議案第81号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切りかえます。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林教育総務課長 それでは、補正予算執行計画書の2ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計歳入のところですが、17款寄附金、1項4目教育費寄附金5万円ですが、これは篤志家から寄附があったということで、この後のほうでも説明することですが、奨学基金の貸与基金に充当することといたします。

10ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳出予算です。1款教育費、1項2目事務局費、

奨学資金貸与基金事業ということで繰出金、今説明いたしました篤志家からの寄附5万円を基金のほうに繰り出す予算措置であります。

次に、奨学資金給付金事業ということで、先ほどご決定いただきました奨学資金の給付事業につきまして、今年度給付を1人20万円、5人分ということで、100万円予算計上するものです。

次に、1項3目学校給食費、西那須野学校給食共同調理場管理事業につきまして、非常用発電機始動用蓄電池交換ということで、59万4,000円。これは、定期点検の中で蓄電池の劣化が指摘されたもので、交換をするものでございます。

以上でよろしくお願ひしたいと思います。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

高久委員 今、一番最後に学校給食費の説明で給食室の修繕料があったんですけども、この蓄電池関係、これはできて3年か4年ちょっと……。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 蓄電池につきましては、おおよそ5年程度は減価償却といいますが、寿命がそのぐらいだということで、今回の点検の中で劣化が指摘されたということで、早急に修繕をしていきたい、交換をしていきたいというところです。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第64号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 それでは、ここで予算常任委員会(第二分科会)を決算審査特別委員会(第二分科会)審査に切りかえます。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林教育総務課長 それでは、26年度市政報告書の20ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計歳入の14款国庫支出金、1項7目教育費国庫負担金ですが、教育総務費負担金ということで、25年度繰越分としまして合計で6億5,363万円ということで、内容としまして、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金ということで、これは市内各小中学校の耐震改修に伴う予算、国庫負担金であります。

内容としましては、耐震改修を例年、前年度からということで前倒しをすることで、補助の積み増しということで、これは文科省の方針としまして、耐震改修を27年度までに完了させるということで、例年前倒しをすることで補助の積み増しがあるということが1つと、あと耐震改修そのものを夏休み中心に行うということで、単年度の中ではこの改修を夏休みに行うことが工期的に困難だ

ということで、前倒しをすることで、夏休みを中心に工事を行うということの2つの理由からであります。

次に、34ページをごらんいただきたいと思いません。

34ページの16款財産収入の2項2目物品売払収入ですが、この中の高林中学校スクールバス冬タイヤ6万円と高林中学校スクールバス73万2,000円ですが、これにつきましては、現行市直営で行っていた高林の穴沢ルートですが、これのスクールバスが塩害と言いますか、冬場に使用する融雪剤の関係で、相当シャーシの部分が傷んだということで、修理が不可能となったということで、直営でやるのは26年度末で使用を終了して、27年度からは委託とするということで行った結果、この冬タイヤとスクールバスを売却したものであります。

次に、38ページをごらんいただきたいと思いません。

38ページの10款諸収入の4項3目学校給食費収入ですが、高架発電408万9,132円ということで、前年度対比2,567万4,532円の増となっておりますが、主な理由としましては、塩原地区の小中学校が公会計化、今まで学校の中で歳入歳出と言いますか、していた賄い材料費についてやっていたものを市の一般会計の中に繰り入れたということで、2億円増であります。

次に、45ページをごらんいただきたいと思いません。

45ページ、違約金のところ です。

これにつきましては、まず1点目が豊浦小の学校管理教室棟耐震補強工事基本設計業務の委託なんです。が、応札、落札しました業者の代表者が死亡したことにより設計業務が不能となったことで、違約金ということで45万1,040円を徴したところ

です。

次に、教材備品納入遅延業務損害金ということで、理科教材、主に顕微鏡等なんです。が、これの納入が遅延したということで、それに伴う違約金2,678円を徴したところです。

次に、256ページ、1款教育費、1項1目教育委員会費です。

教育委員会の教育委員は、教育委員長、教育長以外に4人で構成しているところですが、そのうちの教育委員が26年3月で退任したことに伴い、26年度6月から新たな教育委員が就任したところです。その日割り計算ということで、端数が出ているところです。

次に、同じく256ページのところの下段の管理費ですが、決算額が1,079万6,811円、前年度比2万2,913円の増となっております。が、これにつきましては、従前、緊急雇用労働費のほうで支払っていた臨時職員賃金を教育のほうで支払うということになったことによる増であります。

次に、257ページの下段のほうなんです。が、基金残高の推移のところ です。

これにつきましては、過日の全員協議会の中でお話したところですが、奨学金貸与基金の合計額、特に貸与額が合併時、塩原の分が漏れていた。合併時の計上漏れだったということで、5,300万円ほど今回、計算の中で追加するものがあります。

次に、261ページをごらんいただきたいと思いません。

西那須野学校給食共同調理場管理運営事業が決算額が3億7,519万8,775円、前年度対比1,151万9,401円の増となっております。が、これにつきましては、調理配送業務の委託契約が26年3月で終了したことに伴い26年4月からの5年間分の入札を行った結果であります。

内容としましては、消費税が従前5%で計算されていたものを8%ということで、その分が増となった原因であります。

262ページ、学校給食単独校管理運営事業ですが、これは塩原・箒根地区の学校給食は、共同調理場ではなくて各単独校でやっているということで、この部分について25年度までは市会計という形でやっていたところですが、学校単位で会計をしていたところですが、26年度から公会計一般会計から出したということで、合計2,136万3,772円の増となっております。

次に、265ページ、教職員ネットワークシステム管理運営事業、決算額としましては8,067万1,696円、比較としまして前年度対比で1,005万1,325円の増となっております。

その理由としましては、教職員ネットワークシステムの構築に係る支援業務、設計業務の経費並びにICT支援員の業務の増に伴う支出のほうを計上したものであります。

次に、下段のスクールバス運行事業のところ、決算額が2,921万5,732円、前年度対比1,199万5,227円の増となっておりますが、これは高林小学校の統廃合スクールバスの路線の増が原因であります。

次に、269ページ、小学校管理運営事業ですが決算額1億5,348万34円、前年度対比1,002万9,715円の減となっておりますが、これは小学校の統廃合に伴い、学校数が減少したことによる減であります。

それと、あと25年度では、台風の倒木被害が発生しまして、それに対する作業としてもやっぱり600万円ほどは支出していたということで、それがなくなったということの減であります。

次に、271ページ、小学校施設整備事業決算額7,638万1,392円、前年度対比2,273万6,701円の増

となっておりますが、これにつきましては暑さ対策ということで、各校扇風機を1クラスに2個設置したことによる増であります。

次に、274ページ、小学校の耐震改修事業2億2,171万1,372円ということですが、これは年次計画に沿った耐震改修事業に支出したものであります。

内容につきましては、ごらんのとおりにありますので、よろしくお願いたします。

次に、275ページの小学校耐震改修事業25年度の繰越分ですが、これは歳入のところでも話したところですが、耐震改修を前倒しすることによって、文科省のほうで補助の対象を拡大され、補助の積み増しがあるということと、あと耐震改修が夏休みとなるということで、これの単年度の中でこの事業を夏休みに行うということが困難であるということで前倒しをして、前年度のうちから計画をしてやるということであります。

次に、280ページ、中学校施設整備事業ということで、決算額が4,164万3,789円ということで、前年度対比8,262万7,036円の減となっておりますが、主な理由としましては、25年度行った塩原小中学校の整備事業8,100万円、あと箒根中学校の脇にあります県道の拡幅に伴う側溝の整備ということで1,400万円、これがなくなったこととなります。

次に、281ページの中学校施設整備事業、25年度繰越分、決算額が5,336万4,400円ですが、これにつきましては、塩原小中学校の外構工事が降雪量が冬場多く、外構工事の年度内完了ができなかったということで、繰り越したものであります。

次に、282ページ、中学校耐震改修事業、これについては、年次計画に沿った耐震改修を実施したということですので、ごらんのとおりにあります。

次に、同じく282ページの下段のところですが、同じく中学校耐震改修事業の25年度繰越分で、先ほど来お話ししています前倒しすることで、補助金の対象が拡大し、補助額の積み増しになるということと、夏休みを中心に工事を行うための前倒しをすることが原因であります。

その他は経常経費となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきたいと思います。

伊藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 45ページなんですけど、教材の備品納入が遅延による損害金ということだったんですけども、よほどのことがないということというのはないのかなと思ったんですけども、どのようなことだったんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 この教材備品につきましては、年度後半に納入するというので、日本全国の小中学校でそういった授業があってということ、こちらとしましても早期に発注はしていたところなんですけど、やはりその納入が間に合わないということで、本来12月の中旬、15日に納入期限を設定していたところなんですけど、それが間に合わなくて1カ月ほどおくれたということで、その遅延損害金ということです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 1カ月おくれたということなんですけれども、授業に何か支障を来したということなんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 これにつきましては、新年度用ということでやってあるものですから、特別授業等には支障はありません。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 1カ月おくれて授業に支障がなくても、やっぱりこういう遅延損害金というものは請求するものなんですか。

伊藤委員長 課長。

小林教育総務課長 それは契約書の中で、比率が2.9%遅延損害金として年利2.9%、納品と納入がおくれた場合は徴しますよということとなっております。

基本的に、例えばこの今回のものに限らず、市のほうで発注したものが納期におくれた場合は、その日数に応じて遅延損害金を徴するということになっております。

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 教育総務課の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩をいたします。10分間休憩をいたします。11時からになります。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課

伊藤委員長 それでは、学校教育課について審査を行います。学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえ、審査を行います。

学校教育課の皆さんに申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願い申し上げます。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。着座のままです。

伴学校教育課長 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）における学校教育課所管分についてご説明いたします。

補正予算書につきましては24ページ、補正予算執行計画書につきましては10、11ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費、4目学校運営支援費、3001事業、学校指導事務費におきまして、報酬として201万6,000円、旅費として11万6,000円増額するものであります。

補正の理由でございますが、今年度からスタートいたしましたスクールソーシャルワーカーですが、現在、週3日勤務、1名を配置しております。さらに、週2日勤務、1名増員するため、報酬と旅費、これを増額補正するものです。

続きまして、同じ学校運営事務費の役務費といたしまして、43万2,000円増額するものです。

補正の理由でございますが、小中学校特別支援学級の入級の適否を審議する那須塩原市教育支援委員会において、発達障害等のある児童生徒の状況を把握し客観的な判断をするための資料として、国際医療福祉大学リハビリテーションセンターに報告書の作成を依頼しておりますが、今年度から有料となるため手数料を増額補正するものです。

以上、ご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

高久委員 11ページのほうの国際医療の報告書の関係で、これ何人ぐらいの方が受けたんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 今年度から有料化ということで、見込みで今回は計上をさせていただいております。

来月から市の教育支援委員会が行われるわけなんですけれども、そこに上がる児童生徒分全員に求めるということではありません。

その中で、前回検査したのがかなり以前であるとか、それから、新たに特別支援学級のほうに入級したほうがいいかな、あるいは通級指導教室のほうに通ったほうがいいかな、それを判断する際の専門的な診断書のような報告書なんですけれども、それを求めます。

今回は、200件を想定いたしまして計算をいたしました。1件当たり2,160円かかるという計算で計算をしたところであります。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 これは毎年続くということになりますか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 これまでは国際医療福祉大学のほうで、ただというか、教育委員会がお願いしましたら無料で報告書をいただいていたわけなのですが、今年度から有料でお願いしたいということで、本市だけではなく、ほかの市町も同じような取り扱いをする予定であります。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきもの

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第64号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 それでは、ここで予算常任委員会(第二分科会)を決算審査特別委員会(第二分科会)に切りかえます。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

伴学校教育課長 認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、学校教育課所管分の歳出を中心にご説明いたします。

なお、増減に理由につきましては、主なもののみ読み上げますことをご了解いただければと思います。

平成26年度市政報告書の151ページをごらんください。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、20事業、平成23年3月11日発生東日本大震災対応経費におきましては、扶助費、被災児童生徒就学援助費、内訳ですが、小学生33人、中学生10人で、344万3,102円支出しております。

前年度より35万7,700円の増です。

続きまして、市政報告書の169ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境保全費、70事業、放射能対策事業、708事業、学校教育課関係で、32万6,602円支出しております。

前年度より11万9,972円の増ですが、主に携帯型電子線量計の定期校正の費用になります。

続きまして、264ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費、4目学校運営支援費、201事業、学校運営事務費におきましては、785万7,616円支出しております。

前年度より10万4,485円の減になります。

同じく264ページ、265ページをごらんください。

10款1項4目、301事業、学校指導事務費におきましては、402万4,306円支出しております。

前年度より80万8,156円の増ですが、これは主に特別支援教育相談、年長児巡回相談実施に伴うカウンセラーへの謝礼の増によるものです。

続きまして、266ページです。

10款1項4目、601事業、外国語教育推進事業におきましては、報酬の外国語指導助手報酬等で1億2,810万9,295円支出しております。

前年度より8,394万640円の増になります。

これは、平成26年7月より市内全小中学校へのALT常駐配置開始による増額であります。

続きまして、266、267、268ページになります。

10款1項4目、701事業、教育相談費におきましては、3,176万630円支出しております。

前年度より14万9,589円の増です。

これは、心の教室相談員の配置をふやしたことによる増です。

続きまして、268、269ページです。

10款1項4目、801事業、宿泊体験館管理運営事業におきましては、3,056万3,131円支出しております。

前年度より408万3,164円の減になりますが、これは、車両リース料、修繕費の減によるものであります。

同じく269ページです。

10款1項4目、85事業、宿泊体験館整備事業に

おきましては、361万8,000円支出しております。

これは、体育館耐震補強工事設計業務の委託料になります。

続きまして、275ページになります。

10款教育費、2項小学校費、2目小学校教育振興費、101事業、小学校教育推進費におきましては、報酬、消耗品費、教師用教科書・指導書等で、165万9,143円支出しております。

前年度より109万8,240円の減ですが、これは、教師用教科書・指導書の購入代が減ったこと及び学校評議員の報酬が減ったことによる減です。

同じく275ページになります。

10款2項2目、201事業、小学校教育活動費におきましては、市採用教師の賃金等で、1億3,927万6,130円支出しております。

前年度より1,298万697円の減ですが、これは、各学校からの要望に対する適任者の応募がなく、予定人数を雇用できなかったことによる減であります。

続きまして、277ページ、10款2項2目、401事業、小学校教育指導事業におきましては、委託料等で1,912万105円支出しております。

前年度より454万5,425円の増ですが、これは、ICTを活用した学びの推進事業実施に伴うコンピュータ機器リース料による増であります。

続きまして、277、278ページになります。

10款2項2目、501事業、小学校保健費におきましては、5,358万8,585円支出しております。

前年度より212万3,117円の減ですが、学校医の報酬の減、児童数の減少による減になります。

続きまして、278ページです。

10款2項2目、601事業、小学校活動支援事業におきましては、1,726万3,147円支出しております。

前年度より407万8,523円の増ですが、これは、

主に借り上げバスの料金改定による増額です。

同じく278ページです。

10款2項2目、701事業、小学校就学支援事業におきましては、3,003万2,982円支出しております。

前年度より300万5,879円の増ですが、これは、申請者の増加による増額です。

同じく278ページです。

10款2項2目、801事業、小学校通学支援事業におきましては、13万9,000円支出しております。

前年度より9万6,600円の減です。

これは、対象児童の減少による減額です。

同じく278ページです。

10款2項2目、901事業、小学校特別支援教育就学支援事業におきましては、688万787円支出しております。

前年度より53万2,988円の減ですが、これは、対象児童の減少による減額です。

続きまして、283ページになります。

10款教育費、3項中学校費、2目中学校教育振興費、101事業、中学校教育推進費におきましては、報酬費、教師用教科書・指導書等で、74万6,785円支出しております。

前年度より7万4,985円の減ですが、これは、学校評議員が減ったための減額です。

同じく283ページです。

10款3項2目、201事業、中学校教育活動費におきましては、市採用教師の賃金等で4,675万6,299円支出しております。

前年度より1,067万9,153円の減ですが、これは、各学校からの要望に対する適任者の応募がなく、予定人数を雇用できなかったことによる減であります。

続きまして、284ページになります。

10款3項2目、401事業、中学校教育指導事業

におきましては、679万6,465円支出しております。

前年度より61万8,663円の増ですが、知能検査を実施するに当たり、科目を委託料に変更し、集計業務を含むことにしたための増であります。

同じく284ページです。

10款3項2目、501事業、中学校保健費におきましては、2,649万7,906円支出しております。

前年度より8万2,093円の減です。

続きまして、285ページになります。

10款3項2目、601事業、中学校活動支援事業におきましては、2,005万161円支出しております。

前年度より73万5,759円の減ですが、これは、部活動の大会進出の実績状況による減額であります。

同じく285ページ、10款3項2目、701事業、中学校研究活動事業におきましては、314万8,680円支出しております。

前年度より29万9,930円の増ですが、これは、小中一貫研究のための研修会の実施回数増による増額であります。

同じく285ページ、10款3項2目、801事業、中学生海外派遣研修事業におきましては、913万5,595円支出しております。

前年度より102万6,595円ふえておりますが、これは、航空券値上げに伴う委託料の増であります。

同じく285ページです。

10款3項2目、901事業、中学校就学支援事業におきましては、2,999万9,365円支出しております。

前年度より383万2,397円の増ですが、これは、対象生徒の増加による増額であります。

同じく285ページです。

10款3項2目、1001事業、中学校通学支援事業におきましては、95万4,000円支出しております。

前年度より10万1,700円の減ですが、これは、

対象生徒の減少による減額です。

同じく285ページになります。

10款3項2目、1101事業、中学校特別支援教育
就学支援事業におきましては、250万6,848円支出
しております。

前年度より49万118円の減ですが、これは、対
象生徒が減ったことによるものです。

以上、ご審議いただきご承認いただきますよう
よろしく願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

藤村委員。

藤村委員 2つほどお聞きしたいことがあります。

まず、264ページの学校運営事業費の中で、い
じめ対策生徒指導推進事業プログラムのいじめコ
ンソーシアムの事業なんですけれども、これをや
ってこられて、議場なんかでの説明はすごく絶賛
されているようでしたので、たまたまこの前拝見
する機会があったんですけれども、大人である私
が聞いていてちょっと難しいかなという内容に感
じましたので、アンケートは子どもたちに授業の
前と後でとっているようですが、子どもさん皆さ
ん、とても賢くて上手に答えていらっしゃるん
ですが、正直なところ、生徒たちにとって難しい内
容ではないんでしょうか。実績としてどのように
考えていらっしゃいますか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 このプログラムですけれども、
おとしから始まったものでして、いじめ対策コ
ンソーシアムという産官学連携の取り組みとい
うことで、子どもたちにいじめを初めとするいろ
いと人間関係づくりのコミュニケーション力を育
成するためのプログラム開発にコンソーシアムの
先生方が取り組んでいらっしゃって、那須塩原市
はその実証研究ということで、現場の子どもたち

の授業、実証研究をしているという事業になりま
す。

先週11日に大山小学校のほうにおいでいただ
いたということを校長先生のほうからもお聞きし
ております。この間ごらんいただきましたプログラ
ムは、3人先生がいらっしゃるんですけども、
その中で、一番最初は心理学的なアプローチで、
子どもたちにこういうふうに言ったら相手はいい
気持ちになるとか、こういうふうに言われたらち
ょっと嫌な思いをすとか、そういう心理学の手
法を用いたプログラムが第一段階になります。

第二段階は、課題解決型コミュニケーションを
勉強するプログラムでして、これはフクヤマ先生
とおっしゃる先生がなさるんですけども、これ
が第二段階のプログラムになります。

この間委員の皆さんに見ていただいたのは、第
三段階とって一番難しい3番目の段階のプログ
ラムであったがために、ちょっと難しいという印
象を多分お持ちになったと思います。

確かに、慶応大学の法学部の教授でいらっし
やいますので、ふだんは大学生を相手に講義を
している方ですので、やはり小学生には言葉遣い
にしても授業の進め方にしても、確かに難しい
ところはあったかなというふうに私どもも感
じております。

年に3回、教育長と私とがコンソーシアムの
会議、推進委員会に行きまして、意見などを述
べさせていただいているんですが、3年目に入
りまして、いろいろプログラムの改善というん
でしようか見直しというんでしょうか、そうい
うものを毎回行わせていただいております、こ
としは多分、3年目最後の年になるかと思
うんですけども、この後、幾つかの学校で
実践していただきながら、次は10月の初旬
に黒磯小学校で同じ田村先生の授業があるん
ですけども、今回の大山小学校での

反省を生かしながら、次に改善をして臨むようになるかと思えます。

確かに難しかったかなと。子どもたちはよくついてきていたなという印象であります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 先生が用意されていた材料というのが、あれは小学生向けにつくられたものでしょうか。

パワポを使ってやっていらっしゃったあの内容は、今回のプログラムをお願いして小学生用につくられたもので、あの内容だったのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 それを意識したプログラムということになると思えます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 小学生向けにつくられたものにしては言葉がかたかったり、難しい漢字の言葉を使っていたので、優しい言葉に置きかえないと子どもにはわからないような言葉も実際には、例えば交渉力とかあったんですけども、もう少し子ども向けに柔らかいつくりになったほうがなじみやすいのかなと私は思ったんですけども、そういうような意見は出ていないんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 あります。それも含めまして、生徒指導担当がメインでいろいろやりとりをしているわけなんですけれども、マークシートにつきましてもパワーポイントにつきましても、毎回改善はしていただいているんですけども、根本的に本市の公立の小学校の6年生のレベルにふさわしかったかどうかというようなことは、多分、前回、大学生も一緒についてきておりましたので、反応も見ていましたでしょうし、彼は教職をとって教員志望だということもありますので、いろいろな意味で改善が図られるのではないかと思います。私どもも要望してまいります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あともう一点なんですけれども、小学校と中学校の先生の採用のところでご説明があったんですけども、適任者の応募がなく採用できなかったため予算が予定よりかからなかったということなんですけれども、那須塩原市として定住促進を進めていて教育に力を入れているという背景がありながら、適任者、学校が求めている先生の応募がないということはとても大変なことなんじゃないかなというふうに感じたんですけども、現状として、何が問題となっているんでしょうか。伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 学校現場には、正規の職員、本採用と私どもも言っていますけれども、それ以外に臨時採用の先生が多く入っております。県費負担の臨採の先生もおります。例えば、産休、育休で正規の先生がお休みをする、その補充は臨採の先生で充てているわけなんですけれども、そういう形での臨採の先生もいらっしゃいます。それは県のほうの採用になりますので、私どものほうでいろいろ関知しているということではありません。県費採用の臨採の先生も本市にはたくさんいます。

さらに、私どもの管轄しております市採用教師、教員免許証を持っている方もいれば、持っていなくて生活支援というような方で学級に補助的に入っていただく方、理科支援の方、図書支援の方、たくさんいろんなケースがあるわけなんですけれども、いろいろな機会を通しまして募集をかけております。年中募集をしております。が、なかなかやはり、人材というか数が確保できないというのが本市だけではなく、ほかの自治体も非常に困っている。

極端な話、県費採用の、つまり普通の先生のかわりで常勤で入ってもらう先生でさえ、なかなかままならないというような状況にあります。慢性

的に人数が足りないということがありまして、ハローワークなども使いながら募集をかけているところですよ。

ですから、他県からもたくさんの先生が履歴書を持ってきたり、あるいは実際に入ってくださいたりしております。私どもも何とか頑張って確保しようということで努めておりますが、ではこういうわけで1人入れてもらいたいんだけど、すぐに入ってくれますというような状況にないのが現状であります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 丁寧にご説明いただいたんですが、私なんか昔、ごく一般的に聞いていた話は、教員免許をとったけれどもなかなか先生になれないという方は、本当に10年、20年前は結構たくさんいたのに、今は教育現場で慢性的に人材が不足しているという、全国的に不足しているということですよ。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 採用枠というんでしょうか、正式採用の採用枠というのは、やはり少子化とかいろいろ絡みがありまして、県のほうでも何人となりますというのを計画的に採用試験を通して採用しているわけですよ。ですから、免許をとったけれども、なかなか正式採用になれない方もたくさんいることは事実であります。

そのかわりといっちは何なんですけれども、身分的には非常勤というか正式採用ではないから、なかなか生活するには満足できる報酬を得られずにお困りの臨探の先生方もいるとは思いますが、それぞれの市の努力で、本市は特にそうだと思いますけれども、市採用教師、いろんな形での採用をふやしております。

これは本市だけではなく、近隣の市町でも同じ状況でして、どちらかといいますと、免許を持っ

ている人は特に奪い合いじゃないですけども、より条件のいいところに流れるのは当然ですし、それから熱意のある人、あるいは指導力のある人に幾ら支援の先生であってもそういう方に来ていただきたいわけで、ふさわしい人を雇用するとすると、誰でもいいからというわけには学校現場でするので、いきません。そこは厳正に面接をしたり、本人に直接会ってふさわしいかどうかということは見きわめをさせていただいております。ということでの慢性的な不足ということになるかと思えます。

藤村委員 難しい問題だということがよくわかりました。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

若松委員。

若松委員 藤村委員の関連なんですけれども、そうすると、募集してそれだけの教員が集まらなかったということに対して、学校活動に影響というのはしていないんですか、生徒とか何かの。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 市採用教師というのは、あくまでも本採の先生方の補助的な支援をするということでお手伝いをするということですので、直接学級担任をするとか、それから1人で授業をするとかということをお求めているわけではありません。

ただ、やはりクラスには特に配慮しなければならぬお子様がいらっしゃるわけで、担任1人だけでは十分に目をかけるということができない、そのために市採用ということでの支援の先生を入れているわけですね。

前年度のうちに各学校からどれだけの人数が欲しいかということは、校長先生に対して要望書を出していただいております。そのとおりになる学校もありますし、場合によっては、ちょっと大目

に要望を出していただいている学校もありますので、学校の実態、それから現実に、申しわけないけれどもこれだけで対応してほしいと、そのかわり学校の中でいろいろやりくりをして対応してほしいということをお願いしているところもあります。

ただ、やはり人が一番大切だということも私もどもは考えておまして、幾ら週2回の勤務あるいは週3回の勤務であったとしても、入ることによってプラスにならないと意味がないと思うんですね。ですので、やはり責任を持って情熱を持って子どもたちに当たってもらえる方を厳選して学校現場に入れるということをやっていきたく考えております。

年度途中でも、学校からの相談に応じて随時入れております。人員が確保でき次第、4月以降もかなりの数、それぞれのケースに応じて入れさせていただきますので、学校からすれば、よかったというふうに言ってくれる学校もたくさんあります。

伊藤委員長 若松委員。

若松委員 もう一点、よろしいですか。

関連なんですけれども、先ほど藤村委員も言っていましたけれども、答弁の中で、面接のときにそれに満たないと、免許を持っていてもという話も聞いたんですけれども、私どもも相談受けたときに、大学生が卒業して免許をとって、ある学校に研修に行った。そうしたら、先生にならないという生徒もいたみたいなんですよね。

だからそういう生徒は生徒なりに、教員の免許を持っているのを那須塩原市独自の研修というのとはできないものなののでしょうか。もったいない方がいっぱい眠っていると思うんですけれども。

対応できるように教育して学校に入ると。今後の課題だと思うんですけれども、どうでしょう

か。そういう考えは、難しいですか。これ大事なことなので、関連で。

伊藤委員長 若松委員に申し上げます。それはその他ということを出していただきたいと思います。

若松委員 わかりました。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 同じところですよ。

もちろんこの1,067万円減ったと、2人なのか3人なのか4人なのか、応募なしの人が1,067万円の計画を立てて、実際には応募がなかったので、余ってしまったということだとも思うのですが、何人を予定していたのでしょうか。

伊藤委員長 係長。

松本学校指導係長 当初予算では、小学校が130名から140名、それから中学校については50名か60名を予定しておりました。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 それで、不足したのは結果的に何人、応募がなくて。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 計画を立てる段階、予算を計上する段階で、これが不足してしまったのでは大変なことになりますので、若干ゆとりを持って予算計上したということがございます。

ですから、何人という、今、お話ですけれども、常勤、7時間45分フルタイムで市採用教師として入ってもらっている先生もいますし、5時間45分とか、あるいは図書支援のように週2日とか、さまざまな勤務の形態があるわけですね。

ですので、その中でトータルすると、それだけの金額を使わずに残ったということになりますが、では何人分かということになりますと、申しわけありません、具体的にはよく精査しないとわからないところではあるのですが、ただ、学校現場からの要望はある程度満たして配置いたしました。

まだゆとりがあった、もっとあったとしてもゆとりがあったということですね。ただ、入れるにふさわしい人員が確保できなかったというのも理由にはなります。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 278ページ、小学校教育振興費の中の小学校特別支援教育就学支援事業、901事業、これは小学校なんですけど、285ページに中学校もあるんですけども、補助金、特別支援学級等通学費、これはまず内容をお聞かせください。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 これは「等」とありますように、特別支援学級に在籍している子どもたちも含まれます。それから、本市に住んでいて、例えば那須特別支援学校とかあるいは宇都宮の特別支援学校に通っているお子さんに対して、通学費の一部を保護者に対して補助するというようなことでのトータルになります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 市内においては那須特別支援学校、スクールバス等々で送迎していると思うんですが、スクールバスを利用できない児童生徒のための補助という解釈でよろしいでしょうか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 そのとおりであります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、1人当たりの補助額というのは、規定があるんですか。

伊藤委員長 係長。

松本学校指導係長 高速道路料金につきましては、1カ月当たり40回を限度として高速料金の2分の1を補助しています。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 高速を利用しない、市内で那須特別支

援学校に通学している対象者に対する補助はどのような内容ですか。

伊藤委員長 係長。

松本学校指導係長 市営バスを利用した場合は定期券を交付、それから公共交通機関の場合は定期券相当額を補助、それから、自家用車使用の場合は1日1往復分の燃料代相当を補助しています。

磯飛委員 了解しました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

相馬委員。

相馬委員 2点ほどお願いします。

まず、151ページの東日本大震災の件なんですけど、就学援助費ということで載っております。ちょっとこの詳細を教えていただければと思います。

それと、169ページの携帯型の電子線量計の校正ということですが、これ何台分で、精度管理をするんだと思うんですけども、どのくらいの割合であるのか、その期間というんですか。その辺をちょっとお願いします。

伊藤委員長 係長。

松本学校指導係長 まず、151ページ、東日本大震災発生、大震災の対応経費につきましてでございますけれども、26年度につきましては、対象人数が小学生が33名、それから中学生が10名ということになります。

この就学援助の内容なんですけれども、一般の市の就学援助、準要保護という就学支援があるんですが、それに準じて補助をしております。

内容については、学校給食費、それから学用品費、それから通学用品費、それから校外活動費、それから学校で宿泊学習とか行う宿泊活動費、それから修学旅行費と、先ほども申し上げましたように、市の就学支援に該当する児童生徒と準ずる形で補助しております。

続きまして、169ページの携帯型電子線量計の

定期校正ということでございますけれども、昨年まで市内各小中学校、電子線量計を使っていただいて線量計の測定を毎月していただいております。これが何年かたって、修繕が必要とかになってしまいまして、昨年度、校正というか点検ですね、点検をしていただきました。これは学校数ということで33台ということになります。

以上でございます。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

相馬委員。

磯飛委員 その前に、きのう忘れていたんだけど、その他は植木さんを入れないとまずいんじゃないんですか。

伊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤委員長 委員の皆さんからその他で何かございませんか。

高久委員。

高久委員 いじめ、体罰の問題で事後報告の学校があるという答弁をいただきました。事後報告が非常に私としては危機感を持っていると、報告というところで、事後報告をしている学校やクラスがあればリストをもらえませんか。

伊藤委員長 課長。

伴学校教育課長 あくまでも内部資料ということで、私ども各現場に入りまして、十分に聞き取りをしたり、確認をしながらやっております。

いいことであると思うんです、いじめがないと自信を持って言っているわけですので、実際にそういうふうにいじめがない、うちの学校はいじめがなかったんだとということで自信を持って言ってもらってもいいことですので、それは何ら問題はないかもしれませんが、あくまでも私どもはトータルの数は出しておりますが、1校1校の個別の案件につきましては、申しわけありませんが教育委員会内部資料という扱いをさせていただきたいと思います。

伊藤委員長 よろしいですか。

高久委員。

高久委員 やっぱり起きてしまっただけでは遅いという問題がついて回りますので、私も質問の中で言いましたが、毎年そういうのが数件、私たち

のところに来ます。教師との関係で他県に行かざるを得ないという問題も現実に私たちのところに相談が来ています。ありますんで、検討していただきたいという要望は出しておきたいと思います。

伊藤委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 学校教育課の皆さんからは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、学校教育課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで昼食のため午後1時から再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時57分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課の審査

伊藤委員長 生涯学習課についての審査を行います。生涯学習課については福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切りかえ審査を行います。

生涯学習課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては簡潔明瞭にお願い申し上げます。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

久保生涯学習課長 それでは、生涯学習課関係の補正予算についてご説明いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)補正予算執行計画書に基づいてご説明いたします。

資料のほうの9ページになります。

6款農林水産業費、こちらにつきましては厚崎公民館、高林公民館の施設の管理に係る予算で、農林水産業費のほうに計上があるものであります。

6款1項10目施設管理費、多目的研修センター管理運営事業、こちら厚崎公民館の所管の部分です。需用費の修繕料、自動発酵機修繕ということ、27万6,000円を計上したものです。こちらにつきましては、昭和58年の製造の機械で、みそづくり講座、あるいは公民館祭り等で使用するもので、温度のセンサーがついておりまして、一定の温度になるとセンサーが回りまして温度の調節ができるもので、経年劣化で修繕をするものであります。

続きまして、活力倍増センター管理運営事業、備品購入費で機械器具費、こちらは石油暖房機の更新であります。こちらは既存の機器が平成7年に設置したものでありまして、石油ボイラー式のものでありましたが、配管等に水漏れ、腐食が発生しまして、かなり古い機械ということで、部品の交換等は不可能ということで、新たなものに更新するものであります。こちらはFF式で短時間で暖まり、燃料費も節減になるもので27万7,000円を計上するものであります。

続きまして、資料の11ページお願いします。

10款教育費になります。

10款5項2目公民館費、初めに、とようら公民

館管理運営事業、備品購入費、機械器具費ということで、エアコンの更新ということであります。こちらにつきましては、平成11年に同所のエアコンを設置しまして、ここ数年、暖房、それから冷房等、効きが悪いということで、業者に見積もり等をお願いしまして、やはり古いということで部品の交換ができないということで、更新するものでありまして、今度は床置き式のパッケージ型の機器を導入するもので220万円の計上であります。学習室と事務室に設置するものであります。

続きまして、ハロープラザ管理運営事業、需用費の修繕料、外階段の修繕であります。こちらは多目的ホールの外側から入る階段が3カ所ほどありまして、モルタルの上にタイルが張ってある部分がはげて割れている状態になっております。そのためにそこを修繕しまして、修繕後はモルタルの厚さをちょっと厚くしまして、今度はタイルは割れるということもありますので、タイルはつけないで滑りどめの形状にするものであります。22万1,000円の計上です。

続きまして、10款5項3目文化振興費、文化財保護事業、需用費の光熱水費であります。こちらにつきましては、この光熱費はあんずの里、それから鍋掛イトヨの保護用の揚水ポンプの電気水道であります。特に、鍋掛揚水ポンプにつきましては、渇水期の電気料、ポンプの稼働がなかなか水の状態がわからないものですから、当初予算では不足が出ましたので、その部分を補正で計上したものです。17万2,000円です。

それから、10款5項5目図書館費です。

こちらにつきましては、報酬ということで非常勤職員の報酬、図書館協議会委員の報酬の3回分の増額で20万円です。

続きまして、旅費で費用弁償ということで、2万5,000円、こちらにつきましては、駅前図書館

の建設がある関係で、当初3回ほど会議を予定しておりましたが、回数が、協議会の委員さんの意見をもらうために会議を多く開くようになったものによりまして、3回分の増額の計上であります。

それから、需用費の修繕料です。こちらは西那須野図書館の図書館職員のほうの通用口のドアの修繕であります。取っ手の交換、それから溶接等、ドアの当たりの調整等で9万3,000円の計上であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 まず、9ページなんですけど、私全くわからなかったんですけども、公民館が農林水産業費のところに入っていて、これが厚崎公民館というのを、私聞くまでわからなかったんで、これはどうしてここに入っているのか、基本的なことなんですけれども、教えていただいてもいいですか。伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 まず、多目的研修センターは厚崎公民館のほうであります。活力倍增センターは高林公民館、このほかにも鍋掛コミュニティセンター、それから大山公民館の農村環境改善センター、こちらの施設の管理費につきましては、当初、農林水産省のほうの補助をもらった関係で、施設の所管が農林水産業費のほうに入っている関係で、施設の管理の部分、こちらは6款のほうで計上してありまして、事業のほう、講座とか、そういう部分については10款教育費のほうで計上してあるものでございます。

藤村委員 わかりました。

この厚崎公民館のほうの自動発酵機なんですけど、修理に27万6,000円ということなんですけど、ちょ

っと私どういうものかわからないんですけども、これは買えば幾らするものなんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 購入のほうは見積もりはとってありませんので、正式な金額はちょっと現状では不明です。

昭和58年製造で、製造番号が2番とかということで、神戸のほうで当初製造された機械だということに聞いておまして、なかなか業者さんも少ない機械のように聞いております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ちょっとどのぐらいの大きさで、どのぐらいの値段するものかちょっとわからなかったもので、例えば今は修理するより買ったほうが安いものとか、結構、ちまたでありますので、例えば補正を組んで修理したけれども、結局来年使わなくなって、また新しいのを買わなくてはならないような状態のものなのか、どういった考察を経て修理をすることになったのか、ちょっとお聞きしたかったんですけども。わからないということですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 購入のほうはちょっと検討していなかったものですから、その経緯は申しわけありませんけれども。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 実は公民館、私もちょっと行ってきました。大きさからしますと、幅が1m弱の長さが1mちょっとある大きな箱のものになっています。大体がステンレス製で中に大豆を発酵させるためのこうじをつくる機械なんですね。なかなか今、課長からも話があったように、一般的に出回っているような商品ではないという中で、厚崎公民館の館長にちょっと聞いたところ、メーカーさんに問い合わせをしたと、問い合わせをした中

で、特にサーモの部分、いわゆるファンで回して温度調節する部分がいかれてしまったということで、そのときの話ではなかなか購入するよりは、その部分を取りかえるだけで一応直せるというメーカーからの話があったので、今回は購入のほうは検討せず部品の交換ということで計上したというふうに聞いています。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あともう一点なんですけど、11ページの図書館管理運営事業なんですけれども、駅前図書館のための会議をとというご説明だったんですけども、それは駅前のあのプロジェクトの中の一環の予算とは別に、こちらのほうで補正を組まなくてはいけないものだったんですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 こちら図書館協議会というのがありまして、市で委嘱している委員さん、ボランティアの方とか、観光団体の方にお集まりいただいて、例年ですと図書館の運営についてお話しいただくところなんですけど、駅前図書館を建設することになりました関係で、既存の図書館との関係とか、その辺の意見をいただいて、現在うちのほうでつくっています基本構想のほうに反映させる形で意見を聞く回数をふやしたということで、こちらの図書館協議会の意見を聞くということで、協議会のほうの予算で増額するものです。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了

いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第64号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 それでは、ここで予算常任委員会(第二分科会)を決算審査特別委員会(第二分科会)の審査に切りかえます。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

久保生涯学習課長 それでは、認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

市政報告書に基づいてご説明いたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

市政報告書14ページからになります。

13款1項6目教育使用料、こちらにつきましては、社会教育施設の使用料ということで、それぞれの公民館、それから文化会館、三島ホール、那須野が原博物館の施設の使用料の部分であります。

続きまして、16ページになります。

16ページ、13款1項6目行政財産使用料、こちらにつきましては、旧稲村公民館の跡地、それから市有財産というのはハロープラザの入り口の部分の県道から入る右側の砂利敷きの部分でありま

して、公共工事用の資材置き場に民間業者に貸した部分の行政財産の使用料であります。

続きまして、23ページになります。

14款国庫支出金、2項5目教育費国庫補助金であります。社会教育費補助金として文化芸術振興費補助金ということで、地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業ということで95万9,000円の補助がありました。

それから、埋蔵文化財の発掘調査等の補助金ということで117万円、こちらは補助対象経費の2分の1の計上になっております。

続きまして、14款3項国庫委託金、4目教育費国庫委託金であります。社会教育費委託金ということで、社会教育活性化支援プログラム事業委託金ということで72万4,606円です。こちらは市民大学にいった部分の委託金であります。

続きまして、31ページになります。

15款の県支出金であります。

3項6目教育費県委託金で、人権教育研究推進事業県委託金ということで85万5,000円、それから青木邸、明治の森・黒磯の維持管理委託金ということで、賃金、それから委託料等で458万4,000円の委託金を上げております。

人権教育につきましては、謝金と消耗品等で稲村地区、それから黒磯北中、東那須野地区で実施した事業に充てております。

32ページ、33ページになります。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入ということで、不動産等貸付収入、こちらにつきましては自動販売機設置貸付料、こちらは厚崎公民館の部分で15万4,200円、それから黒磯文化会館の部分が39万2,200円の収入がありました。

続きまして、2項2目物品売払収入、こちらにつきましては塩原公民館の公用車の買いかえにおきまして、古い下に出す車につきまして業者さん

に、一般的には下取りなんですけれども、売り払いということで10万8,000円の金額で今まで乗っていた車が売却できたものの収入であります。

それから、35ページになります。

17款寄附金、1項4目教育費寄附金、こちらにつきましても大田原信用金庫のほうから図書を購入に充てていただきたいということで、平成19年から寄附金をいただいているもので、20年度以降は毎年50万ずつの寄附をいただいているものであります。

それから、41ページになります。

20款諸収入、4項4目雑入、こちらは農林水産業費の雑入でありまして、多目的研修センター、こちらは厚崎公民館の部分で、自動販売機の電気料、それから光熱水費の使用実費、それから高林公民館の活力倍增センターの公衆電話費用、それから農村環境改善センター、こちらは大山公民館の自動販売機の電気料の収入がそれぞれございました。

それから、42ページになります。

教育費雑入ということで、雇用保険個人負担金ということで、こちらは臨時職員、社会教育指導員等の雇用保険の負担金であります。

続きまして、43ページ、公民館公衆電話料、こちらにつきましても、各公民館の一般利用者からの公衆電話料です。

それから、続きまして公民館コピー使用料、こちらにつきましても利用者からのコピーの使用料であります。

それから、それ以降につきましても、公民館の資料売却代、それからいきいきふれあいセンターの自販機の電気料、公衆電話料、それからコピー料であります。

続きまして、図書館の自動販売機の出店料、それから文化会館の公衆電話料、自動販売機の電気

料、それから博物館の電気料になります。それから、博物館の出版物の売却代41万2,500円ほどになります。それから、文化財関係の資料の売却代。

それから、自治総合センターの一般コミュニティ助成金ということで500万円の収入があります。こちらについては2つのコミュニティに250万円ずつの補助を受けたもので、自治宝くじによる収益からの補助金であります。

それから、教育事業の入場料で、こちらにつきましても文化芸術創造発信イニシアチブ事業からの入場料であります。

それから、那須野が原ハーモニーホールの管理運営費負担金の返還金ということで728万6,090円ということで、こちらは決算に基づく返還金であります。

それ以降は公民館自動販売機の電気料が5つの公民館で収入として入っております。

続きまして、歳出のほうに移ります。

市政報告書の194ページ農林水産業費からになります。

6款1項10目施設管理費、多目的研修センター管理運営事業になります。

こちらは厚崎公民館の施設の管理の部分であります。施設管理のほうでまず需用費の消耗品費で施設管理用消耗品ということで33万4,908円ということで、前年度からは倍の金額となっておりますが、こちらにつきましても試食研修室用のいすを購入したもので増額となっております。

それから、委託料につきましても、高木の枝おろし等の業務の委託が新たに発生したことで19万2,240円ほど支出がありまして、昨年より28万近くの増額となっております。

それから、工事請負費につきましても、25年度には屋根の防水改修等がありまして300万ほど出しましたが、その部分、大きな工事は大研修室の空

調の交換が218万ほどでありましたので、昨年よりは60万ほど減額となっております。

続きまして、やはり6款に計上があります鍋掛地域コミュニティセンターの管理運営事業であります。

初めに、需用費の消耗品費で、こちらにつきましても25年度からは4倍ほどふえておりますが、こちらは消火器の更新を行った関係でふえております。

続きまして、196ページ、活力倍増センター管理運営事業であります。

こちらにつきましても、高林公民館の施設管理の部分の費用であります。

修繕料の中で、非常用照明器具の交換ということで95万400円、こちらは多目的ホールの部分天井が高い関係で足場を組んだりする関係で金額が大きく出ておまして、非常用照明器具の交換につきましても、このほかの公民館でも、黒磯公民館、それから大山公民館、ハロープラザ、西那須野公民館、狩野公民館と6館で同様の照明器具の交換を行っております。

それから、委託料ですが、警備業務、こちらにつきましても昨年度より金額がふえておりますが、こちらは平日の時間の増加と、今までの警備のやり方が若干変わって、以前は夜間だけという警備であったんですが、鍵をかけて次開けるまでの時間ずっと警備がかかるようにした関係で金額がふえております。

続きまして196ページ、農村環境改善センター管理運営事業であります。こちらは大山公民館の施設の管理のほうの費用であります。

こちらにつきましても修繕料で非常用照明の修繕ということで33万720円ということで支出しております。

それから、委託料につきましても高所の清掃業

務ということで、新たに発生したものがあまして、こちらが7万円弱ほど増加になっております。

続きまして、288ページ、10款のほうに移ります。

10款5項1目生涯学習振興費、20事業の生涯学習推進事業であります。

旅費の部分で費用弁償等普通旅費につきましても、社会教育活性化支援プログラム事業の事例発表ということで、大分のほうへ、おおいた学びの輪ということで出張いたしました分が前年より大きくふえております。こちらは市民大学の授業の事例発表であります。

それから需用費の消耗品費でAED用の電極パッドということで、こちらは公民館等のAEDの機器については生涯学習課のほうで予算を計上して交換をしているというものであります。

それから、印刷製本費につきましても、マナビィ・ボックス、それから生涯学習案内等の印刷製本費で、こちらが30万円ほど増額となっております。発行部数の増加等によるものであります。

続きまして、289ページになります。

委託料のほうで公民館の定期点検業務ということで16カ所の公民館で実施いたしました。203万400円の委託料の支出がありました。

それから、なすしおばらまなび博覧会ということで、車両の誘導警備業務を新たに委託しました関係で9万7,200円、それから使用料及び賃借料でこちらも那須塩原まなび博覧会のテント、机、いす、パネル等の機材のリースということで203万400円の支出がありました。

それから、借り上げ料、こちらも那須塩原まなび博覧会関係のシャトルバス、それから会場の利用料ということで合わせまして29万6,811円の支出がありました。

負担金の中で防火管理者資格取得講習会、こち

らにつきましては、公民館長等の資格取得、あるいは資格の更新について、生涯学習課のほうで一括して計上している負担金であります。

それから、市民大学とマナビィ・ボックスの実績、それから発行部数等は表のとおりでございます。

次に行きまして、289ページになります。

家庭教育支援事業になります。旅費の費用弁償につきましては、研修参加費の旅費ということで、家庭教育オピニオンリーダー研修に行っていた方に旅費を支出した関係で25年度よりは増額となっております。

それから、家庭教育支援事業の実績については表のとおりでございます。

続きまして、290ページ、田舎ランド鳴内の管理運営事業であります。

290ページのところの修繕料であります。田舎ランド鳴内、学校廃校後、このような形で活用しているところなんです。施設の経年劣化等によりまして、いろいろな部分で修繕、あるいは交換の必要が出てきた関係で、昨年よりは3倍近くの修繕料となっております。

田舎ランド鳴内の利用状況も291ページの表のとおりでございます。

続きまして、291ページのコミュニティ活動費であります。こちらにつきましては、歳入のほうでご説明いたしました自治総合センター一般コミュニティ助成事業ということで、塩原温泉コミュニティ、それから関谷下田野地区コミュニティづくり推進協議会に250万円ずつの備品等の購入の費用として支出をしております。補助金で入った部分の支出に充てております。

それから、コミュニティ運営補助金ということで、こちらの各地区のコミュニティ推進協議会、あるいは運営協議会のほうに補助金のほうを出し

ております。こちらは基礎額と世代割等で算出した金額となっております。

続きまして、291ページ、10款5項2目公民館費であります。

初めに、黒磯公民館管理運営事業であります。まず、報酬の中で非常勤職員報酬、こちらの公民館運営審議会委員の報酬につきましては、一括して黒磯公民館のほうに計上となっております。

利用状況については表のとおりでございます。

続きまして292ページ、いきいきふれあいセンター管理運営事業であります。こちらにつきましては、いきいきふれあいセンター全体の施設管理の部分の費用であります。昨年度から比べまして修繕料が減額となっておりますが、こちら25年度に大きな修繕等を行った関係で、そちらがなかったので81万6,000円という金額であります。

それから、手数料ですが、こちらにつきましても25年度から30万近く減額となっておりますが、こちらは建物の診断業務がなくなったことによる減であります。

委託料につきましても、25年度に実施が臨時的にありました電話交換システムとか、多目的ホールの天井照明、こちらの修繕がなかったことによって大きく金額のほうに400万近く減っております。

続きまして、293ページ、厚崎公民館管理運営事業であります。厚崎公民館については、印刷製本費の中で地域の皆さんに配るあいさつ運動のカレンダーの印刷が3,500部ほど実施して、5万8,000円ほどの支出がございました。

それから、委託料の中で運動会放送設備設置操作業務ということで、新たに委託をした案件で3万円ほど増額、新た委託ということで増加となっております。

続きまして、294ページ、稲村公民館でありま

す。稲村公民館につきましては、賃金、こちらにつきまして25年度までは臨時職員が配置になっておりましたが、26年度は市の職員の再任用職員の配置がありまして、臨時職員の賃金の支出はございませんでした。

それから、295ページの修繕料、稲村公民館、新築したばかりということなのですが、駐車場の修繕ということで、車どめが割れたということと、押しこみ式のポール、車どめのポールですね。それが曲がったことによる修繕で11万8,800円ほど支出しております。

それから、295ページ、備品購入費で附帯事務費ということで、軽ワゴン車を買いかえをした関係で88万円の支出がございました。

続きまして、296ページ、とようら公民館管理運営事業になります。こちらにつきましては、297ページの工事請負費、こちらなのですが、空調設備の更新ということで、先ほど、今回の補正のほうで計上いたしました部分の別な部屋の部分を3月に予備費対応で修繕したものであります。こちらは研修室2部屋の金額で186万8,400円となっております。予算科目がちょっと今回の補正とは違うんですが、今回についてはまるっきり交換ということで、既存のものを直すということではないので、工事請負費より新たなものを購入するというので備品ということで計上して、財政課からの指示で計上したものであります。

続きまして、297ページ、鍋掛公民館管理運営事業、こちらは鍋掛公民館の事業の部分の支出でございます。

こちらにつきましても備品購入費で新たに折りたたみいすの台車ということで1台、3万6,500円で購入しております。

続きまして、298ページ、東那須野公民館管理運営事業、こちらにつきましては印刷製本費の中

で、高齢者学級の文集、こちらを外部印刷に出したための印刷製本費の増加になっております。

それから、修繕料につきましては、調理室ガス調整機の修繕、プロジェクターの修理等のものが発生した関係で増額となっております。

それから、委託料で設計測量管理委託料ということで104万4,000円、こちらは現在整備しております駐車場の測量設計業務であります。

それから、借り上げ料300ページ、こちらは仮設トイレにつきましては、熊川の源流を訪ねてを実施したときの仮設トイレの部分で3万8,880円の借り上げ料が発生しております。

それから、公有財産購入費で土地購入費、公民館用地ということで369万8,710円となっております。こちらについては2筆、東那須野公民館の南側の部分の一部と、山車の倉庫がある部分の一部を2筆購入したものの費用であります。

続きまして、高林公民館300ページになります。経常的な支出であります。

続きまして、301ページ、西那須野公民館管理運営事業であります。需用費の消耗品費であります。昨年より15万ほど増額となっております。こちらは公民館祭りの40周年記念というようなことで、記念事業ということと、あと玄関のダウンライトの球の費用の分が増額となっております。

続きまして、304ページ、南公民館の管理運営事業であります。こちらにつきましては、修繕料の中で昨年度、25年度に高額な修繕があったんですが、26年度は誘導灯の器具の修繕等が大きな金額ぐらいで、あとは細かな修繕だけでありました。

それから、306ページになります。

西公民館の管理運営事業であります。工事請負費ですが、グラウンド整地工事ということで43万2,000円の支出がありました。25年度については郷土芸能練習棟の外壁塗装工事等の関係で金額が

300万ほどありましたが、そちらがグラウンドの整地工事のみで43万2,000円の支出でありました。

307ページ三島公民館管理運営事業であります。

こちらにつきましても修繕料は254万ほどでありまして、前年度より50万弱減っております。こちらでも大規模な修繕等がなかったということと、あとは経年劣化によるそれぞれの修繕交換等であります。

続きまして、310ページ、ハロープラザ管理運営事業の修繕料であります。

こちらについては、前に説明しました非常灯の改修、それから照明器具、バッテリー等、それから空調の不良箇所、それから指摘を受けていた高圧線の引き込みの改修、こちらでも建設後20年ということで大きな金額の支出があり、前年度より130万ほど多く支出しております。

それから、311ページ、箒根公民館の管理運営事業であります。

委託料の中で物置解体撤去ということで、こちらは昨年春先の強風で事務室裏側にありました、ちょっと離れた棟になっておりました物置が強風で壊れた関係で、今後、使用の予定がないので撤去したものであります。

続きまして、312ページ、自治公民館振興事業であります。

こちらは自治公民館の修繕、それから新築、バリアフリー化に各自治会の公民館のほうへ修繕の費用を補助金として出したものであります。

こちらにつきましても、26年度は寺子の自治公民館の新築のみということで、25年度は新築が3件あった関係で金額も大きく減少となっております。

それから、続きまして313ページになります。文化振興費になります。

313ページの補助金の中で、社会教育活動振興

ということで、塩原温泉祭りおはやし保存会に新たに補助金のほうが出ております。

続きまして、313ページ、文化財保護事業です。

委託料で那須疎水第二取水口隧道の測量業務ということで、こちらは未調査であった部分の設計測量管理委託料で800万円ほどを支出しております。

それから、314ページ、同じ委託料で遺跡の分布調査業務ということで、こちらは国庫補助を受けての事業であります。581万9,040円で、こちらは26年度からの3カ年の事業となっております。

それから、工事請負費で赤田山の崩落防止工事と擬木柵の設置工事ということで1,200万ほどの支出がありました。

それから、旧津久井家住宅のカヤぶきの屋根のカヤのふきかえ工事ということで1,170万ほどの支出がございました。

続きまして、315ページになります。図書館管理運営事業でございます。

修繕料につきましては、黒磯図書館、西那須野図書館でそれぞれ経年劣化による修繕箇所の発生で修理したものでございます。

それから、316ページの工事請負費の中で、西那須野図書館の雨漏り修繕ということで308万8,800円の支出を行いました。

それから、負担金ということで、指定管理料の追加経費ということで、消費税増税分の負担金ということで378万円の支出がございました。

それから、316ページの黒磯文化会館管理運営事業であります。

黒磯文化会館についても、昭和56年の開館ということで、経年劣化による修繕等を計画的に実施しているものであります。

続きまして、317ページ、黒磯文化会館の整備事業ということで、工事請負費で大ホールの舞台

吊物機構の改修工事ということで9,180万の支出がありました。

それから、317ページ、三島ホール管理運営事業であります。

こちらにつきましては、工事請負費で舞台袖にモニターを新たに設置した関係で69万5,840円の設置工事を行ったところです。

続きまして、317ページ、ハーモニーホール管理運営事業になります。

負担金の施設修繕工事費であります。3,949万3,440円、こちらにつきましては大田原市との負担割合60%と、那須塩原市40%ということで、那須塩原市のほうで3,900万ほどの修繕工事のお金の負担をしております。

続きまして、318ページ、博物館管理運営事業、こちらにつきましては、賃金、臨時学芸職員ということで、現代美術担当の職員が1名増加したための増額となっております。

続きまして、319ページ、委託料につきましては、博物館、黒磯郷土館、日新の館、それから関谷郷土資料館のことで開館業務、あるいは機械警備等の委託で長期継続の委託料になっております。

それから、320ページになります。

備品購入費で庁用器具費の中で拡声器ということで、こちらは学校案内ボランティアの拡声器を購入しております。

続きまして、320ページ、委託料で博物館の資料収集調査のほうの委託料であります。彫刻作品ブロンズ化業務ということで118万8,000円、こちらにつきましては、南庄作さんの作品のブロンズ化の支出であります。

それから、321ページになります。博物館教育普及事業、印刷製本費であります。こちらは企画展の開催するかどうか、あるいは常設展のリニューアルに伴う各リーフレット等の更新で増額とな

っております。

続きまして、321ページ、委託料ですが、企画展の回数の増、あるいは資料運搬、監視、夜間警備等の経費の増で増額となっているところです。

それから、続きまして322ページ、青少年センター運営事業であります。

負担金の中で全国青少年補導センター連絡協議会ということで、こちらが栃木県大会があった関係で6万2,500円ほど増額となっております。

続きまして、323ページですね。

青少年健全育成事業であります。役務費の通信運搬費の中で、成人式案内はがき郵送料ということで、26年度から新たに計上した関係で丸々増加という形になっております。

それから、323ページ交付金ですが、姉妹都市交流事業ちびっこふるさと探検隊、こちらにつきましては、26年度は那須塩原市開催ということで、25年度よりは18万2,000円ほど増額となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。
伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 いっぱいあるんですけども、大丈夫ですか。

伊藤委員長 休憩入れますか。

はい、わかりました。

すみません。途中でですが休憩を入れたいと思います。今ちょうど2時ですので、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 まず196ページの活力倍増センター管理運営事業、高林公民館の警備業務というものなんですけれども、通常、公民館で警備業務というのは行なっているんですか、どこでも。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 カードとか通して開け閉めするのは、業者はいろいろありますけれども、大体セコムが入っておりまして、今までは時間を設定して警備をお願いしていたみたいなんですけど、鍵をかけたときから次開けるときまでということと時間が長くなったということと、平日の部分の時間が長くなったということと、前年度よりは金額が多くなったというふうに思います。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 どこでもやっているのかどうかをお聞かせください。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 どこの公民館もやっておりません。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 今すぐ出てこなかったんですけども、博物館の警備の金額よりもこっちのほうが高いような気がしたんですけども、この値段というのは、単に時間ということなんです。そこまでの重要性というのがちょっと公民館だと、博物館のほうが低い重要性で警備をしているというのがちょっと理解できなかったんですけども。

博物館が、321が夜間警備業務が21万円で、今度は196の公民館が28万5,000円ですよね。公民館が高いんですね、警備費用。

伊藤委員長 319ページの博物館の委託料のどこ

ろですか。

藤村委員 321ページの下から9行目に夜間警備業務。ここだけなんです。

伊藤委員長 係長。

小池文化振興係長 これにつきましては、美術関係の作品を展示をしたという形で、対外的な部分も含めまして、特別に夜間の巡回をしたという形です。

藤村委員 人が。

小池文化振興係長 はい、人の巡回の金額になります。

ちなみに、319ページの委託料の上段からちょっと下がったところで機械警備業務委託で51万8,400円。あと黒磯郷土館、日新の館、関谷郷土資料館という形で機械警備のほうは10万ちょっとという形で入っております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 機械警備業務というのが、今おっしゃっていたセコムに当たるものになるんですか。

じゃ、公民館はどこでもやっているということで、わかりました。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 どこも公民館もやって委託しているということなんですけれども、決算の中で項目計上はされていないようなんですが、どこにあるんですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 各公民館によって表記の仕方がばらばらで大変申しわけないんですけども。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 まず、303ページをお開きください。

303ページ、狩野公民館委託料は施設警備業務25万9,200円が計上されておりますが、南公民館は計上されていないので、どこに含まれているか。西公民館があるのかな。

〔「表現がばらばらになっている」と言う人あり〕

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 来年度から、もし全公民館やっているようであれば、同じような項目分けにしたほうがよろしいかと思しますので、ご提案させていただきます。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 表現がばらばらなものにつきましては、来年の市政報告書のほうで統一した形で記載するように改めたいと思います。よろしくをお願いします。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 314から315ページにかけて、無形民俗文化財についての活動補助金があるんですけども、この後ろのほうに農具更新補助金というのが5万円と3万円2つ、三本木と上塩原に出ていますが、これは何か定期的にあげているのか、申告に基づいてあげているものなのか教えてください。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 こちらにつきましては、それぞれの保存会等から、工芸備品を修繕したいというような申し出を受けて、定期的には計上して補助しているものであります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 たまたま議会報告会で意見交換会をやったときに、ちょっとどこの方だったのか、私ちょっと記憶していないんですけども、補助金が減ったとか少なくて大変だとおっしゃった方がいらしたので、道具なんかも古くなって修繕が必要ですかとおっしゃっていたような記憶がありましたので、ちょっとこういった形でこういうのが出されているのかお聞きしたかったんですけども、それはわかりました。

あと、東那須野公民館の、これは299ページで

測量設計をやっていて、300ページには土地購入費ということで書いてあるんですけども、これには、例えば、あそこちょっと入り口がわかりづらいので、わかりやすくするような、そういうようなものは含まれているのかどうかというのをお聞きしたかったんですが。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 こちらの公有財産購入費のこの土地につきましては、既にもうできている公民館の敷地の一番南側の部分、堀寄りの部分と、山車の倉庫がある部分の2筆の購入でありまして、駐車場の測量設計のほうは、現在今工事をしていくところの設計測量の部分の支出であります。こっちのほうは、もう既にできている舗装になっている部分の一部がまだ民地として残っていたので、それを購入したものであります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 そうすると、新たにあそこはまた駐車場にきれいに整備して、それに関してはまた別に何か予算が出るということなんですか、今後。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 今年度予算で現在工事中であります。

藤村委員 わかりました。

そこに含まれているかどうかを聞けばよかったですね。じゃ、ここには関係ないということで、わかりました。

あとは、その他で聞きます。

伊藤委員長 ほかに質疑は。

磯飛委員。

磯飛委員 まず43ページ、歳入のほうなんですけど、自治総合センター一般コミュニティ助成金500万円の雑入があったわけですが、これが関谷とあと1カ所、250万ずつ2カ所に補助として出しているんですが、これは各公民館、順番でこういうふ

うに回って補助金を出している内容、事業なんですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 輪番はあるんですが、26年度当たりから補助の件数、以前はもっと4団体とかももらっていたところなんですが、今2団体に減ってしまったという関係で、順番も若干ずれております。

コミュニティ連絡協議会のほうで、各コミュニティから申請をいただいて、そこで調整をしているもので、最近新しいコミュニティが幾つかできていますので、その辺も優先的という部分も加味しながら順番を決定しているところです。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると申請をしない公民館は、その順番からその年度は外れるという解釈でよろしいんですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 うちのほうで、全体の事務局を持っているんですが、各コミュニティのほうに申請のお話をして、必ずしも全部250万ずつ申請することではないので、場合によっては125万という場合もありますので、何年か前に補助をもらって、ある程度備品の整備ができていたというコミュニティもありますので、投げかけは全部のコミュニティにしております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ということは、何か事業をやるとか、備品整備をするとか、そういった内容が伴わないで、ただくださいよということではなく、事業内容、あるいは整備内容もつけ加えて申請することですね。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 基本的には備品に充てておまして、運営費については市からの補助金になる。

あるいは、各コミュニティの会費等で賄っていたいております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 次に、291ページに、一番先に黒磯公民館管理運営事業というのがありますが、あと黒磯地区の公民館全てに計上されているんですが、公民館運営協力員謝礼、これ西那須野地区、塩原地区の公民館にはこういったものなんですが、まず、この黒磯地区公民館にある協力員、これはどういった業務をなされているんですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 公民館運営協力員謝礼と、こちらは金額的には年額で1万5,000円ほど出ております。

公民館の事業運営ですね。あと黒磯地区ですと、運動会ですとか球技大会とか、そういうところに協力いただいている方々、自治会長さんとか公民館長さんへの支出であります。

議員おっしゃられるように、西那須野地区と塩原地区には、こういうのはありません。合併前から続いているもので、なかなか調整がつかないということは、正直なところであります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 西那須野地区、塩原地区公民館にはこういった協力員がいなくても各種事業が展開されているわけなんですけれども、今の課長の説明で、なかなか調整がつかないという難しい部分もあるのかと思いますが、もう合併して10年になっているので、費用がかかることは、1万5,000円とはいえども、出ている地区、出していない地区があるということは、ちょっと公平性にかかわる問題なので、もう10年が過ぎたので、そろそろ調整というご努力も必要かと思えます。

もう一点。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 319ページの博物館費の中で、下段のほうに閉谷郷土資料館という項目がありますが、会館業務、警備業務等々ありますが、大変私も勉強不足なのですが、郷土資料館って、業務の内容はどんなものをやっておられるんですか。

伊藤委員長 係長。

小池文化振興係長 博物館におきましては、ここに書いてありますように、黒磯郷土館、日新の館、閉谷郷土資料館が附属施設という形で、これは合併前の塩原町の郷土資料館を受け継いだという形になります。

基本的には、展示と収蔵というような形で、閉谷郷土資料館の場合は、昔の民家ではなくて新しくつくられた昔風の民家と、そういう中に街道次ということになりまして、そういう建物を建てたんですけれども、その中で展示活動といいますが、展示を行う。

あと、あわせてあそこは収蔵庫がないものから、収蔵も兼ねるといような形で活動もなっております。そのための管理業務関係の予算となっております。

以上です。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今の展示の事業とか、そういう各種事業をやって、郷土資料館の事業があったときの来館者数というのは把握しておりますか。

伊藤委員長 係長。

小池文化振興係長 昨年度、閉谷郷土資料館の来館者が9,277人になっております。これはちなみに、カウントをかけています。上のほうでセンサーで見えていますので、それで行って入ってで2になってしまいますから、それを1にするというように形で2分の1で計算をした数字になっております。ですので、ちょっと何回か入ってしまうという可能性もあることはあるんですが、閉谷の場

合、どうしてもあそこのテプロがなくなった関係も含めまして、大きく減少傾向にあります。ちなみに、22年度におきましては、3万4,734人はいったんですが、今はちょっと状況的には大分低下している状況になっております。

磯飛委員 わかりました。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

それでは、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第1号は全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

藤村委員。

藤村委員 (いきいきふれあいセンターの砂利駐車場の改善について)

伊藤委員長 それでは、執行部のほうから何かございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時35分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ振興課の審査

伊藤委員長 それでは、スポーツ振興課について審査を行います。スポーツ振興課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

スポーツ振興課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔、明瞭をお願い申し上げます。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 平成27年度9月補正につきまして、スポーツ振興課のご説明をさせていただきます。

資料、補正予算の執行計画書11ページをごらんください。11ページの真ん中から下になります。

10款教育費、6項2目体育施設費の青木サッカー場整備事業、こちらの委託料ですが、設計測量管理委託料につきましては、2件ございます。まず1件が現在工事中の青木のサッカー場、そちらの新しい管理棟の入り口の駐車場、こちらと、進入の道路に大きな高低差が生じてしまいました。そのために車の進入が困難となることから、駐車場の入り口にスロープを設ける必要がありますので、舗装工事の設計を行うものでございます。

そして、もう1件でございます。サッカーグラウンドDグラウンド、現在3つのグラウンドがございますが、今後4番目のサッカーグラウンドを設計してまいります。こちらの準備を行っておりますが、労務費等の単価の上昇から、当初予算では不足が生じていることから、事業のほうの補正を行うもので、先ほどの設計と合わせて120万の補正をお願いするものでございます。

続きまして、にしなすの運動公園管理運営事業です。こちらは、にしなすの運動公園の事務室のエアコンが壊れております。1つが天井のエアコンの修繕を行うもので32万4,000円、そして、もう一つが事務室の壁かけ用のエアコンです。こちらは備品としての対応なんです。こちらにつきまして2台のエアコンを購入するための補正でございます。26万5,000円、合わせて58万9,000円をお願いするものです。

続きまして、三島体育センターの管理運営事業、こちらですが、武道館の隣に弓道場というものがございます。この弓道の矢を放った際に、得点というものがございまして、その得点を確認するための得点板を操作する部屋があるんですね。矢の先に。その得点板を操作する部屋のほうに矢が時々曲がって飛んでいっちゃうことがありまして、

大変危険であるという要求がございまして、安全のための対策を講じるものでございます。

また、もう一つが現在の体育館の事務室の入り口の自動ドアが壊れておりまして、そちらのほうを修繕するものでございます。こちらについては50万6,000円の補正を行うものです。

最後に、塩原B & G海洋センター管理運営事業でございますが、海洋センターの建物の後ろに浄化槽のふたと枠がございまして、これが古くなって腐食して落下するおそれがございます。こちらが非常に危険になってございますので、こちらの修繕ということで19万3,000円の補正をお願いするものです。

以上、4つの事業につきましてご審議をいただき、ご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 今ご説明がありました駐車場の入り口のスロープの工事設計業務とDグラウンドの設計業務の、この費用の内訳を伺ってもよろしいでしょうか。

伊藤委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 こちらにつきましては、2つの事業を合わせて予算の査定が行われましたが、私どものほうで、設計上は50万7,000円のスロープの設計、そして81万のグラウンドの設計整備ということで、査定予算上は組ませていただいております。最終的に査定結果として両方合わせて120万ということでの対応ということでの財政査定になったわけでございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第64号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

伊藤委員長 それでは、ここで予算常任委員会(第二分科会)を決算審査特別委員会(第二分科会)に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 それでは、一般会計決算についてご説明を申し上げます。

市政報告書の10ページをお開きください。

歳入でございます。

10ページ、12款分担金及び負担金、1項3目教育費負担金、こちらの4つ目の枠でございます保健体育費負担金につきましては、黒磯南高校のグラウンド使用の夜間照明の利用負担金となっております。昨年度は93日のご利用、1,401名の利用がございました。

続きまして、14ページをお開きください。

14ページの中ごろになります。こちらの14ページの中段から16ページにかけましてでございます。こちら1項6目教育使用料、保健体育施設使用料でございます。こちらにつきましては、前年に対して473万3,274円増の3,240万7,433円となっております。こちらの使用料については、黒磯地区のくろいそ運動場、那珂川河畔公園、また青木のサッカー場で13の施設の使用料、また西那須野地区におかれましては、にしなすの運動公園、三島体育センターの8施設、塩原地区においては、塩原運動公園、B & G海洋センター、関谷南公園、7施設の施設利用使用料と、市内の学校のグラウンドの夜間使用料でございます。こちらについては、各施設の管理運営事業のほうに充当しております。

続きまして、22ページをお開きください。

22ページ、枠で言うと2段目の枠でございます。

14款国庫支出金、2項1目土木費国庫補助金、都市計画費補助金、平成25年度の繰り越しでございます。

こちらの社会資本整備総合交付金の、下の段です。ね、公園のほうの2,600万につきましては、にしなすの運動公園の整備事業で行いましたジョギングコース及び多目的運動広場の更新工事を行った際の交付金でございます。にしなすの運動公園の整備のほうに充当してございます。

次に、33ページをお開きください。

33ページ、上から4段目になります16款の財産収入、1項1目財産貸付収入でございます。こちら、くろいそ運動場、その次に青木サッカー場、にしなすの運動公園、三島体育センター、関谷南公園でございますが、こちらの自動販売機の設置の貸付料でございます。全部の施設に27台が設置してございます。合計628万6,328円の収入がございました。こちらにつきましても、各施設の管理

運営費のほうに充当してございます。

次に、43ページをお開きください。

43ページは20款諸収入、4項4目雑入でございます。こちらで交付金をご説明申し上げますと、下から5行目にスポーツ振興くじ助成金600万とございます。こちらにつきましては、この後歳出でご説明申し上げますが、くろいそ運動場に設置しましたバスケットボールのゴール、こちらの購入に対する宝くじ助成金でございます。

次のページ、44ページでございます。

44ページのちょうど2段目の枠、教育費雑入、平成25年度繰越分です。こちらにつきましては、スポーツ振興くじ助成金3,360万円でございますが、こちらにつきましては、くろいそ運動場の工事で行いました第一テニスコート、これ8面ですね。こちらに対するコートの宝くじ助成金となっております。

次に、歳出についてご説明させていただきたいと思っております。

歳出につきましては、323ページをお開きください。323ページ後段のほうになります。

10款教育費の6項1目体育振興費スポーツ振興事業、20事業ですね。こちらにつきましては、前年度に対して233万7,863円減額の2,490万5,600円となっております。

報酬につきましては、スポーツ推進委員46名の方の報酬でございます。昨年は54回の事業を行いましたの延べ677名の方が参加してございます。

次のスポーツ推進審議会報酬というものでございますが、こちらはスポーツ基本法31条に基づく審議会でございます。9名の委員で構成されております。内容的には地方スポーツの推進計画、また事業事項の審議をさせていただいております。

次の報奨金でございます。激励費につきましては、スポーツの国際大会、あとは全国、関東大会

に出場する際に支給いたすものでございます。昨年は延べ574名の方に765万円を支給させていただきました。また特別激励費ということで、全国高校駅伝大会に出場した那須拓陽高校に100万円を渡させていただきました。

次に、324ページ、こちらのちょうど真ん中ぐらいいになります負担金補助及び交付金の補助金につきましてご説明申し上げます。

補助金、2014関東学生トライアスロン事業、こちらは毎年戸田の調整池周辺で行われておりまして、ことしは333名の出場がございました。こちらの大会に150万、また、第9回的那須塩原ハーフマラソン、これは本市のスポーツの最大イベントでございます。こちらには、3,045名のエントリーがございました。県外からもたくさん多くの方が参加をしておりますが、こちらの大会に650万の補助を行っております。

なお、スポーツ事業実績、その後の実績については、記載のとおりでございます。ご確認ください。

次のページ、325ページになります。

上から10行目になりますが、2つ目の枠です。スポーツ団体育成事業、30事業ですね。こちらでございます。補助金につきましては、32団体3,742名の方が加入する那須塩原市の体育協会に1,314万6,000円、そして105の団体2,893名が加盟する那須塩原スポーツ少年団に対して、915万7,000円が交付されております。

次に、6項の2目体育施設費でございます。体育施設費の体育施設管理運営事業については、多くのスポーツ施設については、指定管理が管理を行っておりますが、一部の施設については、スポーツ振興課が直接管理するものがございます。そちらの関係の予算として477万6,110円となっております。内容につきましては、前年と同様の

内容になってございます。

続きまして、326ページをお開きください。

こちらにつきましては、那須塩原市の体育施設の利用状況が載っております。

全体的に見ると、いろいろあるんですが、特に青木のサッカー場の整備、また、にしなすの運動公園のプールの改修が終わりましたので、その関係で多くの方の利用がふえております。昨年度に比べて、2万7,017名の増となっております。

次に、その下の段になります。

くろいそ運動場管理事業です。こちらについては、2,271万4,595円増の6,882万4,550円という結果になってございます。主な事業については、次の327ページからございますが、大きいものとしては、運動公園の指定管理の委託料でございます。そのほかに工事の請負として、武道館の屋根が前年度の大雪のため雨漏りが発生してしまいましたので、こちらのほうの修繕を行いました。また、トレーニングルームの環境をよくするためのエアコンの設置工事を行いました。

備品購入費の中で、6行目になります、バスケットボールスプリングゴールと950万4,000円でございます。こちらにつきましては、歳入で申し上げたように、t o t oの助成金の対象となっております。600万の助成を受けてございます。

次に、くろいそ運動場整備事業でございます。こちらについては2,118万2,002円の増となっております。6,343万4,502円の決算でございますが、こちらにつきましては、工事請負費としては、テニスコートのスタンドの改修。テニスコートは42年が経過しており、相当劣化が激しいことから、改修を行ったものです。また、前年の8面の人工芝の改修工事に引き続きまして、第二テニスコート4面の人工芝の新設工事を行いました。こちらの完成後は、8月の国体の関東予選や9月のねん

りんピックということで、お天気は悪かったんですが、雨の中でも大会が行うことができるなど、大変コートについては評判がよかったというふうに聞いてございます。

次に、くろいそ運動場整備事業、平成25年度の繰り越し分でございます。こちらについては、第一テニスコートの人工芝の新設の繰り越しでございます。4,140万6,400円となっております。

続きまして、那珂川河畔公園プールの管理運営事業につきましては、主に指定管理の委託料でございます。内容的には昨年度と同様でございます。

続きまして、次の328ページ、そちらをごらんください。

那珂川河畔運動公園の管理運営事業。こちらにつきましても前年度と同様の内容になってございます。

続きまして、青木サッカー場の管理運営事業。こちらについても同様に、昨年度と同様の内容、また経常的な経費になってございます。

次に、青木サッカー場の整備事業、55事業でございます。こちらにつきまして、昨年度に対して2億402万1,330円減額の4億2,096万4,000円でございますが、前年度は人工芝のサッカー場の大きい工事がございましたので、大きく減額しました。工事の内容については、前年度整備したサッカー場の周辺整備の工事、また、第二駐車場、300台の駐車場を整備いたしました。こちらの整備、フェンス等の工事を行いました。

次に、西那須野運動公園管理運営事業については、前年度同様の内容になってございます。

失礼いたしました。西那須野運動管理運営事業については、前年度に対して571万420円減の8,928万8,794円の決算でございます。

次の329ページをお開きください。

主な内容としては、委託料としての指定管理料

のほかに、工事請負費としまして、社会資本総合交付金事業として行いましたジョギングコース及び多目的運動場の更新工事でございます。

ジョギングコースは682mのコースでございます。こちらは足元に負担がかからないウッドチップを敷き詰めた工法でございます。膝に優しいつくりとなっております。

また、多目的運動場については、排水能力が優れたグラウンドになりましたので、雨が上がった後の使用も短時間でできるという状況でございます。

次に、西那須野運動公園整備事業の平成25年度繰り越しでございます。こちらジョギングコース及び多目的運動場の広場更新工事については、5,500万となっております。歳入で申し上げたように、交付金として補助で2,600万の交付を受けてございます。

次に、三島体育センター管理運営事業につきましては、昨年度と同様の内容になってございます。

同じく、次の塩原運動公園、関谷南公園管理運営事業についても、昨年度と同様の内容でございます。

次に、330ページをお開きください。

塩原B & G海洋センター管理運営事業につきましても同様に、前年度と同様の内容になってございます。

次に、学校開放事業についてでございます。学校開放事業については、下のほうに利用状況のほうに記載されてございますが、夜間照明として7つの学校のグラウンド、体育館では小学校で22校、中学校で10校、高校1校の35校、そして1棟を開放してございます。全体的に学校の統廃合の影響もあり、少し減ってはいますが、全体的に利用者のほうはちょっと伸び悩んでおります。3,729名減の6万3,918名のご利用をいただいております。

最後に、馬場整備事業、110事業でございます。新たな事業としての馬場事業について3,983万4,029円の決算になってございますが、内容としては、委託料として馬場改修のための工事設計、また332ページ、めくっていただきますと、この事業を開始するに当たりまして、試行的事業として乗馬体験教室を5回ほど行いました。こちらの委託料でございます。この教室には青木小学校を初め、ふれあい、あすなろの生徒の皆さん、また議会の皆さんにもご利用いただいたわけでございますが、7月1日にオープンになりました。

工事請負費については、室内の馬場、厩舎、……などの工事を行ったところです。

備品購入費については、乗馬のための馬具、ヘルメット等の備品。また事務執行のための机などを購入し、また作業用のトラックを購入してございます。

以上、スポーツ振興課の決算を説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご決定いただけるようよろしくお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 認定第1号は、全員異議なく認定すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、それぞれ委員の皆さんから何かございますか。

藤村委員。

藤村委員 (黒磯運動場内の自動販売機被害について)

伊藤委員長 ほかに。

相馬委員。

相馬委員 (栃木国体の競技会場の選定状況について)

伊藤委員長 よろしいですか。

それでは、スポーツ振興課の皆さんからは何かございますか。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 その他でございますが、委員の皆様にご報告させていただきます。

7月1日にオープンしました那須塩原市ホースガーデンの利用状況でございますけれども、こちらのほうがまとまりましたので、報告をさせていただきます。

利用内容についてたくさんあるものですから、ちょっとまとめてご報告ということになります。利用人数については、7月が458名と大変多くの方にご利用いただいております。その中でも団体の利用としては、東小学校の特別支援の学級の生徒さんのご利用、またふれあいの適応指導教室さんのほうのご利用、また青木小学校さんのほうのご利用、また稲村の公民館、そして幼稚園では黒磯の幼稚園さんということで、団体でご利用をさせていただきました。

次に、8月についても集計が固まりましたのでお話ししますと、8月が461名という、7月と同様にたくさんの方にご利用いただきました。主な利用団体としては、大山の公民館、そして婦人会の皆さんにもご利用いただきました。また保育園の皆さんにもご利用いただき、さらに学校の先生方にも乗馬のほうを体験していただくように、利用日のほうを設けさせていただいております。

以上、非常に多くの方に人気も出てきている事業に育っているなという感じを受けますが、今後のスケジュールについても、相当予約のほうが入っております。なかなか土日などはとりにくいという状況も続いておりますが、さらに内容的なものをより利用しやすい形に工夫しながら、事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

伊藤委員長 それではスポーツ振興課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

教育部の今定例会における審査は終了となりますが、教育部全体として何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 なければ、以上で教育部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部の方は退席していただき、委員の方は引き続き陳情の審査を行います。ここで10分間の休憩を入れます。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。

陳情第3号の上程、説明、討論、

審査

伊藤委員長 それではここで次に、陳情第3号特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情を議題といたします。

こちらの陳情は継続審査ですから、内容説明は省略いたします。また他市の動向について、事務局から説明をさせます。

事務局。

長岡議会事務局主査 さき、先日と同じような話になってしまうんですが、委員会での結論ということで、やらせていただくこととなっております。

他市の動向ですが、昨日お渡ししました審査結果のとおりとなっております。継続が2つ、採択が4つという結果となっております。不採択の主な理由としましては、県の特別支援学校は県の施設なので、全国の状況等も把握できないためというようなさくら市ですとか、那須烏山市などに設置基準を策定してしまうことによって、児童に合った運営に支障がでると考えるためといったご意見でした。

以上です。

伊藤委員長 説明が終わりしました。

それでは、委員の皆様のご意見をお願いしたいと思います。

まず、初めに若松委員、お願いします。

若松委員 きのうはちょっと迷っていたんですけども、いろいろこれを読み返したりすると、やはり弱者には弱者なりの大変さがあるのかなと思ひまして、陳情に対して採択ということをお願い

したいと思います。賛成です。

伊藤委員長 続きまして、磯飛委員。

磯飛委員 きのうの協議会でもお話をさせていただきましたが、やはり教育は平等であるという観点から、普通学校と同様に基準を設ける必要があると思います。

特に、普通学校においては、皆さんご存じのように、本市ではそういう事例はないんですが、近隣の市では小中学校の統廃合があり、まだ校舎が新しいにもかかわらず、中学校の校舎を統合の結果、小学校が利用しようとしても、建築基準に合わない。小学校の建築の規定に合わないということで、新しい中学校も使えない。そういう今までの基準が、規定がある普通学校と比べ、特別支援学校にはそういう規定がないということに、不平等さというものを感じます。

それと、今若松委員から話がありました特に政治というものは、弱者に対して手厚く支援するのが政治だと私は考えておりますので、特別支援学校に通学する、弱者という表現は語弊があるかもしれませんが、弱い者に対して支援を厚く設けるべきだと。このことから、この陳情に対しては賛成採択とすべきと思っております。

伊藤委員長 中村委員、いかがでしょう。

中村委員 先日も申し上げましたように、陳情の趣旨等々を鑑みますと、そういったほうに達していないということを考えて、きのうも不採択ということで申し上げたとおりでございます。

以上です。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 私もきのう申し上げましたとおり、この陳情は採択すべきという立場です。

やはり、体に障害を持っている子も普通の子も、同じような教育条件が与えられるべきだし、当然そういうものを要求していくべきだと思います。

那須塩原市も、子どもの権利条例と国連の子どもの権利条約に倣って条例を採択しました。子どもの最善の利益のためにと、しっかりと我々議員はそういう立場にあるので、この陳情にはそういう子どもたちのために教育条件を整備するという立場で賛成したいと思います。

伊藤委員長 続きまして、藤村委員。

藤村委員 きのう申し上げたことと重なりますが、実際に先生の努力で、スロープを改修工事をしている。これは先生の本来の仕事ではなくて、余分な負担になっていると思えました。また特別教室が普通教室に転用されている事実もありました。これは最低限の基準があれば、こういうこともないのかなというふうに感じました。劣悪な環境ではありませんが、今市内にそういう心配はないということですが、これが将来必ず担保されるということにはつながりませんので、最低限のバリアフリー、最低限の空間を確保するための基準は、国に対して要望するというのは当然の権利であると思いますので、この陳情には採択、賛成です。

伊藤委員長 相馬委員。

相馬委員 私は、陳情の理由の内容を鑑みまして、この陳情に対しては不採択をお願いします。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 私もこの陳情の内容を見まして、不採択としたいと思います。

伊藤委員長 続きまして、平山委員。

平山副委員長 私もきのうと同じ意見で不採択です。

伊藤委員長 そのほかご意見はございませんか。

〔「全部言っている」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは意見がないようですので、討論を許します。

高久委員。

高久委員 皆さんの意見が4対4になったという

ことですが、やはりさっき言ったような内容で、私は採択すべきだということで討論としたいと思います。

伊藤委員長 ほかに討論はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

ご異議がございますので、挙手により採決をいたします。

陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情を採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 ただいま採決の結果、可否同数を認めます。

よって、委員会条例第15号により委員長の採決になりますが、委員長は否決すべきものと決定いたしました。

当委員会の審査の結果……

〔「違う、不採択」と言う人あり〕

伊藤委員長 不採択。

〔「不採択としますと言ってから」と言う人あり〕

伊藤委員長 不採択とすべきものに決しました。

〔「委員長のまず考えを」と言う人あり〕

伊藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時27分

伊藤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

挙手採決の結果、可否同数を認めます。

よって、委員会条例第15条により、本委員長は否決すべきものといたします。委員会としては不

採択といたします。

〔「違う」と言う人あり〕

伊藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時29分

伊藤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

挙手採決の結果、可否同数を認めます。

よって、委員会条例第15条により、委員長は否決すべきものといたします。

よって、当委員会是不採択といたします。

それでは、陳情第3号の審査を終了いたします。

その他

伊藤委員長 以上で、本日の委員会日程は終了しました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出をいたしますので、ご一任くださいますようお願い申し上げます。

事務局から連絡があります。

事務局。

長岡議会事務局主査（今後の予定について）

閉会の宣告

伊藤委員長 これをもちまして福祉教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時54分